



古本募金開始 (2013.4)



防犯カメラの設置 (2013.4)



EUフレンドシップウィーク展示 (2013.6)



空調故障による応急措置 (2013.7)



春学期試験期間中の2階開架閲覧室 (2013.7)



ふた付き水筒の飲用開始 (2013.7)



関大みんなの傘 (2013.9)



秋学期のKU コアラ展示 (2013秋)



関西大学図書館 LibGuides 提供開始 (2014.2)



新「KOALA」稼働 (2013.9)

書見台

世界図書館巡礼——東西文化交渉の書籍を求めて(2)——

2013 年夏欧州訪書記 内 田 慶 市 3

虫ぼし抄

ECCO という強力な武器 壽 里 竜 12

『日本近代美術関係マイクロ資料コレクション』の紹介 長 谷 洋 一 15

平成 25 年度基本図書購入リスト 18

〈図書館自己点検・評価について〉..... 関西大学図書館自己点検・評価委員会 21

図書館談話室

図書費の予算管理～学部の枠は壁か柱か？ 濱 生 快 彦 43

平成 25 年度大学図書館近畿イニシアティブ「中級研修」に参加して 芝 谷 秀 司 49

平成 25 年度図書館等職員著作権実務講習会に参加して 吉 田 有 輝 53

図書館活動報告

平成 25 年度図書館活動報告 58

図書館展示会報告 62

図書館出版物案内 63

規程・内規・要領の改正

平成 25 年度に制定及び改正のあった図書館諸規程 64

『図書館フォーラム』投稿要項

編集後記

世界図書館巡礼

—東西文化交渉の書籍を求めて(2)—2013年夏欧州訪書記

内田慶市

筆者は、2013年7月27日から9月30日までの期間、関西大学在外研究員（学術調査）としてロシア、ドイツ、イタリア、中国の各図書館での資料収集の機会を得た。今回訪れた図書館の紹介と調査で新しく見た資料について以下少し述べて同学の研究の便に供したいと思う。

1. サンクトペテルブルク・東方文献研究所

サンクト・ペテルブルクは、旧ロシア帝国の首都であり、かつてはレニングラードとも呼ばれたロシア第二の都市である。そこはまたアジアとヨーロッ

クの文化の融合した場所でもある。そのペテルブルクのネヴァ川のほとりのエルミタージュ美術館の並びに、「ロシア科学アカデミー東方文献研究所（旧東洋学研究所）」はある。

ペテルブルクはドストエフスキー、ゴーゴリ、プーシキンなどの文豪を生んだ町でもあり、『罪と罰』が書かれた家とか、プーシキンが決闘の前に訪れた喫茶店等名所旧跡も沢山あり、運河巡りもまた楽しいものであるし、ビーフ・ストロガノフをストロガノフ宮殿で味わうのもまた一興である。

現在の所長は敦煌学の研究者であるボポア女史であるが、彼女の執務室はニコライ一世の子息の寝室



東方文献研究所全景



東方文献研究所入口



東方文献研究所内部



東方文献研究所閲覧室



東方文献研究所所長室 (1)



東方文献研究所所長室 (2)



閲覧室から眺むネヴァ川

だったと言われている。また、閲覧室の窓からは青々としたネヴァ川の澄み切った水の流れと行き交う船が見える。

ところで、最近、ロシアでは研究機関の統廃合が行われており、この東方研究所も例外ではないようであり、今後の動静が注目される場所である。

この研究所には中央アジア、シルクロード各地で発見された西夏文字や梵語等の仏教経典や写本類、満蒙関係、敦煌関係の貴重なコレクションが収められており、その規模は世界有数を誇っているが、今回のサンクト・ペテルブルグでの一番の目的はここに収められている「幻の漢訳聖書」を見ることであった。

漢訳聖書の研究はこのところ新しい段階に入っている。それは主に2つの「聖經」の発見によるものである。1つは（私もその現物を初期に見ていた一人であるが）、モリソンが元にしたジャン・バセによる漢訳聖書の新しい2種の版本（ケンブリッジ大学図書館、ローマ・カサナネンセ図書館）の発見、

1つは、これまで「あった」ことは分かっていたが、誰もそれを目にするには出来ず、最近になってようやく上海で見つかった賀清泰（Poirot）の中国語版『古新聖經』である。

ただ、後者の賀清泰のものには、漢語版以外に満州語版と満漢合璧版もあることが分かっていたが、満漢合璧版に関しては実際にそれを見た人はこれまでほとんどいなかったように思われる。

今回ようやくにして、Volkovaの満州語関係マニスクリプト文献目録（*Opisanie man' chzhurskikh rukopisei Instituta narodov Azii AN SSSR, 1965*）などを参考にしてC.11（mms）という請求番号であることを確認して早速閲覧申請。現物を手にした時は思わず身震いした。これがかの「幻の漢訳聖書」の満漢合璧版である。

これについては、金東昭2001（「東洋文庫藏現存満文圣经稿本介绍」『滿族研究』第4期）で以下のように説明されている。

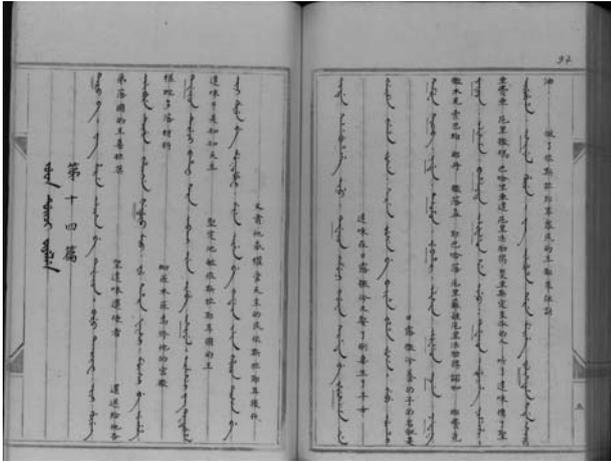
Yudae gurun-I wang sai nonggime sosohon nomun bithe [Paralipomenon libripromi pars secunds constans]

是 Poirot 神父翻译的满、汉文圣书原稿中的《历代经》部分。至于是出自 Poirot 神父亲笔，还是其它人的手笔，则无从考证。这本原稿一册为 100+5 张，各面（页）是 8 行，大小为 34×23、25.5×8cm。现收藏于苏联科学院亚细亚民族研究所。

しかしこの記述には問題がある。

実際には、大きさはこれでいいが、本文は全 101 葉（表紙と白紙の葉の計 2 枚は除く）、各半葉 10 行（満漢各 5 行）である。

金 2001 が何故「各葉（頁）8 行」と言っているの



『古新聖經』 滿漢合璧版



『官語詳編』

かは分からないが、これは Volkova1965 の記述に基づいているようで、案外、金氏は現物を見ていないのかも知れない。

本稿本はいわゆる旧約聖書の「歴代誌上第 13 章 (如達國眾王經尾増的總綱・卷壹下・第十三篇)」から「第 29 章 (第二十九篇)」までが収められているが、その書体は上海徐家匯藏書樓藏漢字本とほぼ同じ筆跡と思われる。また語彙の異同もわずかに見られるが、漢字本の方がより正確である。

こうした合璧版の場合、たとえば『清文指要』等の満漢合璧版では、先に満州語があり、中国語はその訳という形が一般的と考えられるが、この『古新聖經』の場合には、先に中国語があつて、それに対応する満州語が付けられたという可能性が高いように思われるが今後の課題としておきたい。

なお、本図書館には他に満州語版『古新聖經』も各種所蔵されている。

この他に面白いものとして、以下のようなものがある。

C.60 『神 經 撮 節』 (Printed at Serampore by the English Missionarys.)

全七葉、聖書解説本。

C.221 『樂善堂書目』

上海樂善堂主人謹啟

重刊樂善堂發兌書目叙光緒十三年丁亥二月 上海樂善堂書局謹識

D.654 『華英通用雜話上卷』 付『聖經史記』 (耶穌降世壹千捌百肆拾陸年, 江蘇省松江府上海縣墨海書

館藏板) ロバート・トームのもの。

D.624 『舊遺詔書 摩西五經 創始轉 出麥西國傳 利未書 戶口冊記 復傳律例書』

耶穌降世一千八百四十六年, 大清道光二十六年 寧波華花聖經書房刊

いわゆる分合活字の使われたもの。トームの『正音撮要』と同じ

C.723 『官語詳編』

雍正 7 年秋新鑄・袁一州先生較正南北音

本文全 26 葉

これについては、かつて高田時雄氏が「清代官話の資料について」(『東方学会創立五十周年記念東方学論集』1997) で触れられたことがあるが、現物は余り見られない貴重なものである。

C.116 『官音便覽』

同治甲子春重刊、漳浦張錫捷先生著 味根齋藏板

これは法政大学沖縄文化研究所にも所蔵されているが、稀覯本に属す。

E.513 『英話註解』

C.130 上海商務印書館有限公司編印行『中西各種書籍』1906

C.137 上海美華書館『中西教科書目録』1908

C.311 『上海四馬路商務印書館書目第 1 輯』

C.131-133 『商務印書館出版書提要』1906,1908,1909

C.326 『孩童故事』1883

E.611/6,12,13 『小孩月報』1878,Vol.1.No.2,4

2. ドイツ・Wolfenbüttel 図書館

ドイツでは今回は特に Wolfenbüttel Herzog August Bibliothek での調査を行った。この図書館は 1572 年に Duke Julius によって収集されたコレクションを元に作られたドイツでも最も古い図書館の一つであり、数学者・哲学者のライプニッツもかつて館長を務めていた(1690-1716) ことがあり、彼の集めた中国書コレクションもある。ゲストハウスも完備していて、1日15ユーロ程度と極めて安い。小さな街だが、木組みの家が建ち並び実に風情がある。なお、フェローシップ制度も充実していて、Doctoral で1ヶ月1000ユーロ、Post-doctoral で1250ユーロが支給され、また宿舎も提供される。期間はどちらも2ヶ月以上9ヶ月まで。興味のある方は是非申請されてみることをお勧めする。

さて、係の人に調べてもらった当館所蔵の中国関係のマニュスクリプトの請求番号は以下のものである。

148.Blank, 148.Blank. I, 148.Blank.II, 148.Blank.IV,

148.Blank.Va,
148.Blank.Vb, 148.Blanc.VI
62.2.Extrav.
91.2.Extrav.
115.1.Extrav.
117.a.EXtrav.
117.1.Extrav.(1)-(11)
118.1.Extrav, 118.1.Extrav.III
130.4.Extrav.(1)-(3)

量的には多くはないが、中には面白いものが含まれている。特に、91.2.Extrav. の中には、14種のマニュスクリプトが入っているが、そのうち(12)は、かつて北京外国語大学の楊慧玲氏が『或問』第17号(「德国图书馆中文藏书述要」2009)でその存在を明らかにした「佛郎机化人話簿」、つまり漢葡対訳語彙表(ポルトガル語は漢字で表記される)であるが、実は、その後の(13)(14)も同じく漢葡対訳語彙集であり、しかも量は(12)よりも多く、単語だけでなく、長いポルトガル語の文章も漢字で表されている。



Wolfenbüttelの町並み (1)



Wolfenbüttelの町並み (2)



Wolfenbüttel図書館全景



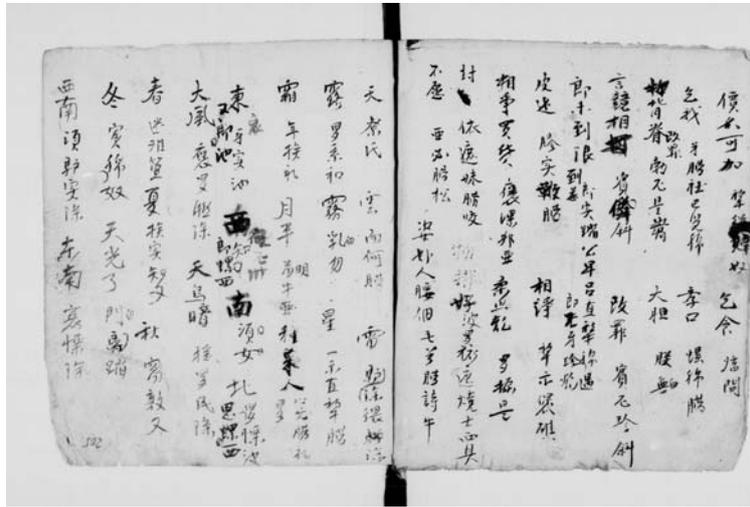
Wolfenbüttel図書館入口



『佛郎机化人話簿』表紙



『佛郎机化人話簿』



91.2.Extrav. (13) (14)



Klaproth (1)



Klaproth (2)



Christliches gebetbuch



ハイデルベルク大学図書館 (1)



ハイデルベルク大学図書館 (2)



フランクフルト大学図書館インフォメーション



フランクフルト大学図書館commons

この類いのものとして他に、ラテン語—漢語対訳語彙集(148.Blank.VI)もある。これは漢語だけでなく満州語での注釈もあり、清代のものであるが、クラブロート(Julius Klaproth)のものとしてされている。

以上の他には、『天主宝義』や『聖教日課』などが、すでに前述の楊2009で触れられておりここでは割愛するが、楊で示されていないものに117.a.Extrav.「Christliches gebetbuch(天主要理)」がある。

「漢字+音註+ラテン語訳付き」のものであるが、入声表記が見られないことから清代のものと考えら

れる。文白混交体で書かれていて、文体資料としても面白い資料である。

ドイツではこの他に、ハイデルベルク大学図書館、フランクフルト大学図書館を訪れたが、ハイデルベルクの荘厳な図書館には圧倒される。フランクフルトは新しい現代風のものであるが、ここの特徴は大学関係者だけでなく、広く一般に開放していることであり、身分証明書等は一切必要なく図書館に入れるようになっている。まさに、パブリック図書館である。commonsもごく当たり前に設置されている。

3. ローマ国立図書館

ここでは相変わらずマニユスクリプト目録からこれまで未見のものを中心に見ていった。特にここで取り上げておきたいのは次のものである。

Ori.173 『Dizionario cinese portoglese (漢葡字典)』

これは恐らくは Francisco Diaz の手になるものと思われ、これまでほとんど言及されていないものである。

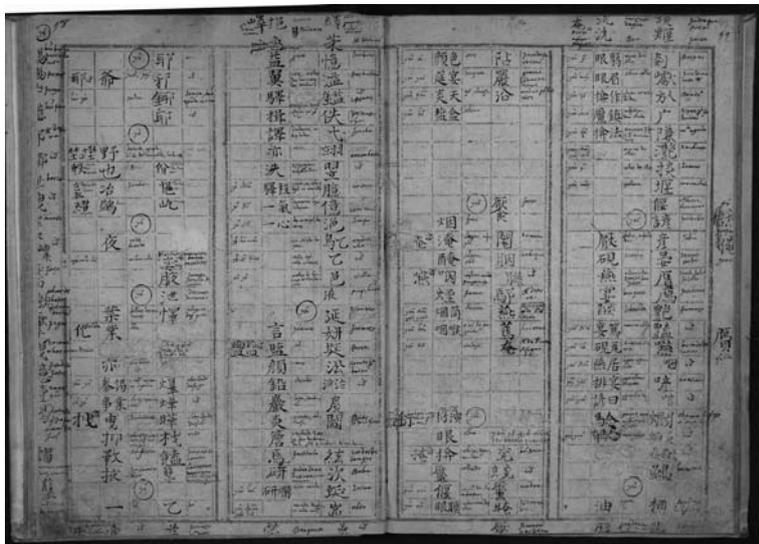
Ori.174 の「Dizionario cinese-inglese (漢英字典)」

も興味深い資料である。

Ori.206 は 1840 年代の南京地区における中国人キリスト教信者名簿であり、中国名、キリシタン名、職業等が細かく音註も付けて記録されている。

Ori.232 『俗言警教』(1852?) は全 50 葉で、孔孟や老荘といった中国古代思想更には仏教などを引きながらキリスト教の論理を説くもので、文体は文白混交体。

この他、手書きの中国語学習ノート類も数多く残されていて、まだまだ見るべきモノがここにはあると感じている。



『漢葡字典』



『俗言警教』

4. ローマ・カサナテンセ図書館

この図書館は前号でも触れたが、毎年夏には必ず訪れるところで、係員もさすがによく顔を覚えていてくれて何かと便宜を図ってくれる。

この図書館の漢籍については Menegon2000 (The Biblioteca Casanatense (Rome) and Its China Materials, 『中西文化交流史雑誌』) があって非常に便利であるが、実はこれは完璧ではなくて、現在、ライブラリアンの Dr.Isabella がローマ大学サピエンツァのマシーニ教授の教え子の Davor Antonucci をアシスタントとしてより完全な目録を作成中である。

今回もとりあえずは Menegon2000 を手がかりにいくつか資料を調査したが、以前にも見ていた MS2273 と 2236、2256 について述べておく。

MS2273 にはバセ (白日昇、Juan Basset) の『天主聖教要理問答』が 2 種収められている。この図書館には、上にも述べたようにモリソンが元にしたバセ訳漢訳聖書が所蔵されているが、それ以外に、この『天主聖教要理問答』があったのだ。

かつて筆者はバセ訳に 2 種類あり、カサネテンセ本と大英図書館本の違いは福音書の部分が、前者は普通の聖書の形を取っているに対して、後者はシャッフルバージョンになっていて、それは後者がバセが編纂出版したところがあると記録がある「聖教要理」の類いのものでないかという仮説を立てたことがあるが、それは誤りであることが今回の発見で明らかにされた。バセはこうした聖教要理を実際に作っていたことになる。ただ、カサナテンセ本聖書とこの要理本の字体はよく似てはいるが恐らく別の人の手になるものと思われる。



バセ『天主聖教要理』(1)



バセ『天主聖教要理』(2)



バセ『天主聖教要理』(3)



雍正期口述書

この他、MS2273 で面白いのは、「百家姓帖」「三字経」などの音註付きのものである。こうした音註付きのものは、ローマ国立図書館にも多く所蔵されているし、ナポリの国立図書館やナポリ東洋学校にも残されているが、それぞれの時代の音を反映しており、音韻研究には有効な資料となろう。

『聖教要理問答』は MS2256 にも含まれているが、先の2種とは明らかに筆跡が異なっていて、時代は少し下るものと思われる。

また、この MA2566 には下のような雍正帝の恐怖政治に関連する人物（塞思黒）に関わる文書（宣教師穆景遠の口述書）なども含まれている（同様の文

書は MS2273 にも入っている）。

MS2236 には、Premare の漢拉対照の「心字深義」が含まれている。

ところで、カサナテンセでは、これまでずっと気になっていたことがあり、それを解明すべくかなりの時間を費やしたが結局解決には至らなかった。それはこういうことである。

カサナテンセ版バセ訳漢訳聖書は確かにこの図書館に存在する。そしてこれに関する論考も筆者は以前に公にしている（「モリソンが元にした漢訳聖書—新しく発見されたジャン・バセ訳新約聖書稿本」『アジア文化交流研究』2010）。

このバセ訳稿本の一つがローマの図書館にあることは以下のように、19世紀末にすでに指摘されていた。

The end of the Ming dynasty, and the beginning of the present Ta Ch'ing, were the palmy days of Jesuit missions in China. At that time portions at least of the Scriptures were translated into Chinese and printed for general use. It is not improbable, indeed, that the whole of the Scriptures were translated, though they were never printed, and therefore never got into general circulation. A manuscript copy of the New Testament in seven volumes, now preserved in the library of the Propaganda at Rome, may belong to this period. We could not expect Rome to give her people freely whole Bibles, not even New Testament; but much of the substance of the Gospels, and sketches of the more interesting historical narratives of the Old Testament, were made at different times by different men, and neatly printed and widely circulated. Copies of these, some yellow with age, some later reprints, may still be found in the possession of old Catholic families in Peking. They are written in a simple though not uniform style, much of which differs little from the Kuan - hua of the present day. (Rev. John Wherry 1890, 47p)

(明末清初は中国においてイエズス会が栄えた時代であるが、この時期に聖書の一部は中国語に訳されて、一般の用途のために印刷もされた。もちろん、実際には、あるいは聖書の全てが翻訳されていたのかも知れないが、しかし、それ(聖書の全て)は決して印刷されることはなく、一般的に流布することはなかった。ただ、今、7巻の新約の手稿本がローマの外国宣教師図書館に残されているが、恐らくこれはこの時期のものである。)

実はこの記述は恐らくは Remusat 1811 (*Sur les traductions de la Bible, Mélanges Asiatiques*) が元になっていると思われる。レミュザは、そこで「ローマの Congrégation de Propaganda fide の図書

館に所蔵されている7巻本はバセによって中国語に訳された新約の一部である」と述べているのだ。

では、カサナテンセと Congrégation de Propaganda fide との関係はどうなるかである。

カサナテンセ図書館の稿本はその表紙に「Fattineli 神父の寄贈によるもの」と記されている。Menegon 2000 によれば、カサナテンセに Fattineli 神父によって最初に中国関係の書物が寄贈されたのは 1733 年の 9 月 12 日、2 回目が 1741 年であり、多くのマニスクリプト (51 巻) が収められたとある。つまり、このバセの稿本は 1733 年、あるいは遅くとも 1741 年にはカサナテンセ図書館に所蔵されていたということになる。

となると、レミュザの見たものはこのカサナテンセ本なのか。すわなち、Congrégation de Propaganda fide 図書館とはカサナテンセ図書館を指しているということなのかである。しかし、この二つは別物であり、Congrégation de Propaganda fide 図書館は今もローマ市内に存在している。

疑問はこういうことである。そこでまずはカサナテンセ本が確かに Fattineli によって寄贈されたものであるかを確認するために、図書館に残されている寄贈書リストを丹念に読んでいった。なにせ、当時のラテン語の手書きによる記録だから骨が折れる。2 日間かけて見たが結局見つからず、最後には Dr. Isabella に助けを借りたがそれでもだめだった。多分、間違いなく 1733 年あるいは 1741 年に Fattineli によって寄贈されたものであるはずだが、では、レミュザの記述はどうなるのかである。ひょっとしたら、もう 1 冊バセ訳稿本は Congrégation de Propaganda fide 図書館に眠っている可能性もあるのだが、今後の調査を待つしかない。

以上挙げたもの以外にも多くの貴重な資料を目にすることができたが、今後折に触れて取り上げていくつもりである。

なお、本稿は「新しく目にした東西言語接触研究に関する資料—2013 年欧州訪書記—」(『東アジア文化研究科紀要第 7 号』2014.3) を元に加筆修正したものである。

(うちだ けいいち 外国語学部教授)

ECCO という強力な武器

壽 里 竜

1. ECCOとは？

思想史を専門とする筆者にとって、2013年に関西大学が購入した Eighteenth-Century Collection Online I & II (以下、ECCO) はまさしく「まちにまった」データベースであった。このデータベースには、1701年から1800年までの間に英国とその植民地で刊行された印刷物、および、それ以外の地域で刊行された英語印刷物、合計約20万点が収録されている(当時の英語圏で出版された他言語の資料も収録されている)。実は関西大学は、同様の趣旨に基づいて18世紀の英語文献をすべてマイクロフィルム化した The Eighteenth Century のシリーズを継続購入していた。専門外の人から見れば、マイクロフィルムで同じものが見られるのだから、あえて高額なデータベースを購入する必要はないと思われるかもしれない。

だが、ECCOの特徴は、この20万点におよぶ印刷物を瞬時に全文検索でき、なおかつ書物全体をPDFファイルでダウンロードすることができる点にある。文献学的研究に縁遠い人でも、このメリットの計り知れない大きさは理解してもらえるだろう。そして、このデータベースが手元にあるかどうかで、研究のスピード・広がり・深さがまったく違ってくことも明らかである。英米の主要な大学には、このデータベースが入っているところが多く、それらの大学とECCOが入っていない大学間の「デジタル・デバイド」は、18世紀周辺の歴史系・文献学系の研究者にとっては非常に深刻である。ちなみに、筆者が2012年に学会発表のためにノース・カロライナ大学を訪れた際、同大学図書館で資料調査もおこなったのだが、図書館長から「残念ながらECCOは入っていないのだが……」と申し訳なさそうな顔で言われたことを思い出す。つまり、これは英米圏と非英米圏の間の問題だけではなく、英米圏の内部にも「壁」がある、ということである。

とはいえ、やはり英米圏と日本の格差は非常に大

きいと言わざるを得ない。アメリカ・カナダでは256の機関に導入されている(2012年時点)のに対して、日本で導入している大学は現時点でも非常に限られている。本学にこのデータベースが導入される前は、関東では東京大学・早稲田大学・慶応義塾大学、関西では京都大学のみであった。これらの大学につづいて関西大学にこの重要なデータベースが導入されたことが、関西圏の主要私大図書館としての本学図書館のステータスとなることは間違いない。



(ECCOの検索画面)

2. モノから情報の時代へ

本来なら、このデータベースが関西大学で購入される可能性はきわめて低かった。先にも述べたように、The Eighteenth Century をすでに購入していたからである。現物のマイクロフィルムと電子化されたデータベースとの違いについてはすでにふれたが、大学図書館にとって、現物のマイクロフィルムは貴重な有形資産である。災害などで喪失しない限りは、現物を持っているかどうか重要である。

こうした従来の「資産」という発想はよく分かるのだが、研究者の立場から言わせてもらえば、こ

の発想はそろそろ時代遅れとなりつつある。どこの大学かは言わないが、とある貴重な資料を一括購入したまま、あれこれ理由をつけて、それらを外部の人たちになかなかアクセスさせない例もある。その筋の大家がわざわざ海外からその資料の閲覧を求めにやってきたが、日本人研究者による紹介状などを求められ、手続きが面倒でかなり苦勞をした、という話を聞いたことがある。これでは、バブル期に有名絵画を高額で手に入れたまま死蔵して悪評を買った一部の日本企業と変わらないだろう。

もちろん貴重な文書や資料を良好な状態で保存する「知の番人」とも言うべき図書館の従来の役割そのものが今後も失われるわけではない。だが、ここ十数年の間に、貴重な資料はますます「抱え込むもの」から「公開し、さらなる交流を生み出すもの」へと変化しつつある。国立国会図書館でも、著作権の切れた著作をデジタル化し、公開する動きが始まっている。

文献学的研究をしていると、この点における近年の急激な変化には驚かされる。留学が「洋行」と言われていた時代には、一生に一度の機会にとにかく数多くの貴重な資料を購入して帰国することが重要だった。そうやって先達が収集・輸入してきた資料が現在の大学図書館の蔵書の多くを形作っている。やがてコピー機が普及すると、今度は貴重な資料を大量に複写することが外国滞在中の仕事となった。言い方は悪いが、研究そのものは帰国してからすればいいわけで、一昔前は研究するより資料収集の方が在外研究の主たる目的とならざるをえなかったのである。

ところが、そういう時代はすでに終りを告げ、いまでは貴重な資料の多くがデジタル化され、データベース化されるようになった。以前はわざわざ海外の大学図書館にまで出向くか、数ヶ月待つて高額な複写を取り寄せなければならなかった資料が、場合によっては Google books などですぐに、場合によっては無料で見られる時代になった。それまで研究室の本棚を埋め尽くしていた、院生時代にコピーした資料の多くも、いまでは小指の爪ほどの大きさのチップにすべておさまってしまう。また、筆者も最近ではほとんどの論文をファイルでダウンロードし、プリントアウトせず、パソコンや iPadなどで読み、マーカーを引き、管理している。いったんダウンロードしておけば、外出先でも本棚にして数架分に相当する資料の山から必要なものを探し出し、その場

でチェックすることができるようになった。

とはいえ、便利なことばかりではない。こういう時代になると、以前は「知らなかった」「読めなかった」で通用した——つまり、環境の違いを理由にできた——ものが、すべて研究者側の怠慢という道徳的な問題とされてしまうからである。そうなると、先ほど述べた「デジタル・ディバイド」がますます大きくなっていく。いくら Google books 等で貴重な資料が瞬時に、無料で読めるようになったとはいえ、Google が理想とする「世界中の知識がネット上で得られる時代」にはほど遠い（その理想が従来の知的財産権とどう整合するのかは、ここでは措いておく）。実際、筆者が 2008 年から 09 年にかけてイギリスで在外研究をしている間には現地の大学で ECCO が使えたのだが、帰国後は（もしその資料をダウンロードしていなければ）もっとも近隣で同じデータベースを持っている京都大学まで出向いて同じデータベースをチェックしなければならなかった。しかも、京大に所属する教員でなければ、ECCO で資料の閲覧はできても、ダウンロードは許されない。その不便さを解消するために、ふたたび夏休みに海外の図書館に出向いてまとめて資料を集めなければならなかった。ハードコピーからファイルのダウンロードへと形は変わり、ボタンひとつでダウンロードできるようになったとはいえ、やっていることは相変わらず一世代前とあまり変わらなかったのである。

どの分野でも同じだろうが、こうした技術の進歩によって、要求される研究水準は年々高まっている。そうなると、研究者はますます資料が充実している大学に魅力を感じるようになる。私の周辺には、図書館にすぐれたデータベースが入っている大学かどうかで非常勤講師先を決める人がいるほどである。こういうことは、経済雑誌に毎年特集されている大学ランキングに分かりやすい形で現れてはこないが、大学のアカデミックなステータスを考えるときに非常に重要なのである。

3. アペノミクス効果による偶然

上に述べたように、すでにマイクロフィルムを保有する本学図書館でこの ECCO が導入される見込みはかなり薄かった。筆者はいわば「ダメ元」で 2011 年に高額資料として ECCO の購入申請を行い、12 年も同様の申請をしていた。これには、却下されても、申請を続けるという実績の積み重ねが重要

だと考えていたからである。とはいえ、図書館だけでなく、社会全体で何かにつけ予算削減の動きが広まる中で、このデータベースを購入してもらえる余地はほぼないだろうとも考えていた。

2012年が暮れていく中、政権交代により第二次安倍内閣が誕生する。これからどんな影響が社会に出てくるかとぼんやり考えはしたが、今回の申請にそれが直接的に影響してくるとは思もしなかった。明けて13年1月に、本学図書館から、政権交代で急きょ特別補正予算がついたのでECCOの申請をしたい、との連絡を受けた。アベノミクスの是非についてはここで論じるつもりはないが、政権交代の影響をまさに肌で感じる事ができたのは確かである。

こうして、かなり急ごしらえであったが、文科省向けの申請書を作成し、数多くの本学教員からも共同申請者としてご署名をいただいた。この場を借りて、ご協力をいただいたすべての関係者の皆様に感謝を申し上げたい。そこで痛感したことは、本学には広い意味で18世紀の英米圏の歴史・思想史研究に携わる研究者が、学部を問わず数多く集まっているということである。まさにデータベースを通じて新たな交流が生まれることになったと言える。

こうした「僥倖」によりECCOが本学図書館に導入されることになった。だが、すでに述べたように、データベースは「持っていること」に意味があるのではなく「使うこと」にこそ意味がある。以前は「現物」として持っていれば資産としての価値があると考えることができたので、極論をすれば、その資料がどれだけ使われるかはさして重要ではなかった。同じことはコピーした資料についても言える。コピーしたことに安心して、その後は読まずに放置してしまうことも多い。だが、契約料さえ払えばどこでも同じデータベースにアクセスできるのであれば、当該組織内におけるそのデータベースの必要性がよりシビアに判断されることになる。その意味でも、ECCOの購入を可能にした国の予算が元を辿れば国民の税金であることを私たちは忘れてはならな

いだろう。

もちろん、思想史をはじめとする歴史研究に、安易に短期的な「現代的意義」を求めるべきではないし、わずか数年のスパンで必要性が判断されてはたまらない。それでも、ECCOを含め、これらのデータベースを活用して、少しでも学術的にすぐれた研究成果を生み出していくことが、どれほど間接的ではあれ、ますます世知辛くなっていく現代社会において歴史研究の重要性を理解してもらう最善の方法であると筆者は考えている。

最後に、この原稿の執筆を依頼されたのは去年の秋だったのだが、同年末に、大学図書館コンソーシアム連合でECCOを共同購入することが可能になったとのニュースが入ってきた。当然のことながら、共同購入なので価格も大幅に安くなる。そのため、今後は日本国内でも同データベースを導入する大学は増えていくと考えられる。だが、だからといって一気に導入が進むわけではないだろう。そもそも、以前よりも低価格で購入できるとはいえ、その価格ですら購入がかなわない大学図書館は多数ある。その意味では、日本国内で前述の数少ない大学について本学にECCOが導入されたことの実績に変わりはない。この種のデータベースは、それが重要であればあるほど、遅かれ早かれ他大学でも導入され、それにつれて価格も安くなっていくものである。だからといって、他大学図書館に導入されるまで待っていたのでは、研究に著しい遅れが出ることは上に述べたとおりである。私たちはECCOという強力な武器を手に入れたのだから、この先行者利益を最大限に生かすべきである。おそらく、他分野を研究されている本学教員の中にも、ぜひとも導入してもらいたいデータベースがあるだろう。長期的な視野に立った上で、総合的に「強い関大」を目指すのであれば、ぜひとも他大学に先駆けて、こうした貴重なデータベースを導入し、本学の研究環境をますます充実させてもらいたいと切に願っている。

(すさと りゅう 経済学部教授)

『日本近代美術関係マイクロ資料コレクション』の紹介

長谷洋一

はじめに

意外に思うかもしれないが、「美術」という言葉は、明治6年（1873）に日本政府がウィーン万国博覧会へ出品した折の規約に初めて登場する造語である。それまでは日本絵画や仏像などは、考古遺物などとともに「書画骨董」「古器旧物」と称され、混沌とした「古いモノ」の世界に含まれていた。出品規約には「美術（西洋ニテ音楽、画学、像ヲ作ル術、詩学等ヲ美術ト云フ）ノ博覧場ヲ工作ノ為ニ用フル事。」と記されている。これ以降、「古いモノ」の世界はそれぞれの学問領域によって峻別され秩序だてられて現在の日本美術史もここから誕生する。と同時に、明治初期には西欧から様々な思想や価値体系がもたらされ、誕生したばかりの「日本美術」においても伝統の維持と近代化が図られた時代でもある。

こうした近代日本美術の誕生・展開のプロセスを知る上で不可欠なのは、明治期以降に刊行された美術雑誌である。今では雑誌原本は散逸し、架蔵している図書館でも貴重書となって容易に利用することが困難であった。このたびマイクロ化された近代日本美術に関連する美術雑誌が本学図書館に所蔵され、広く研究に資することが出来るようになった。そこで、マイクロ化された美術雑誌の紹介を行いながら「近代日本美術」誕生から大正期に至る流れをみていきたい。

1. 殖産興業と美術

明治を迎えて日本が早くに近代化を進めることが出来たのは、誕生してまもない「美術」のおかげであるといつてよい。折しも19世紀後半、西欧ではジャポニズムが沸き起こり、日本の美術工芸品を輸出し外貨を獲得して社会的インフラを整備していった。ウィーン万国博覧会への出品もその一環である。

ウィーン万国博覧会や明治11年（1878）のパリ万国博覧会に関与した佐野常民や九鬼隆一らによ

て明治12年（1879）に龍池会が設立された。龍池会は殖産興業の一環としての伝統美術、特に日本画の振興と古美術保護が目指された。龍池会は明治20年（1887）に日本美術協会と改められ、会報の『日本美術協会報告』が刊行された。明治33年（1900）のパリ万国博覧会への出品選定には日本美術協会が担当しており、『日本美術協会報告』の記事からはジャポニズムを背景にした殖産興業と日本の伝統的美術工芸が結びついた点を明らかにすることができるとともに、明治政府の美術行政に対する公式見解として価値の高い内容を含んでいる。

『絵画叢誌』は、明治17年（1884）に設立された東洋絵画会の機関誌『東洋絵画叢誌』の改訂新版である。「国益」としての日本美術の伝統復興、近代化を掲げた点は『日本美術協会報告』と同様であるが、展覧会記事や西洋画に関する記事など時事的話題も多数掲載された点が異なる。『日本美術協会報告』が公的記録であるのに対して『絵画叢誌』は民間からの視点で記されており、日本美術誕生の実態をより詳しく把握することが可能である。

当時の美術界は、明治20年（1887）に東京美術学校が設立され、また同22年（1889）には黒田清輝を中心とした洋画の白馬会が設立している。両者を読みくらべることで、近代国家にふさわしい美術誕生の様相を具体的にみる事ができる。

2. 近代日本美術における京都と東京

実は、ジャポニズムを背景にした殖産興業を支えたのは、東京よりも京都の近代美術である。京都は「美術」の長い伝統や自主性を保守しようとし、京都美術の振興が日本美術全体の振興につながるの自負もあった。西欧に対しても竹内栖鳳の渡欧にみるように、東京経由ではなく直接、西欧に目を向けていた点が注目される。

明治23年（1890）に画家の久保田米僊、幸野楳嶺らによって京都美術協会が設立され『京都美術雑

誌』が創刊された。

『京都美術協会雑誌』はこれを継承したもので（後に『京都美術』と改題）、『日本美術協会報告』『絵画叢誌』など東京系の美術雑誌に対抗したものであった。記事からは東京の近代美術とは違った京都近代美術の独自性をうかがうことが出来る資料である。

この3つの美術雑誌に掲載された記事、論説、報告などからは、近代日本美術の誕生を生々しく伝える資料として貴重である。

いっぽう東京での近代日本画は、日本美術協会系の「旧派」と岡倉天心（東京美術学校）率いる「新派」に分かれていたが、明治40年（1907）の文部省美術展覧会（文展）の開設によって新旧両派の対立は決定的となった。明治31年（1898）、日本近代美術を牽引してきた岡倉天心はスキャンダルによって東京美術学校校長を追われて下野し、日本美術院を設立、機関誌として『日本美術』が創刊された。『日本美術』からは、天心が率いた日本美術院や日本絵画協会の活動の動静はもとより、「新派」の活動を生々しく伝えている。

3. 美術総合雑誌

東洋美術史家である大村西崖が設立に関与し『真美大観』『東洋美術大観』など大型美術全集を刊行してきた審美書院が、明治42年（1909）に『美術之日本』を創刊する。

執筆陣は旧派団体である日本美術協会の関係者が多く、創刊の翌年からは日本美術協会「報告」を掲載し、旧派の機関誌的な一面を帯びている。天心主宰の『日本美術』と比較すると、この時期の日本画の動向が把握できよう。

『美術之日本』の大きな特徴としては、日本画だけでなく西洋美術、特に後期印象派、未来派の作品など同時期の西洋美術思潮を日本に紹介したことが掲げられる。このことが大正期から昭和初期にかけての日本画における新興絵画運動に結びついていくが、その展開を見るうえで重要な資料でもある。

またこれまでの美術雑誌が、西洋や日本あるいは日本画、洋画、彫刻といった各分野での縦割りで編集されたのに対して、『美術之日本』は美術を中心としつつ音楽、文学、演劇、書道などにも触れて「総合美術雑誌」を目指されたことも注目される。大正期、新たに登場した中産階級が都市を背景にしたモダンな芸術・文化・生活様式を生み出していったが、

『美術之日本』の「美術・芸術」「文芸」の記事はモダンな生活文化を支える大きな要素となったことをうかがわせる。

水彩画家の山下藤次郎は、春鳥会（現美術出版社）を設立し、明治38年（1905）には、雑誌『みづゑ』を創刊する。平成4年（1992）まで刊行された老舗の月刊美術専門誌であるが、マイクロ資料には戦時中に改題された『新美術』『美術』までを収めている。

『みづゑ』は当初、水絵＝水彩画の普及のために刊行されたが、大正6年（1917）以降は、水彩画に限らず洋画と西洋絵画一般を中心とした美術雑誌となり、1920年代になると日本・東洋美術までも扱う総合美術誌へと変わり、各分野での活発な批評、紹介を掲載していった。『みづゑ』の水彩画から油絵、西洋絵画への編集方針変更は、日本でもようやく油彩画のもつより強い表現手段が求められた証しでもある。

『書画骨董雑誌』は明治39年（1906）、樋口傳を編集発行人として書画骨董雑誌社から刊行された。主だった内容は日本画や南画に関するものであるが、洋画・彫刻・工芸の分野にも及んでいる。日本の美術をとりまく政治情勢や美術行政についての情報、画家や収集家の動静、各種のゴシップまでを細かく伝えている。寄稿者は美術家だけでなく大隈重信など多彩な執筆陣を迎え、日本だけでなく東洋全体の美術史・評論史の貴重な資料となっているほか、美術をめぐる新たな受容環境に触れられている点が注目される。

4. 大正期の美術評論

『萬朝報』連載の家庭小説で人気作家となった田口掬汀は、大正初年頃に美術批評に転じ、大正4年（1915）に日本美術学院と中央美術社を創設する。中央美術社から刊行された『中央美術』は、この期の洋画壇、新興美術の動向を最もよくとらえている雑誌である。

折しも大正10年（1921）春に大原孫三郎が児島虎次郎に購入を委ねた名画による「大原家蒐集作品展覧会」が開かれ、翌年5月には東京でフランス人美術批評家のエルマン・デルスニス氏による「佛蘭西現代美術展覧会」が開かれた。同展覧会は、多数の西洋美術作品のオリジナルが国内で展示された画期的なもので、それまで図版などでしか触れること

が出来なかったアングルやクールベ、セザンヌ、ゴッホ、ルノワール、マチスなど19世紀末から20世紀初頭のフランス美術作品が日本にもたらされた。『中央美術』はオリジナルに触れた安井曾太郎、梅原龍三郎、岸田劉生、志賀直哉などの批評が寄せられ、当時の美術論の中核をなしている。田口は、『中央美術』を創刊した年に結城素明、鏑木清方、吉川靈華、平福百穂などに呼びかけて美術団体「金鈴社」を結成、中央美術展覧会を開設している。

展覧会を主宰したデルスニスと三越の社員であった黒田鵬心が、大正14年（1925）に共同で日仏芸術社を設立し、昭和6年（1931）まで、9回にわたりフランス美術展を開催、フランス美術をもとにした美術趣味の普及向上と美術教育への寄与を目的に美術雑誌『日仏芸術』を刊行する。挿絵も豊富で、時にはフランス美術雑誌の翻訳記事、現地からの寄稿記事を掲載し、同時期のヨーロッパ美術界の動向をいち早く日本に紹介した。こうした日仏芸術社の活動は、今日に至るまで日本人の「印象派好き」の源泉とみることができよう。

日仏芸術社は展覧会を通じてフランス美術の紹介に努め作品の販売も行い、西洋美術の受容層の拡大をはかった。しかし、採算を度外視してロダンの大作を搬入したことや、パリでの日本美術展開催が失敗に終わったことから経済的苦境に陥り昭和6年（1931）に日仏芸術社は解散、『日仏芸術』も終刊となった。

大正13年（1924）、洋画家山本鼎、北原白秋の実弟である北原義雄によって雑誌『アトリエ』が、創刊された。

シュルレアリスムやゴッホ、マチス、ピカソなど斬新な評論、展覧会特集などで多くの読者を獲得していった。戦時中は統制のため『生活美術』と改題を余儀なくされて、その後休刊となるが、戦前の美術ジャーナリズムの中核をなす美術雑誌である。

明治に誕生した「美術」は、大正期には文学や映画などと結びついていく。マイクロ資料コレクションには、美術をめぐるこうした当時の文芸資料も広く収められている。

カメラの発達などにより写真や映画もまた芸術の一領域を占めるに至った。映画では、大正8年（1919）に外国映画専門誌『キネマ旬報』が刊行さ

れたが、大正14年（1925）には日本映画の批評雑誌『映画往来』、翌年には文芸春秋社から『映画時代』が刊行される。映画に関する評論、エッセイ、情報から当時の文芸と映画との密接な関係がみとれる。

また写真の分野でも欧米でのグラフ誌の流行を受けて、明治36年（1903）国木田独歩が編集長として月刊グラフ雑誌『東洋画報』が刊行された。同年秋には矢野龍溪が社長として近事画報社を設立、雑誌名も『近事画報』と改められた。『近事画報』は日露戦争開始から戦争後の日比谷焼き討ち事件までを多くの写真と絵画と文章で報道したもので、近代の錦絵にも多くえがかれ、絵画とメディアとの接近をうかがわせる。大正6年（1917）のロシア十月革命や大正11年（1922）のソビエト社会主義共和国連邦の成立は、日本の文芸界も無関心ではありえなかった。大隈重信は世界を大観することを必要として大正7年（1918）文芸雑誌『大観』を刊行し、評論と創作に力を入れ、また大正10年（1921）には『露西亜芸術』が刊行され、ロシアの文学、美術、演劇などが紹介されている。

おわりに

以上、雑駁ながら日本近代美術関係マイクロ資料コレクションの概要を紹介しながら、美術の誕生と戦前に至るまでの美術の展開をみてきた。

マイクロ資料コレクションに収められた美術雑誌、文芸雑誌を通観すれば、美術というものが、決して単なる道楽の一道具ではなく、折々の時代と社会世相を映し出す鏡であることが明らかであろう。つまり同コレクションは、日本の近代美術の誕生と戦前に至るまでの歩みを証言するものとしてきわめて高い価値をもつばかりではなく、西洋絵画の受容史、日本近代史、国文学、演劇、映画など、さまざまな分野にわたって利用できる価値をみいだすことが可能である。

本学の多くの研究者や学生がマイクロ資料コレクションを縦横無尽に活用して、より大きな成果を得ることを願ってやまない。

(はせ よういち 文学部教授)

平成25年度基本図書購入リスト

1 Eighteenth Century Collections Online (ECCO)
I & II

[18世紀に英国およびその植民地で刊行されたあらゆる印刷物と、それ以外の地域で刊行された英語印刷物を収録対象とするフルテキスト・データベースである。収録対象は書籍にとどまらず、聖書、広告物、手引書、楽譜、年鑑など、あらゆる形態の印刷物が含まれている。収録資料数は約20万点にのぼる。]



Portrait of Marie Antoinette (1755-1793)

2 美術・芸術関連雑誌マイクロ資料集成
248 reels・643 microfiches

マイクロフィルム・マイクロフィッシュ版
[明治から昭和初期にかけて国内で刊行された16種におよぶ美術雑誌・文芸雑誌のコレクションである。『日本美術』『みずゑ』『美術之日本』など日本近代美術の成立と展開を考察する上で重要な資料が含まれているほか、『大観』『映画往来』など文芸資料、日本映画資料を知る上での基本資料も含まれている。]

3 「全国商工会議所関係資料」第1期：東京商工会議所関係資料（明治10年～昭和40年）

30枚

DVD-ROM 版

[当コレクションは、政府と企業を結ぶ中間団体である東京商工会議所所蔵の膨大な一次資料の集成であり、

明治初期から昭和の高度経済成長期の間の東商の活動を網羅したものである。また、この商工会議所関連コレクションは全国各地の会議所によって刊行された貴重な報告書が残されており、いずれも日本の経済活動の根幹を支えてきた各地域の商工業者の願望・主張が込められた貴重なコレクションである。今まで当コレクションは利用にあたっては180リールに及ぶ16ミリマイクロフィルムから必要とする資料を探し出さなければならず非常に不便な状態にあったが、2010年に所蔵資料1万点近くを検索・閲覧することが容易なデジタル版として刊行され、新たな研究を大いに期待できる資料群として生まれ変わった。]

4 CIS Microfiche Library 2010-2011 【Serial Set, Hearings, CRS Reports, Committee Prints and Senate Executive Documents and Reports】

(米国連邦議会委員会関係資料原報【シリアルセット・公聴会議事録・議会調査局報告書・委員会配布資料・上院機密文書・報告書】)

17,194 microfiches

マイクロフィッシュ版

[米国議会（U.S. Congress）やその委員会において生み出される膨大な資料群が体系的・網羅的に収録されている一次資料コレクションである。米国議会は単に立法機関であるというばかりでなく、各種テーマについての調査・研究・分析の機関でもあり、本資料は政治、経済、法律、社会、文化の研究者にとっての極めて有効な情報源である。今年度の購入により関西大学図書館の当コレクションの所蔵範囲は1970年から2011年までとなった。]

5 Papers of Supreme Court Justices, Earl Warren
(米国議会図書館所蔵E.ウォレン文書－連邦最高裁判所判事文書)

第2部：会議メモ

Part 2: Conference Memoranda.

Series C: 1960 - 1963.

Series D: 1964 - 1966.

106 reels

マイクロフィルム版

[当コレクションは、米国議会図書館の Manuscript Divisionで保管されているE.ウォレンの文書をマイクロ化したものである。1960年代に、合衆国連邦最高裁判所が、平等権や言論の自由、刑事手続上の権利に関して下した重要な憲法判例の形成において、E.ウォレンの果たした役割を実的に分析する上で第一級の資料であるといえる。今年度の購入により関西大学図書館は当コレクションの第1部～第3部を所蔵することとなった。]

図書館自己点検・評価について

平成25年度

□ 目 次 □

自己点検・評価関係資料

- 1 基礎データ（平成25年度）…………… (1)
- 2 平成25年度図書館自己点検・評価委員会名簿…………… (19)
- 3 関西大学図書館自己点検・評価委員会規程…………… (20)

自己点検・評価関係資料

1 基礎データ（平成 25 年度）

- (1) 入館者に関する統計
- a 過去 5 年間の館別・月別開館日数
 - b 館別・所属別入館者数および 1 人当たり平均入館回数
 - c 館別・月別・資格別入館者数および 1 日当たり平均入館回数
 - d 時期別・時間帯別総入館者数および 1 日当たり平均入館者数（総合図書館）
 - e 地域市民への図書館一般開放利用申請者数（総合図書館・ミューズ大学図書館・堺キャンパス図書館）
- (2) 図書資料の利用に関する統計
- a 館別・月別図書利用者数および利用冊数
 - b 月別入庫検索者数（総合図書館）
 - c グループ閲覧室利用状況（総合図書館）
 - d 文献複写サービス
 - e 図書館間相互利用件数
 - f 参考業務（総合図書館）
 - g 利用指導
 - h 学内で閲覧利用できるオンラインジャーナル
 - i 文献・情報データベース検索回数
 - j キャンパス間相互利用件数（予約取寄せ）
 - k 利用者用パソコン設置台数
- (3) 蔵書に関する統計
- ① 収書状況
 - a 図書資料の所蔵数（平成 25 年度末現在）
 - b 過去 5 年間の図書の受入数
 - c 図書資料異動状況
 - d 雑誌・新聞受入種類数
 - ② 分類別所蔵図書冊数（日本十進分類法による）
 - ③ 分類別所蔵雑誌種類数（日本十進分類法による）
 - ④ 図書費執行額 5 年間の推移
- (4) その他関連統計等
- ① 図書館職員
 - ② 学生の閲覧座席数（平成 26 年 4 月 1 日現在）
 - ③ 10 年間の展示会テーマと会期
 - ④ 資料の出陳・放映（学外からの依頼分）

(1) 入館者に関する統計

a 過去 5 年間の館別・月別開館日数

館	月	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	総合図書館	平成 21 年度	29 (4)	25 (7)	28 (4)	30 (5)	17 (0)	27 (4)	30 (5)	25 (5)	25 (4)	25 (4)	16 (0)	19 (0)	296 (42)
平成 22 年度		29 (4)	30 (7)	29 (4)	30 (5)	17 (0)	26 (2)	30 (6)	26 (5)	25 (4)	26 (5)	16 (0)	19 (0)	303 (42)	
平成 23 年度		29 (4)	30 (7)	28 (3)	30 (6)	18 (0)	24 (2)	30 (6)	26 (4)	25 (5)	27 (5)	17 (0)	21 (0)	305 (42)	
平成 24 年度		30 (6)	31 (7)	29 (4)	31 (6)	19 (0)	25 (2)	31 (5)	26 (4)	25 (5)	25 (4)	16 (0)	20 (0)	308 (43)	
平成 25 年度		30 (5)	31 (7)	30 (5)	31 (5)	19 (0)	25 (3)	31 (5)	26 (4)	25 (5)	26 (4)	16 (0)	20 (0)	310 (43)	
高槻図書室	平成 21 年度	25	18	24	25	13	20	25	20	20	20	16	19	245	
	平成 22 年度	25	23	25	25	14	21	24	21	20	21	16	19	254	
	平成 23 年度	25	23	25	23	16	20	24	22	20	22	17	21	258	
	平成 24 年度	24	24	25	25	17	20	26	22	20	21	16	20	260	
	平成 25 年度	25	24	25	26	15	21	26	22	20	22	16	20	262	
ミューズ 大学図書館	平成 22 年度	22	23	25	25	14	21	24	21	20	21	16	19	251	
	平成 23 年度	25	23	25	23	16	20	24	22	20	22	17	21	258	
	平成 24 年度	24	24	25	25	17	20	26	22	20	21	16	20	260	
	平成 25 年度	25	24	25	26	15	21	26	22	20	22	16	20	262	

堺キャンパス 図書館	平成22年度	22	23	25	25	14	21	24	21	20	21	14	11	241
	平成23年度	25	23	25	23	16	20	24	22	20	22	17	20	257
	平成24年度	24	24	25	25	17	20	26	22	20	21	16	20	260
	平成25年度	25	24	25	26	15	21	26	22	20	22	16	20	262

注1 ()内は授業期間中の日曜・祝日開館日数で内数。高槻・ミュージズ・堺の各図書館(室)は日曜・祝日は開館(室)していない。

注2 夏季一斉休業期間中の休館 8月11日～8月20日

注3 システムリプレイスによる休館 9月14日

注4 学園祭による臨時休館 11月1日～3日

注5 冬季一斉休業期間中の休館 12月26日～1月5日

注6 入学試験等による休館 2月1日～2月8日、3月3日～3月4日

注7 年度末休館 3月28日～3月31日

注8 開館時間の変更

◎地震発生により、下記のとおり開館時間を変更した。

4月13日 総合図書館：13：00-22：00 高槻図書室・ミュージズ大学図書館・堺キャンパス図書館：13：00-17：00

◎高槻図書室：キャンパス全域が停電のため開館途中での閉館となった。

7月8日 開館時間9：00-12：00

◎高槻図書室：キャンパス内電気工事により、下記の通り開館時間を変更した。

7月20日 開館時間9：00-16：30

注9 平成26年4月1日から高槻図書室は高槻キャンパス図書館に改称した。

b 館別・所属別入館者数および1人当たり平均入館回数

所属		館	総合図書館	高槻図書室	ミュージズ大学図書館	堺キャンパス図書館
学部 学 生	法 学 部	入 館 者 数	111,768	6	357	172
		平均入館回数	36.0	0.0	0.1	0.1
	文 学 部	入 館 者 数	92,775	4	81	91
		平均入館回数	27.4	0.0	0.0	0.0
	経 済 学 部	入 館 者 数	81,781	1	139	31
		平均入館回数	26.7	0.0	0.0	0.0
	商 学 部	入 館 者 数	79,877	5	53	44
		平均入館回数	25.9	0.0	0.0	0.0
	社 会 学 部	入 館 者 数	72,813	7	56	58
		平均入館回数	21.3	0.0	0.0	0.0
	政策創造学部	入 館 者 数	40,480	1	51	4
		平均入館回数	26.3	0.0	0.0	0.0
	外国語学部	入 館 者 数	16,095	2	22	79
		平均入館回数	21.3	0.0	0.0	0.1
	人間健康学部	入 館 者 数	2,060	3	12	25,933
		平均入館回数	1.5	0.0	0.0	18.3
	総合情報学部	入 館 者 数	1,246	26,108	1,078	89
		平均入館回数	0.6	11.9	0.5	0.0
	社会安全学部	入 館 者 数	1,094	0	27,747	18
		平均入館回数	1.0	0.0	25.7	0.0
システム理工学部	入 館 者 数	50,195	0	52	2	
	平均入館回数	22.0	0.0	0.0	0.0	
環境都市工学部	入 館 者 数	27,433	0	14	10	
	平均入館回数	18.9	0.0	0.0	0.0	
化学生命工学部	入 館 者 数	43,477	3	5	22	
	平均入館回数	28.3	0.0	0.0	0.0	
工 学 部	入 館 者 数	32	0	0	0	
	平均入館回数	5.3	0.0	0.0	0.0	
学 部 合 計	入 館 者 数	622,141	26,140	29,667	26,553	
	平均入館回数	21.9	0.9	1.0	0.9	
大学院学生	入 館 者 数	43,210	777	829	51	
	平均入館回数	23.3	0.4	0.4	0.0	
専任 教 職 員	大 学 教 員	入 館 者 数	6,498	351	503	212
		平均入館回数	9.1	0.5	0.7	0.3
	高 中 幼 教 諭	入 館 者 数	41	0	28	1
		平均入館回数	0.2	0.0	0.1	0.0
	事 務 職 員	入 館 者 数	1,674	94	114	82
		平均入館回数	3.3	0.2	0.2	0.2
上記を除く教職員	入 館 者 数	10,647	282	447	382	
校 友	入 館 者 数	22,323	26	1,546	124	
そ の 他	入 館 者 数	20,046	633	3,804	247	
合 計	入 館 者 数	726,580	28,303	36,938	27,652	

注1 平均入館回数は、入館者数を利用対象者数(平成25年5月1日現在)で割った、一人当たりの数値である。

注2 その他は、地域市民や科目等履修生や聴講生、協定大学(関西学院・同志社・立命館・大阪府立・大阪市立・早稲田・大阪)の専任

教員や大学院学生、他機関などからの利用者である。

注3 工学部は、平成19年度にシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の3学部改編されたが、上位年次生は工学部としての所属であるため、理工系3学部と工学部で集計している。

注4 平成26年4月1日から高槻図書室は高槻キャンパス図書館に改称した。

c 館別・月別・資格別入館者数および1日当たり平均入館回数

館・資格 月		総合図書館							日平均 月～土曜日	日平均 日曜・祝日
		学部学生	大学院学生	教職員	校 友	その他	合 計			
4	59,012	5,244	2,280	2,162	1,815	70,513	2281.9	411.2		
5	68,782	5,021	2,082	2,457	2,189	80,531	2506.8	402.7		
6	65,912	4,885	1,972	2,509	2,153	77,431	2508.0	438.4		
7	123,399	5,256	1,864	2,334	2,252	135,105	4119.8	1478.0		
8	8,812	1,878	839	1,378	898	13,805	726.6	0.0		
9	20,849	2,868	1,288	1,699	1,415	28,119	1077.9	390.3		
10	58,270	4,608	2,066	2,242	2,342	69,528	2174.4	424.2		
11	56,156	3,812	1,720	1,914	1,820	65,422	2438.5	505.0		
12	47,461	3,453	1,420	1,720	1,600	55,654	2143.6	413.0		
1	95,607	3,405	1,553	1,642	1,678	103,885	3793.1	1316.3		
2	8,935	1,416	840	927	790	12,908	806.8	0.0		
3	8,946	1,364	936	1,339	1,094	13,679	684.0	0.0		
合 計	622,141	43,210	18,860	22,323	20,046	726,580	2256.4	630.2		
館・資格 月		高 槻 図 書 室							日平均 月～土曜日	日平均 日曜・祝日
		学部学生	大学院学生	教職員	校 友	その他	合 計			
4	755	15	19	0	22	811	32.4	-		
5	3,778	94	100	0	95	4,067	169.5	-		
6	3,267	79	89	1	79	3,515	140.6	-		
7	5,531	119	91	0	96	5,837	224.5	-		
8	176	30	21	1	13	241	16.1	-		
9	937	60	50	9	27	1,083	51.6	-		
10	3,058	93	78	7	93	3,329	128.0	-		
11	2,525	80	80	1	73	2,759	125.4	-		
12	1,933	77	70	4	52	2,136	106.8	-		
1	4,061	86	72	1	66	4,286	194.8	-		
2	59	28	31	1	5	124	7.8	-		
3	60	16	26	1	12	115	5.8	-		
合 計	26,140	777	727	26	633	28,303	108.0	-		
館・資格 月		ミ ュ ー ズ 大 学 図 書 館							日平均 月～土曜日	日平均 日曜・祝日
		学部学生	大学院学生	教職員	校 友	その他	合 計			
4	2,832	91	105	172	373	3,573	142.9	-		
5	3,833	76	131	132	508	4,680	195.0	-		
6	3,203	91	88	115	496	3,993	159.7	-		
7	6,374	97	115	232	485	7,303	280.9	-		
8	266	24	38	77	125	530	35.3	-		
9	926	58	73	83	160	1,300	61.9	-		
10	2,470	98	126	175	353	3,222	123.9	-		
11	2,329	89	95	139	244	2,896	131.6	-		
12	1,950	56	89	151	265	2,511	125.6	-		
1	4,624	78	117	134	279	5,232	237.8	-		
2	479	38	50	52	268	887	55.4	-		
3	381	33	65	84	248	811	40.6	-		
合 計	29,667	829	1,092	1,546	3,804	36,938	141.0	-		

館・資格 月	堺キャンパス図書館						日平均 月～土曜日	日平均 日曜・祝日
	学部学生	大学院学生	教職員	校友	その他	合計		
4	2,262	4	90	4	30	2,390	95.6	-
5	2,610	5	96	9	35	2,755	114.8	-
6	2,846	3	79	13	20	2,961	118.4	-
7	5,348	10	75	19	26	5,478	210.7	-
8	245	2	15	11	9	282	18.8	-
9	703	0	29	11	16	759	36.1	-
10	2,331	3	68	16	36	2,454	94.4	-
11	2,702	5	64	10	23	2,804	127.5	-
12	2,451	7	50	8	11	2,527	126.4	-
1	4,563	7	61	10	16	4,657	211.7	-
2	289	1	23	4	10	327	20.4	-
3	203	4	27	9	15	258	12.9	-
合計	26,553	51	677	124	247	27,652	105.5	-

注1 「教職員」とは上記b表の専任教職員および上記を除く教職員を示し、「その他」とは上記b表の注2に同じ。

注2 平成26年4月1日から高槻図書室は高槻キャンパス図書館に改称した。

d 時期別・時間帯別総入館者数および1日当たり平均入館者数(総合図書館)

区分	時間帯	9～10	10～11	11～12	12～13	13～14	14～15	15～16	16～17	17～18	18～19	19～20	20～21	21～22	合計	
春 学 期	授業期間	総入館者	12,702	27,886	17,118	41,657	30,822	45,548	20,119	33,683	18,052	13,965	8,713	4,656	1,794	276,715
		1日平均	151.2	332.0	203.8	495.9	366.9	542.2	239.5	401.0	214.9	166.3	103.7	55.4	21.4	3294.2
	試験期間	総入館者	4,151	5,999	5,839	8,922	8,258	9,637	5,968	6,713	4,925	3,752	2,803	1,751	549	69,267
		1日平均	319.3	461.5	449.2	686.3	635.2	741.3	459.1	516.4	378.8	288.6	215.6	134.7	42.2	5328.2
	休暇期間	総入館者	/	3,058	2,247	3,235	3,891	3,622	3,261	3,282	2,670	1,459	617	/	/	27,342
		1日平均	/	82.6	60.7	87.4	105.2	97.9	88.1	88.7	72.2	39.4	16.7	/	/	2103.2
	小計	総入館者	16,853	36,943	25,204	53,814	42,971	58,807	29,348	43,678	25,647	19,176	12,133	6,407	2,343	373,324
		1日平均	125.8	275.7	188.1	401.6	320.7	438.9	219.0	326.0	191.4	143.1	90.5	47.8	17.5	2786.0

秋 学 期	授業期間	総入館者	9,397	21,064	14,509	34,436	26,844	36,919	18,760	29,339	15,823	12,930	8,497	4,719	1,973	235,210
		1日平均	113.2	253.8	174.8	414.9	323.4	444.8	226.0	353.5	190.6	155.8	102.4	56.9	23.8	2833.9
	試験期間	総入館者	2,857	4,764	5,239	7,677	7,684	8,992	5,667	6,573	4,670	3,768	2,946	1,796	517	63,150
		1日平均	219.8	366.5	403.0	590.5	591.1	691.7	435.9	505.6	359.2	289.8	226.6	138.2	39.8	4857.7
	休暇期間	総入館者	/	2,591	2,363	2,915	3,672	3,850	3,574	3,555	2,927	1,642	708	/	/	27,797
		1日平均	/	70.0	63.9	78.8	99.2	104.1	96.6	96.1	79.1	44.4	19.1	/	/	751.3
	小計	総入館者	12,254	28,419	22,111	45,028	38,200	49,761	28,001	39,467	23,420	18,340	12,151	6,515	2,490	326,157
		1日平均	92.1	213.7	166.2	338.6	287.2	374.1	210.5	296.7	176.1	137.9	91.4	49.0	18.7	2452.3

日祝開館	総入館者	/	3,501	2,766	3,514	4,816	4,503	3,749	2,851	1,399	/	/	/	/	27,099
	1日平均	/	81.4	64.3	81.7	112.0	104.7	87.2	66.3	32.5	/	/	/	/	630.2

年度合計	総入館者	29,107	68,863	50,081	102,356	85,987	113,071	61,098	85,996	50,466	37,516	24,284	12,922	4,833	726,580
	1日平均	93.9	222.1	161.6	330.2	277.4	364.7	197.1	277.4	162.8	121.0	78.3	41.7	15.6	2343.8

注1 春学期 授業期間：4月5日～7月17日 試験期間：7月18日～8月1日 休暇期間：4月1日～4月4日、8月2日～9月20日

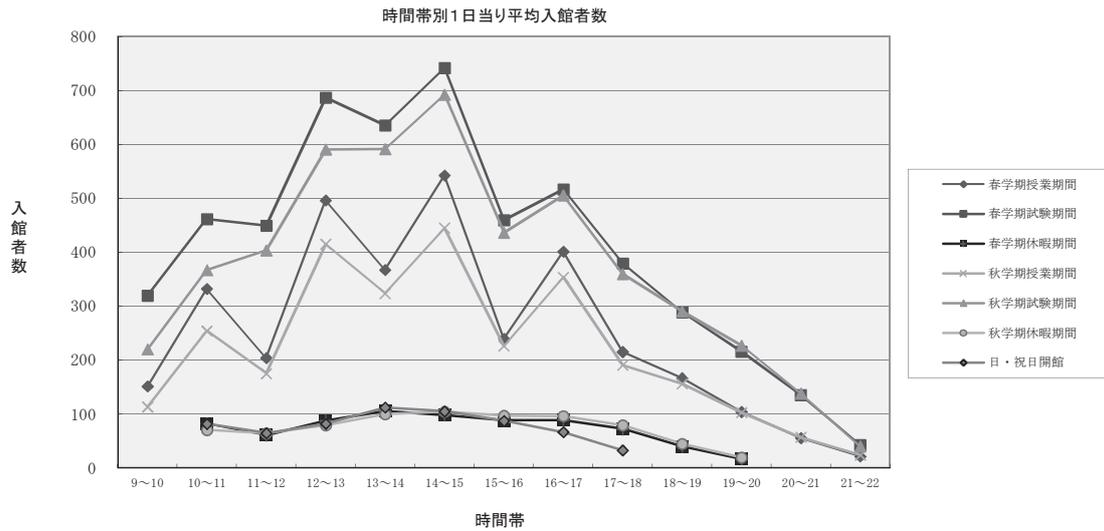
秋学期 授業期間：9月21日～12月25日、1月6日～1月15日 試験期間：1月16日～1月30日 休暇期間：12月26日～1月5日、1月31日～3月27日

試験期間：1月16日～1月30日 休暇期間：12月26日～1月5日、1月31日～3月27日

注2 各期間の開館日数および入館者数には、日曜祝日開館に係る数値を含まない。

注3 試験期間とは、図書資料の貸出期間を3日間に短縮した日から試験終了日までを示す。

注4 各小計及び年間の時間帯別平均入館者数は開館実日数で除しているが、年間総平均入館者数は年間開館日数で除している。



e 地域市民への図書館一般開放利用申請者数（総合図書館・ミューズ大学図書館・堺キャンパス図書館）

総合図書館	新規	再登録	合計	対象
平成19年度	102	—	102	吹田市在住者
平成20年度	42	50	92	吹田市在住者
平成21年度	95	51	146	吹田市・高槻市・池田市・堺市・八尾市の在住者
平成22年度	60	90	150	吹田市・高槻市・池田市・堺市・八尾市の在住者
平成23年度	59	77	136	吹田市・池田市・堺市・八尾市の在住者
平成24年度	66	89	155	吹田市・池田市・八尾市の在住者
平成25年度	52	101	153	吹田市・池田市・八尾市の在住者

注1 平成17年11月～平成19年3月に図書館一般開放モニター制度を実施し、110名の申込があった。

注2 平成22年9月に高槻市民利用が開始されたため、地域市民登録者のうち高槻市在住の3名が高槻市民利用への登録変更を行った。

ミューズ大学図書館	新規	再登録	合計	対象
平成22年度	71	—	71	高槻市在住者(地域市民利用から登録変更の3名を含む)
平成23年度	46	19	65	高槻市在住者
平成24年度	68	28	96	高槻市在住者
平成25年度	37	57	94	高槻市在住者

注 平成22年9月から高槻市民利用を開始した。

堺キャンパス図書館	新規	再登録	合計	対象
平成24年度	10	—	10	堺市在住者
平成25年度	11	4	15	堺市在住者

注 平成24年2月から堺市民利用を開始した。

(2) 図書資料の利用に関する統計

a 館別・月別図書利用者数および利用冊数

利用者区分		月												合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
総合図書館	館内閲覧	学部学生	446	625	700	663	201	325	710	640	682	523	63	61	5,639
		大学院学生	143	132	102	132	62	118	122	130	137	107	49	44	1,278
		教職員	62	91	66	59	42	48	55	51	46	52	33	33	638
		その他	177	242	262	188	144	139	147	199	164	185	111	148	2,106
		計	828	1,090	1,130	1,042	449	630	1,034	1,020	1,029	867	256	286	9,661
	館外貸出	学部学生	8,390	11,611	12,368	16,307	2,376	4,605	11,184	10,806	9,993	11,568	1,236	1,027	101,471
		大学院学生	2,053	1,973	1,813	1,908	730	1,138	1,840	1,420	1,420	1,316	448	428	16,487
		教職員	930	815	810	806	428	603	866	750	669	655	351	404	8,087
		その他	725	731	802	645	508	583	699	613	637	592	388	555	7,478
		計	12,098	15,130	15,793	19,666	4,042	6,929	14,589	13,589	12,719	14,131	2,423	2,414	133,523
合計	12,926	16,220	16,923	20,708	4,491	7,559	15,623	14,609	13,748	14,998	2,679	2,700	143,184		
		26,995	32,856	33,787	42,221	11,763	17,506	32,508	30,618	30,315	33,007	6,682	6,697	304,955	
高槻図書室	館外貸出・館内閲覧	学部学生	382	540	445	380	58	145	417	384	328	350	16	17	3,462
		大学院学生	43	43	49	56	24	25	56	37	38	35	16	5	427
		教職員	30	24	19	26	15	18	28	32	27	16	15	6	256
		その他	19	29	34	42	20	22	32	23	33	27	16	23	320
		計	474	636	547	504	117	210	533	476	426	428	63	51	4,465
			823	1,054	934	1,011	270	462	972	920	845	831	137	85	8,344
ミューズ大学図書館	館外貸出・館内閲覧	学部学生	325	534	406	667	78	163	344	336	345	585	105	44	3,932
		大学院学生	32	33	28	29	12	21	25	18	13	25	9	7	252
		教職員	31	42	27	30	15	23	24	22	22	16	14	9	275
		その他	97	109	105	109	50	60	99	77	61	66	57	54	944
		計	485	718	566	835	155	267	492	453	441	692	185	114	5,403
		867	1,215	1,023	1,583	372	579	951	889	920	1,475	396	262	10,532	
堺キャンパス図書館	館外貸出・館内閲覧	学部学生	301	443	510	746	69	149	363	391	320	365	71	16	3,744
		大学院学生	4	0	2	0	2	0	1	2	2	1	1	2	17
		教職員	43	37	28	34	10	13	30	29	15	23	10	11	283
		その他	32	58	41	45	18	27	55	47	37	44	23	23	450
		計	380	538	581	825	99	189	449	469	374	433	105	52	4,494
		589	839	916	1,360	239	345	802	890	707	852	225	101	7,865	

注1 館内閲覧・館外貸出ともに上段は利用者数、下段は利用冊数を示す。

注2 総合図書館の館内閲覧は、書庫図書の出納・取り寄せによる館内閲覧手続を行なったものを示す。

注3 平成26年4月1日から高槻図書室は高槻キャンパス図書館に改称した。

b 月別入庫検索者数（総合図書館）

利用区分		月												合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
総合図書館	入庫検索	学部学生	451	882	888	947	288	472	908	991	861	674	134	60	7,556
		大学院学生	980	1,060	1,067	1,116	519	674	1,135	1,006	896	797	357	360	9,967
		教職員	790	730	684	727	383	519	712	577	523	558	334	379	6,916
		その他	42	66	83	62	68	62	42	38	41	35	22	53	614
		計	2,263	2,738	2,722	2,852	1,258	1,727	2,797	2,612	2,321	2,064	847	852	25,053

注1 入庫検索とは、図書館利用規程第13条による書庫図書の利用をいう。
 注2 「その他」とは、特別の事由により入庫を許可された研究員等を示す。

c-1 3階グループ閲覧室利用状況（総合図書館）

区分 月別	月												合計	日平均 (日祝日を除く)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
利用コマ数	59	71	78	56	17	16	78	85	62	34	9	4	569	1.84
利用者数	935	1,146	1,246	807	128	209	1,254	1,361	1,105	510	84	60	8,845	28.53

注 授業時間90分をコマ単位としている。

c-2 2階グループ閲覧室利用状況（総合図書館）

区分 月別	月												合計	日平均 (日祝日を除く)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
利用コマ数	268	350	318	521	288	265	472	383	257	420	78	65	3,685	11.89
利用者数	988	1,518	1,135	1,920	1,008	921	1,741	1,413	945	1,444	280	204	13,517	43.60

注 1時間をコマ単位としているため、利用コマ数は利用時間を意味する。

d 文献複写サービス

種別・月別	区分	総合図書館					高槻図書室		ミューズ大学図書館		堺キャンパス図書館		小計
		モノクロ	カラー	マイクロ	合計	複写	合計	複写	合計	複写	合計		
枚電子式複写	モノクロ	772,566					5,096		6,222		1,684		785,568
	カラー	1,431					458		97		14		2,000
	マイクロ	2,485					0		0		0		2,485
	合計	776,482					5,554		6,319		1,698		790,053

注1 「モノクロ」はモノクロ複写とモノクロプリントアウトの合計枚数
 注2 「カラー」はカラー複写とカラープリントアウトの合計枚数
 注3 平成26年4月1日から高槻図書室は高槻キャンパス図書館に改称した。

e 図書館間相互利用件数

種別 月別	国内								国外								
	提供				依頼				提供				依頼				
	閲覧	貸出	複写	合計	閲覧	借用	複写	合計	閲覧	貸出	複写	合計	閲覧	借用	複写	合計	
4月	41	47	180	268	12	27	206	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	45	41	325	411	11	61	248	320	0	0	0	0	1	0	7	8	8
6月	40	41	308	389	7	30	239	276	0	0	0	0	1	0	5	6	6
7月	35	61	266	362	8	58	202	268	0	0	0	0	0	0	2	2	2
8月	29	36	170	235	5	48	138	191	0	0	0	0	6	0	5	11	11
9月	25	59	204	288	5	55	292	352	0	0	0	0	0	0	3	3	3
10月	36	54	297	387	28	30	276	334	0	0	0	0	2	0	0	2	2
11月	43	46	272	361	7	46	286	339	0	0	0	0	0	0	4	4	4
12月	44	60	268	372	13	62	237	312	0	0	0	0	0	0	2	2	2
1月	30	43	229	302	13	29	116	158	0	0	0	0	1	0	0	1	1
2月	36	42	157	235	10	26	144	180	0	0	0	0	1	0	0	1	1
3月	49	45	153	247	2	41	71	114	0	0	0	0	0	0	1	1	1
合計	453	575	2,829	3,857	121	513	2,455	3,089	0	0	0	0	12	0	29	41	41

注 提供の貸出と複写、依頼の借用と複写の件数にはキャンセル件数を含む。

f 参考業務（総合図書館）

(件数)

区 分	学 内 利 用 者				学 外 利 用 者			合 計	
	教職員	大学院学生	学部学生	その他	校 友	諸機関	その他		
調 査	所 蔵	19	27	25	8	1	0	0	80
	事 項	2	1	2	2	0	0	0	7
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	21	28	27	10	1	0	0	87

注1 総合図書館における申込書の提出により処理した件数のみ表す。

注2 学内利用者中の「その他」には、学内他部署からの業務上の問い合わせのほか、科目等履修生および聴講生が含まれる。

g 利用指導

種 別	区 分	総合図書館			高槻図書室			ミューズ大学図書館			堺キャンパス図書館		
		件数	クラス	人数	件数	クラス	人数	件数	クラス	人数	件数	クラス	人数
①	入門ガイダンス「蔵書検索を学ぼう」	99	99	1,945	14	14	266	10	10	259	15	15	263
②	活用ガイダンス「文献のさがし方を学ぼう」	121	121	1,629	13	13	124	19	33	452	5	5	81
③	上位年次生のための入庫ガイダンス	402	194	2,221	4	3	22	8	22	209	1	1	12
④	新入生のための図書館ツアー	7	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤	図書館プチゼミ	39	—	31	—	—	—	12	—	52	20	—	9
⑥	iPad ガイダンス	73	73	1,455	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 件数は実施回数、クラス数は参加したクラス数、人数は参加者のべ人数である。

注2 ①②はクラス・ゼミ・研究室対象、④⑤は個人対象

注3 ③は各図書館で実施した総合図書館地下書庫ガイダンスで、クラス単位と個人単位の総数

注4 平成26年4月1日から高槻図書室は高槻キャンパス図書館に改称した。

h 学内で閲覧利用できるオンラインジャーナル

種 類	タイトル数 (端数が不明のものは概数)	種 類	タイトル数 (端数が不明のものは概数)
ACS (American Chemical Society)	44	Oxford Journals	261
APS (American Physical Society)	8	RSC (Royal Society of Chemistry)	44
beck-online	170	Sage Premier	667
Cambridge Journals Online	319	OECD iLibrary	724
CiNii	8,036	SpringerLINK	1,700
Elsevier ScienceDirect	1,900	Taylor & Francis	1,449
Emerald Fulltext	120	Wiley Online Library	1,371
IEL (IEEE/IEE Electronic Library)	415	日経 BP 記事検索サービス	54
JSTOR	175	その他	2,927
		合 計	20,384

注 計数処理の都合により作業時点(平成26年4月)の数字となっている。

i 文献・情報データベース検索回数

種 別	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
beck-online: プレミアム版 (ドイツ法情報データベース)	計数されていない	計数されていない	計数されていない	計数されていない	計数されていない	
Bibliography of British and Irish History *	—	—	計数されていない	12	5	平成 23 年 5 月～
Business Source Complete (ビジネス関連データベース)	—	—	—	3,640(2-12月)	4,989	平成 24 年 2 月～
CiNii (NII 論文情報ナビゲータ)	268,673	259,915	257,331	257,603	264,408	平成 17 年 4 月～
eBook Collection (EBSCOhost)	—	—	787	2,626	6,878	平成 23 年 7 月～
EconLit with Full Text	—	—	—	1,471(2-12月)	3,138	平成 24 年 2 月～
eol ESPer (有価証券報告書を含む企業情報データベース)	46,507	41,059	62,127	48,207	93,609	平成 18 年 4 月～
Financial Times Historical Archive 1888-2007	—	—	—	149(4-12月)	51	平成 24 年 4 月～
速報判例解説	—	—	90	233	208	平成 23 年 7 月～
法律文献総合 Index	—	—	200	478	295	平成 23 年 7 月～
法律判例文献情報 (法関連文献索引) *	1,303	1,260	1,212	1,283	2,549	平成 18 年 4 月～
International Medieval Bibliography Online	—	—	計数されていない	22	10	平成 23 年 5 月～
ジャパンナレッジ (百科事典データベース) *	1,866	1,618	1,785	2,197	2,587	平成 17 年 4 月～
JCIF (国際金融情報センターオンラインサービス)	3,503	70	36	48	18	平成 18 年 4 月～
JDream II (科学技術情報索引)	69,004	64,886	61,342	42,954	15,593	
Journal Citation Reports	—	380	338	347	3,677	平成 22 年 4 月～
JURIS Online (独国法律情報データベース)	613	1,189	552	1,101	1,980	平成 16 年 10 月
官報情報データベース	4	1	1	2	34	平成 18 年 4 月～
化学書資料館 (国内で発行された化学書データベース)	3,728	2,713	2,411	4,595	1,780	平成 19 年 4 月～
聞蔵II ビジュアル (朝日新聞記事索引) *	5,498	6,823	7,931	11,928	15,845	平成 18 年 10 月～
KISS △	3,751	1,716	7,866	6,694	10,712	平成 20 年 8 月～
公的判例集データベース	—	—	148	515	511	平成 23 年 7 月～
LEX/DB インターネット (法律情報データベース) *	5,682	6,957	7,108	5,720	5,098	平成 15 年 4 月～
Lexis.com (法情報索引)	6,267	12,142	9,306	2,190	2,532	
Magazine Plus (和雑誌記事索引)	41,437	37,394	28,289	15,682	14,566	
毎日 News パック (毎日新聞記事索引) *	1,597	1,698(4-12月)	1,877(1-3,5-12月)	3,331	3,041	平成 17 年 4 月～
MARQUIS Who's Who on the Web (人名録データベース)	71	—	—	—	—	平成 22 年 3 月終了
MathSciNet (数学文献データベース)	13,406	12,318	14,817	13,779	12,169	平成 18 年 11 月～
Mergent Online (米国企業情報データベース) *	計数されていない	—	—	—	—	平成 15 年 11 月～ 平成 22 年 3 月
MLA International Bibliography *	—	—	計数されていない	1,836(4-12月)	498	平成 23 年 4 月～
Mpac (マーケティング情報サービス)	3,091	2,380	6,354	9,962	9,962	平成 19 年 10 月～
日経 NEEDS-Financial QUEST (社会・地域統計) ★	6,508	203,453	12,937,605	142	662	平成 14 年 7 月～
日経テレコン 21 (ビジネス情報データベース) ☆	626,110	812,061	1,124,522	1,497,617	1,157,022	平成 15 年 10 月～
OCLC FirstSearch (総合データベース)	—	—	—	—	—	平成 21 年 1 月終了
Proquest Basic Search (専門分野型データベース)	5,239	3,245	4,085	5,545	8,543	平成 15 年 11 月～
LISA (図書館情報学文献索引)	◇	◇	◇	◇	◇	
LLBA (言語学雑誌記事・文献索引)	◇	◇	◇	◇	◇	
PsycINFO (心理学雑誌記事・文献索引)	計数されていない	計数されていない	計数されていない	4,073	1,695	平成 18 年 4 月～
Regional Business News (地域ビジネス関連データベース)	—	—	—	1,521(2-12月)	2,504	平成 24 年 2 月～
SciFinder Academic (旧 SciFinder Scholar 化学情報データベース)	33,626	33,971	46,256	47,879	47,869	
Super 法令 web	—	—	97	314	163	平成 23 年 7 月～
The Economist Historical Archive 1843-2006	—	—	—	149(7-12月)	95	平成 24 年 7 月～
The Times Digital Archive 1785-1985	—	—	—	635(7-12月)	140	平成 24 年 7 月～
Translation Studied Bibliography	—	—	—	29(4-12月)	8	平成 24 年 4 月～
Web of Knowledge (引用情報を含む学術文献データベース) *	12,667	12,956	14,929	14,979	11,793	
Web of Science (引用・被引用論文索引)	44,363	43,642	40,095	45,332	10,007	平成 13 年 8 月～
Web OYA-bunko (大宅壮一文庫雑誌記事索引) *	168	252	377	401	527	平成 17 年 11 月～
Westlaw (法情報索引)	計数されていない	4,197	5,621	4,766	3,910	
ヨミダス文書館 (読売新聞記事索引)	8,493	7,030	7,849	13,517	13,193	平成 17 年 4 月～
ゴールドスミス・クレス両文庫所蔵 社会科学系学術図書データベース	—	—	—	—	6	平成 25 年 4 月～
18th Century House of Commons, Parliamentary Papers	—	—	—	—	42	平成 25 年 4 月～
The Illustrated London News Historical Archive 1842-2003	—	—	—	—	41	平成 25 年 4 月～
HEIN online History of International Law Collection	—	—	—	—	492	平成 25 年 4 月～
BusinessArchives Online	—	—	—	—	100	平成 25 年 4 月～
Entertainment Industry Magazine Archive	—	—	—	—	496	平成 25 年 4 月～
International Index to Music Periodicals	—	—	—	—	470	平成 25 年 4 月～
Eighteenth Century Collections Online	—	—	—	—	1,229	平成 25 年 4 月～
日本文学 web 図書館	—	—	—	—	598	平成 25 年 4 月～
integrum	—	—	—	—	666	平成 25 年 4 月～
Factiva.com	—	—	—	—	1,481	平成 25 年 4 月～

注1 各統計は、1月～12月までの合計である。また、統計値については、データベース提供機関が独自の基準で計数した値をそのまま利用している。したがって、それぞれの統計値が必ずしも同じ算出方法であるとは限らない。

注2 *はログイン回数、☆は結果表示件数、★はダウンロード件数、△はページビュー数を示す。

注3 表中の「-」は、当該年度が利用(統計計上)開始前または利用提供終了(提供方法変更)後であることを示す。

注4 Proquest Basic Search (旧 CSA Illumina) には、ERIC、LISA、LLBA、Worldwide Political science abstracts、Sociological Abstracts が含まれる。また、平成 18 年 1 月からは SAGE Full-Text Collections、平成 18 年 4 月からは PsycINFO、平成 24 年 10 月からは ProQuest Dissertations & Theses Full Text が検索対象に追加された。◇は Proquest Basic Search の統計値に含まれることを示す。

注5 MERGENT Online の平成 18 年 6 月 7 日から平成 18 年 7 月 6 日までの件数は提供機関でのシステムトラブルで作成されなかった為含まれていない。

注6 JURIS Online は平成 18 年 7 月に新システムに移行したことにより、統計値には文書取出件数(文書<全文・要約・抄録等>の閲覧件数)を計上している。

注7 ジャパンナレッジは、2008 年 8 月から日国オンラインおよび日本歴史地名大系を含む。

注8 SciFinder については、平成 23 年の統計より計数の方法が変更になった。

注9 eBook Collection (EBSCOhost) ※旧 Netlibrary については、平成 23 年 7 月のプラットフォーム変更以降の検索回数を計数している。

j キャンパス間相互利用件数(予約取寄せ)

		提供冊数(受付館)				合計
		総合図書館	高槻図書室	ミューズ大学図書館	堺キャンパス図書館	
受入冊数 (依頼館)	総合図書館		1,864	1,002	1,822	4,688
	高槻図書室	1,379		128	164	1,671
	ミューズ大学図書館	2,024	251		201	2,476
	堺キャンパス図書館	660	112	56		828
	合計	4,063	2,227	1,186	2,187	

注 平成26年4月1日から高槻図書室は高槻キャンパス図書館に改称した。

k 利用者用パソコン設置台数(平成26年4月1日現在)

総合図書館	高槻キャンパス図書館	ミューズ大学図書館	堺キャンパス図書館	合計
78	9	11	16	114

注 平成26年4月1日から高槻図書室は高槻キャンパス図書館に改称した。

(3) 蔵書に関する統計

① 収書状況

a 図書資料の所蔵数(平成25年度末現在)

区分	種別	図書の冊数(冊)		定期刊行物の種類数		視聴覚資料の所蔵数(点数)	電子ジャーナルの種類(点数)
		図書の冊数	開架図書の冊数(内数)	内国書	外国書		
総合図書館		2,120,046	223,077	14,968 (2,437)	8,736 (1,473)	120,415	20,384
高槻図書室		51,069	51,069	266 (172)	241 (82)	331	-
ミューズ大学図書館		39,553	39,553	398 (153)	71 (21)	265	-
堺キャンパス図書館		40,875	40,875	159 (149)	44 (30)	56	-
法学部資料室		29,869	29,869	980 (421)	51 (21)	79	-
経商資料室		31,334	31,334	953 (509)	228 (45)	0	-
社会学部資料室		40,161	40,161	359 (359)	11 (11)	0	-
視聴覚資料関係 (LL資料室、メディアライブラリー1・2)		24,717	-	-	-	24,717	-
法科大学院ロー・ライブラリー		10,068	10,068	129 (96)	1 (0)	0	-
会計専門職大学院図書資料室		2,092	2,092	10 (10)	0 (0)	0	-
東西学術研究所		17,881	0	631 (226)	141 (27)	117	-
経済・政治研究所		19,302	0	82 (82)	1 (1)	0	-
法学研究所		15,919	0	123 (92)	22 (4)	438	-
人権問題研究室		25,537	24,649	113 (113)	1 (1)	888	-
計		2,468,423	492,747	19,171 (4,819)	9,548 (1,716)	147,306	20,384

注1 製本した雑誌等逐次刊行物は図書の冊数に加えている。

注2 視聴覚資料には、マイクロフィルム、マイクロフィッシュが大半を占め、カセットテープ、ビデオテープおよびCD-ROM・DVD-ROM等を含み、図書の冊数の内数である。

注3 定期刊行物の種類数には電子ジャーナルの種類数は含んでいない。下段の()の数は継続して受け入れている種類数で、内数である。

* 電子ジャーナルは総合図書館で集中管理をしている

注4 平成26年4月1日から高槻図書室は高槻キャンパス図書館に改称した。

b 過去5年間の図書の受入数

(単位：冊)

館	年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	総合図書館		37,199	37,889	35,247	36,175
高槻図書室		1,985	3,695	2,811	2,346	1,942
ミューズ大学図書館		20,793	11,813	2,344	2,944	1,659
堺キャンパス図書館		19,351	3,264	4,589	7,131	6,540
計		79,328	56,661	44,991	48,596	41,847

注 平成 26 年 4 月 1 日から高槻図書室は高槻キャンパス図書館に改称した。

c 図書資料異動状況

(単位：点)

区分	種別	和 書	洋 書	マイクロ資料		その他	合 計
				フィルム	フィッシュ		
取得内訳	購 入	21,717	5,408	344	233	76	27,778
	受 贈	1,285	91	0	8	8	1,392
	その他	2,143	2,313	0	0	22	4,478
	合 計	25,145	7,812	344	241	106	33,648
	除籍抹消	12,544	1,122	64	0	0	13,730
	増減計	12,601	6,690	280	241	106	19,918
	期末在高	1,249,257	797,155	95,039	24,129	5,535	2,171,115

注 1 ミューズ大学図書館と堺キャンパス図書館の資料は含まない。

注 2 中国語・朝鮮語図書は、和書に含める。以下の統計についても同様とする。

注 3 「種別」の「その他」は AV 資料、CD - ROM、DVD - ROM 等の資料を含む。

d 雑誌・新聞受入種類数

区分	種別	雑誌・新聞		
		和	洋	合 計
取得内訳	購 入	1,490	1,475	2,965
	受 贈	1,070	58	1,128
	その他	49	22	71
	合 計	2,609	1,555	4,164

注 ミューズ大学図書館と堺キャンパス図書館の資料は含まない。

② 分類別所蔵図書冊数(日本十進分類法による)

分類	内 訳	和	洋	合 計
000	総 記	11,141	11,004	22,145
010	図書館	5,873	4,508	10,381
020	図書・書誌学	15,861	14,403	30,264
030	百科事典	3,427	3,954	7,381
040	一般論文・講演集	16,843	1,490	18,333
050	逐次刊行物・年鑑	21,720	7,678	29,398
060	学会・団体・調査機関	1,194	447	1,641
070	ジャーナリズム・新聞	15,044	7,133	22,177
080	叢書・全集	54,701	18,403	73,104
090	郷土資料	1,227	2,309	3,536
	総記・計	147,031	71,329	218,360
100	哲 学	3,678	4,820	8,498
110	哲学各論	1,998	3,679	5,677
120	東洋思想	16,798	701	17,499
130	西洋哲学	6,398	18,953	25,351
140	心理学	10,687	14,784	25,471
150	倫理学	3,110	1,348	4,458
160	宗 教	5,087	3,876	8,963
170	神 道	2,469	50	2,519
180	仏 教	14,277	1,816	16,093
190	キリスト教	5,890	8,501	14,391
	哲学・計	70,392	58,528	128,920
200	歴 史	5,762	10,538	16,300
210	日本史	48,325	1,156	49,481
220	アジア史・東洋史	29,224	4,842	34,066
230	ヨーロッパ史・西洋史	4,518	16,821	21,339
240	アフリカ史	297	1,541	1,838
250	北アメリカ史	679	2,681	3,360
260	南アメリカ史	78	86	164
270	オセアニア史	81	157	238
280	伝 記	19,901	6,952	26,853
290	地理・地誌・紀行	28,196	6,532	34,728
	歴史・計	137,061	51,306	188,367
300	社会科学	11,724	7,959	19,683
310	政 治	35,720	47,209	82,929
320	法 律	57,670	85,044	142,714
330	経 済	81,157	92,849	174,006
340	財 政	7,157	6,458	13,615
350	統 計	8,803	5,592	14,395
360	社 会	47,840	49,495	97,335
370	教 育	40,642	13,111	53,753
380	風俗習慣・民俗学	15,553	4,239	19,792
390	国防・軍事	3,299	1,317	4,616
	社会科学・計	309,565	313,273	622,838
400	自然科学	6,905	8,689	15,594
410	数 学	8,253	14,669	22,922
420	物理学	5,285	16,001	21,286
430	化 学	6,097	14,925	21,022
440	天文学・宇宙科学	2,012	1,022	3,034
450	地球科学・地学・地質学	4,900	4,075	8,975
460	生物科学・一般生物学	5,605	8,913	14,518
470	植物学	1,055	226	1,281
480	動物学	1,895	467	2,362
490	医学・薬学	16,256	9,196	25,452
	自然科学・計	58,263	78,183	136,446
500	技術・工学・工業	14,272	22,085	36,357
510	建設工学・土木工学	15,226	11,262	26,488
520	建築学	14,485	6,254	20,739
530	機械工学・原子力工学	9,458	8,588	18,046
540	電気工学・電子工学	20,850	18,200	39,050
550	海洋工学・船舶工学・兵器	1,294	347	1,641
560	金属工学・鉱山工学	5,521	6,475	11,996
570	化学工業	6,707	7,115	13,822
580	製造工業	4,265	1,492	5,757
590	家政学・生活科学	1,474	381	1,855
	技術・計	93,552	82,199	175,751

分類	内 訳	和	洋	合 計
600	産 業	4,997	380	5,377
610	農 業	11,737	4,272	16,009
620	園芸・造園	1,113	204	1,317
630	蚕糸業	221		221
640	畜産業・獣医学	815	134	949
650	林 業	1,246	221	1,467
660	水産業	1,643	262	1,905
670	商 業	15,872	14,281	30,153
680	運輸・交通	7,948	6,554	14,502
690	通信事業	3,082	2,328	5,410
	産業・計	48,674	28,636	77,310
700	芸 術	12,835	6,208	19,043
710	彫 刻	930	291	1,221
720	絵画・書道	16,859	3,710	20,569
730	版 画	818	364	1,182
740	写真・印刷	1,916	497	2,413
750	工 芸	3,996	1,353	5,349
760	音楽・舞踏	5,815	1,534	7,349
770	演劇・映画	13,071	2,996	16,067
780	スポーツ・体育	5,438	1,151	6,589
790	諸芸・娯楽	1,462	165	1,627
	芸術・計	63,140	18,269	81,409
800	言 語	4,182	13,805	17,987
810	日本語	9,897	269	10,166
820	中国語・東洋の諸言語	8,437	1,047	9,484
830	英 語	6,015	7,714	13,729
840	ドイツ語	994	4,353	5,347
850	フランス語	935	2,993	3,928
860	スペイン語	419	535	954
870	イタリア語	132	393	525
880	ロシア語	349	1,333	1,682
890	その他の諸言語	372	914	1,286
	言語・計	31,732	33,356	65,088
900	文 学	11,905	10,742	22,647
910	日本文学	92,246	1,590	93,836
920	中国文学・東洋文学	27,225	774	27,999
930	英米文学	7,690	23,982	31,672
940	ドイツ文学	2,995	13,256	16,251
950	フランス文学	3,999	12,495	16,494
960	スペイン文学	1,484	10,701	12,185
970	イタリア文学	409	551	960
980	ロシア文学	1,684	3,163	4,847
990	その他の諸文学	415	1,364	1,779
	文学・計	150,052	78,618	228,670
	合 計	1,109,462	813,697	1,923,159
	その他			247,956
	図書館蔵書数			2,171,115

注1 ミューズ大学図書館と堺キャンパス図書館の資料は含まない。

注2 「その他」は、個人文庫などの未分類図書を表す。

③ 分類別所蔵雑誌種類数(日本十進分類法による)

分類	内 訳	和	洋	合 計
000	総 記	4,629	956	5,585
100	哲 学	466	516	982
200	歴 史	829	337	1,166
300	社会科学	3,689	3,447	7,136
400	自然科学	667	916	1,583
500	技 術	1,670	1,596	3,266
600	産 業	662	348	1,010
700	芸 術	746	146	892
800	言 語	259	265	524
900	文 学	1,615	447	2,062
	その他	7	4	11
	合計	15,239	8,978	24,217

注1 ミューズ大学図書館と堺キャンパス図書館の資料は含まない。

注2 重複するタイトルは、カウントしていない。

④ 図書費執行額5年間の推移

(単位：円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
図 書	和	90,979,271	98,071,771	88,725,235	82,509,765	89,904,697
	洋	105,135,784	107,073,292	89,317,650	101,678,792	87,409,825
雑 誌	和	23,308,883	27,597,037	21,979,472	23,842,314	25,009,110
	洋	241,252,027	231,126,763	248,368,306	229,285,579	241,258,144
電子媒体		5,981,796	5,380,577	6,907,986	61,616,606	2,669,303
マイクロ資料	和	2,808,000	7,804,336	0	25,962,701	4,269,195
	洋	51,383,314	56,439,641	51,503,090	13,500,574	21,555,775
その他の資料		17,713,047	9,771,836	15,213,413	25,082,713	11,220,639
外部データベース		52,013,539	50,396,618	66,823,480	77,430,343	65,133,961
合 計		590,575,661	593,661,871	588,838,632	640,909,387	548,430,649
製 本 費		7,246,638	7,724,600	7,371,672	7,441,140	7,911,540

注1 平成25年度のミューズ大学図書館の図書費執行額13,453,536円、堺キャンパス図書館27,008,648円。

注2 「電子媒体」はCD-ROM、DVD-ROM等を含む。

注3 その他の資料には、追録、AV資料を含む。

注4 平成24年度の執行額には「日本経済再生に向けた緊急経済対策」により、平成25年度執行予定であった基本図書費が前倒しで含まれている。

(4) その他関連統計等

① 図書館職員

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
専 任 職 員 〔人 数〕	24 (10)	24 (11)	22 (11)	22 (11)	21 (11)
定 時 職 員 〔総勤務時間〕	18,217	11,050	11,050	10,680	10,754
備 考	庶務チーム業務に1名、研究書チーム業務に3名、学習書・レファレンスチーム業務に1名、高槻図書室業務に1名、私立大学図書館協会事務局業務に1名、計7名の「派遣職員」を採用。	収書チーム業務に3名、私立大学図書館協会事務局業務に1名、計4名の「派遣職員」を採用。	収書担当業務に2名の「派遣職員」を採用。	収書担当業務に2名の「派遣職員」を採用。	収書担当業務に2名の「派遣職員」を採用。

注1 定時職員は各人の勤務時間数が異なり、人数での比較が困難なため総予算時間数を記載した。

注2 () 内は女子の人数で内数を示す。

② 学生の閲覧座席数(平成26年4月1日現在)

図書館の名称	学生閲覧室 座席数(A)	学生収容定員 (B)	収容定員に対する 座席数の割合 A/B*100 (%)	その他の学習 室の座席数	備 考 【学生収容定員内訳】
総合図書館	2,245	23,553	9.53	—	(千里山キャンパス) ① 学部 21,668名 ② 大学院 1,885名
高槻キャンパス図書館	235	2,274	10.33	—	(高槻キャンパス) ① 学部 2,090名 ② 大学院 184名
ミューズ大学図書館	134	1,145	11.70	—	(高槻ミューズキャンパス) ① 学部 1,100名 ② 大学院 45名
堺キャンパス図書館	272	1,340	20.30	—	(堺キャンパス) ① 学部 1,320名 ② 大学院 20名
計	2,886	28,312	10.19	—	① 学部 26,178名 ② 大学院 2,134名

注 平成26年4月1日から高槻図書室は高槻キャンパス図書館に改称した。

③ 10年間の展示会テーマと会期

年 度	展示のテーマと講演会の演題		会 期
平成16年度	春季特別	「ローマ法の展開」	平成16年4月1日～5月5日
	秋季特別	「〈新〉生田文庫の能楽資料」 記念講演会 対談「生田秀・耕一を語る—小鼓のはなし—」	平成16年11月15日～12月18日 平成16年11月30日
	臨 時	「陳舜臣展」	平成16年5月10日～5月16日
「関西大学経済学部・商学部創設100年記念展示」		平成16年10月12日～10月23日	
平成17年度	春季特別	「日本・明治期の新聞」	平成17年4月1日～5月15日
	秋季特別	「八代集の世界—古今・新古今を中心に—」 記念講演会 「本を写すことと切ること」	平成17年11月14日～12月17日 平成17年11月29日
平成18年度	春季特別	「大阪の女流文学」	平成18年4月1日～5月21日
	商学部創設 100周年記念展示	「近世・近代における商（あきない）の諸相と商学部 における学（まなび）の礎」	平成18年5月27日～6月24日
	関西大学創立 120周年記念展示	「大坂画壇の絵画—文人画・戯画から長崎派・写生画 へ—」 記念講演会 「大坂画壇の絵画」	第1-3部、平成18年10月15日～ 12月16日 平成18年11月16日
平成19年度	春季特別	「子どもの遊びと絵本」	平成19年4月1日～5月20日
	秋季特別	「廣瀬文庫とチョーサーをめぐる本たち」 記念講演会 「廣瀬文庫とチョーサーをめぐる本たち」	平成19年11月12日～12月15日 平成19年11月29日
平成20年度	春季特別	「百珍って何？—今に引き継ぐ江戸の食文化—」	平成20年4月1日～5月18日
	特別企画展	「内藤湖南—近代日本の知の巨匠—」	平成20年6月12日～7月12日
	秋季特別	「目で見ると江戸俳諧の真髄—芭蕉・蕪村、そして俳諧の美—」 記念講演会 「芭蕉と蕪村の「奥の細道」」	平成20年10月27日～12月13日 平成20年11月17日
平成21年度	春季特別	「長谷川貞信—大阪の浮世絵師—」	平成21年4月1日～5月17日
	秋季特別	「伊勢物語の世界」 記念講演会 「『伊勢物語』の成立と享受—展示品を中心に—」	平成21年10月1日～10月31日 平成21年10月20日
平成22年度	特 別 展	「資料に描かれた象—渡来象を中心に—」	平成22年4月1日～5月16日
平成23年度	特 別 展	「大坂文人・学者の世界—江戸時代を中心に—」	平成23年4月1日～5月15日
	EUi企画	日・EUフレンドシップウィーク展示「ヨーロッパのメガネ男子」	平成23年5月20日(金)～6月3日(金)
平成24年度	EUi企画	日・EUフレンドシップウィーク展示「LOVE LETTER from Europe」	平成24年5月28日(月)～6月11日(月) (6月5日(火)除く)
平成25年度	特別展	「なにわユーモア画譜」展特別企画としての「プレ展覧会 春爛漫コレクション」	平成25年4月1日(月)～4月8日(月)
		大正葵丑蘭亭会百周年（おおさか）記念行事	平成25年4月1日(月)～5月19日(日) (総合図書館第一会議室及び展示室)
	EUi企画	日・EUフレンドシップウィーク展示 「EU諸国の言語に翻訳された日本の小説」	平成25年6月3日(月)～6月14日(金)

注 展示会のうち場所を示していない場合は、総合図書館展示室において開催した。講演会はすべて総合図書館のホールで行っている。

④ 資料の出陳・放映（学外からの依頼分）

依頼機関	展示会・番組等の名称	会期・放映日	掲載・借用依頼資料	請求記号
九州国立博物館	特別展「大ベトナム展」	平成 25 年 4 月 16 日～ 平成 25 年 6 月 9 日	象之絵巻物	C*721.8*Z1*1
泉佐野市立歴史館 いずみさの	企画展「再発見 日根荘の世界」	平成 25 年 4 月 20 日～ 平成 25 年 6 月 2 日	建保五年前関白家歌合	*911.208*W2*1
			玉海 42 巻、68 巻	LI2*210.09*F4*1-42,68
			玉蕊 23 巻、25 巻	LI2*210.09*K3*1-23,25
			扶桑拾葉集 26 巻	*918*TO361*1-26
			扶桑拾葉集 系図	*918*TO361*1-31
大阪市立住まいのミュージアム	「なにわユーモア画譜—関西大学所蔵大坂画壇コレクションを中心に—」	平成 25 年 4 月 20 日～ 平成 25 年 5 月 26 日	丸川蓮溪令堂百歳寿像	C2*721*A1*1
			花見	C2*721.1*I1*1
			浪速名所帖	LO2*I*41*4
			寿福図	N8C2*721.6*8
			猿図	C2*721.6*U3*1
			玩具図	C2*721.7*O5*1
			三疋子犬図	C2*721.6*K3*1
			大天狗	C2*721.6*K5*1
			泉倉人形	N8C2*721.9*1
			狐行列	N8C2*721.6*4
			士農工商図	C2*721.8*S3*2-1
			士農工商図	C2*721.8*S3*2-2
			士農工商図	C2*721.8*S3*2-3
			泣仁王図	C2*721.8*T3*1
			江口之君	C2*721.8*T7*1
			飲中八仙図	C2*721.8*N2*2-1
			飲中八仙図	C2*721.8*N2*2-2
			飲中八仙図	C2*721.8*N2*2-3
			飲中八仙図	C2*721.8*N2*2-4
			飲中八仙図	C2*721.8*N2*2-5
			飲中八仙図	C2*721.8*N2*2-6
			竹虎図	C2*721.8*N2*3
			門松・万歳	C2*721.5*N1*1
			門松・万歳	C2*721.5*N1*2
			福女礼式図	C2*721.5*N1*3
			十二ヶ月図	C2*721.8*M1*1-1
			十二ヶ月図	C2*721.8*M1*1-2
			福祿寿	C2*721.8*M1*3
			別世界巻	C2*721.8*M1*4
			蛤とり図	N8C2*721.8*11
			児童玩具図	C2*721.7*N1*2
			掌中延寿	N8C2*721.7*8
			炭取鼠図	C2*721.8*H2*1
			百福の図	C2*721.8*H2*2
			日根対山画帖	C2*721.7*H3*4
			直城狂画帖	C2*721.6*F1*1
			直城狂画帖	C2*721.6*F1*2
			百老婆図	N8C2*721.8*2
			天保山風景	C2*721.6*M4*2
			赤鬼青鬼図	C2*721.6*M6**5/1
赤鬼青鬼図	C2*721.6*M6**5/2			

依頼機関	展示会・番組等の名称	会期・放映日	掲載・借用依頼資料	請求記号
大阪市立 住まいの ミュージ アム	「なにわユーモア画譜一関 西大学所蔵大坂画壇コレク ションを中心に」	平成 25 年 4 月 20 日～ 平成 25 年 5 月 26 日	藻刈舟図	C2*721.6*M4*6
			虎ノ図	C2*721.4*M1*1
			猿之図	C2*721.6*M5*1
			稲荷狐図	C2*721.6*M7*1
			石臼侍	N8C2*728.8*6
			大阪漫画展覧会記念帖	C2*726.1*O1*1
			大阪名家肉筆画帖	C2*721*O1*1
			きつねのよめいりの巻	C2*721.9*K2*1
			夏祭図	C2*721.6*N2*1
			布袋[図]	C2*721.4*Y1*3
			親子竹筍図	C2*721.6*N3*2
			大阪風景画帖	C2*721.6*K1*2
			花の夜	C2*721.9*K1*3
			慶長美人	C2*721.9*K1*4
			浴後	C2*721.9*K1*2
			立美人	C2*721.8*T5*2
			美人観桜之図	C2*721.8*T4*1
			王朝人物図	N8C2*721.8*4
			織姫図	C2*721.6*N1*4
			檜檜群鹿図	N8C2*721.8*5
			美人図	C2*721.7*N2*1
			美人三番叟	C2*721.8*I3*1
			姉妹の絵	N8C2*721*1
			美人図	C2*721.9*S1*1
			蛭狩図	C2*721.9*N2*1
			納涼美人図	C2*721.6*N4*3
			大原女図	C2*721.7*M3*1
			靈照女図	C2*721.4*Y3*1
伊勢	C2*721.9*I2*1			
紙治	C2*774.28*N10*1			
曝書図	LO2*S20*12			
徳島県立 博物館	企画展「天下の台所大坂と 徳島一江戸時時代の交流史 一」	平成 25 年 4 月 27 日～ 平成 25 年 6 月 9 日	豊臣秀吉書状	C*210.09*T2*1
			菱垣新綿番松(船)川口出帆之図	C2*721.8*U3*1
			大塩平八郎書状	C*121.56*O1*1
			梅華書屋肆業録	C2*914.5*S1*1
			浪華網洲之図名家寄書	C2*728.8*N1*1
			蕪村畫像	C2*721.6*M2*2
			名家尺牘集	C2*281*M1*21
			篠崎小竹書簡	C2*289.15*S3*2
			篠崎小竹書 七言絶句	C2*289.15*S3*1
			洗心洞筍記 乾	L23**100*805
			洗心洞筍記 坤	L23**100*806
			増補孝経彙註 上	L23**100*209
			増補孝経彙註 中	L23**100*210
			増補孝経彙註 下	L23**100*211
			篠崎三島先生詩文	L24**1-1357
			滑稽浪花名所	*721.8*U13*1
			澗川両岸勝景図絵 上	N8*721.8*4*1

依頼機関	展示会・番組等の名称	会期・放映日	掲載・借用依頼資料	請求記号
徳島県立博物館	企画展「天下の台所大坂と徳島―江戸時代の交流史―」	平成 25 年 4 月 27 日～ 平成 25 年 6 月 9 日	澁川両岸勝景図絵 下	N8*721.8*4*2
			改正増補難波丸網目 1	*291.63*S8*1-1
			改正増補難波丸網目 2	*291.63*S8*1-2
			改正増補難波丸網目 3	*291.63*S8*1-3
			改正増補難波丸網目 4	*291.63*S8*1-4
			改正増補難波丸網目 5	*291.63*S8*1-5
			改正増補難波丸網目 6	*291.63*S8*1-6
			改正増補難波丸網目 7	*291.63*S8*1-7
			儒門空虚聚語 上	LM2*ニ*2*27-1
			儒門空虚聚語 下	LM2*ニ*2*27-2
			儒門空虚聚語 付録	LM2*ニ*2*27-3
			洗心洞詩文 上	L22*919**25
			洗心洞詩文 下	L22*919**26
			新撰浪華名流記	*281.631*M2*1a
			浪華名流記	*281.631*M2*1
浪華名流記	*281.631*M2*2			
篠崎小竹	*289.15*S2K*1			
株式会社 テレビマン ユニオン	NHKBS プレミアム「BS 歴史館」	平成 25 年 6 月 20 日	發微算法 / 関孝和述	N8*419.1*2
株式会社 日経映像	テレビ東京「美の巨人たち」 長沢芦雪「白象黒牛図屏 風」回	平成 25 年 6 月 29 日（地 上波） 平成 25 年 7 月 24 日 （BS）	象のかわら版	C2*489.7**1
北京三多 堂传媒科 技有限公 司	大型ドキュメンタリー『組 帯』で放映	不明	[内藤文庫各種資料]	L21**7*25-9
			支那論 / 内藤湖南（虎次郎）著	L21**5*538
			新支那論 / 内藤湖南（虎次郎）著	L21**5*540
福井県立 一乗谷朝 倉氏遺跡 資料館	第 20 回企画展「戦国まな びや～朝倉文化 文武を極 める～」	平成 25 年 9 月 21 日～ 平成 25 年 11 月 10 日	幻雲文集	CL21**3*2207-1
			幻雲文集	CL21**3*2207-2
			幻雲文集	CL21**3*2207-3
堺市立み はら歴史 博物館	特別企画展「生誕 100 年記 念 織田作之助と大大阪」	平成 25 年 9 月 25 日～ 平成 25 年 10 月 18 日	織田作之助高津中学卒業写真アルバム	LH2*6*319
			瀬戸内海 自筆原稿	LO2*01*47
			白鷺部隊 自筆原稿	LO2*01*46
			町会隣組お座敷芝居脚本集	LO2*01*67
			長沖一出征記念寄書	LO2*N*6*63
			長沖一肖像画	LO2*N*6*64
			[長沖一宛書簡及び葉書 54 種]	LO2*N*6*22
NHK 大阪放送局 制作部	NHK 総合歴史秘話ヒスト リア “私は坂本龍馬のファース トレディ ～お龍～（仮）”	平成 25 年 11 月 6 日	文庫 / 内外出版協会 11-4	M*910.5*B20
株式会社 テレビマン ユニオン	NHKBS プレミアム「BS 歴史館」 第 84 回東京遷都	平成 25 年 10 月 17 日	神功皇后三韓征伐御調煉之圖 / 小信画 ... 綿喜	N8C2*721.8*18-1*19
NHK プ ラネット 近畿総支 社	NHK「歴史秘話ヒストリ ア」	平成 26 年 1 月 15 日	おあむ物語 / [山田去暦女著].	L23**200*6526
			豊内記 上	L23**200*6283
			豊内記 中・下	L23**200*6284
			難波戦記 27 卷	L24**14-50*1/5
			難波戦記増補 13 卷	L24**14-49*4/13

依頼機関	展示会・番組等の名称	会期・放映日	掲載・借用依頼資料	請求記号
うるま市立図書館	原本資料展示会「蔡大鼎がつないだ縁『伊計村遊草』との出逢い～大陸と琉球と山形・米沢と～」	平成26年2月22日～ 平成26年3月9日	欽思堂詩文集 上	L23**D*561
			欽思堂詩文集 下	L23**D*562
鳥取県立博物館	企画展「没後五十年 菅楯彦展 浪速の粋 雅人のこころ」	平成26年2月22日～ 平成26年4月6日	加納諸平に門人安田某が謁する図	LO2*S*20*1
			きつねのよめいりの巻	C2*721.9*K2*1
			蓬萊山殿	C2*721.9*S2*3
			曝書図	LO2*S*20*12
			楯彦素描巻物	N8C2*721.9*2
			楯彦素描巻物	N8C2*721.9*3*1
			楯彦素描巻物	N8C2*721.9*3*2
			菅楯彦手紙（正木直彦宛）	LO2*S*20*6
			菅楯彦書簡（北岸佑吉宛）	LO2*S*20*14
			名士書画寄書帳	LO2*S*20*15
			菅楯彦新聞挿絵切抜帖	LO2*S*20*2
			榑原氏別業図	LO2*S*20*24
TBS ビジョン	特別企画 ～京都・奈良「国宝」こころの旅～（仮）	平成26年2月23日	伊勢物語	電子展示室

注 展示会・番組等の名称、会期・放映日については、各種申請書提出時の内容を掲載している。

2 平成 25 年度 図書館自己点検・評価委員会名簿

	氏 名	備 考
規程第 5 条第 1 号委員	内 田 慶 市	委員長・図書館長
規程第 5 条第 2 号委員	加 藤 勝	学術情報事務局次長（図書館担当）
規程第 5 条第 3 号委員	清 水 崇	図書委員会委員（経済学部選出）
	西 山 哲 郎	図書委員会委員（人間健康学部選出）
	西 村 弘	図書委員会委員（社会安全学部選出）
	竹 中 俊 英	図書委員会委員（化学生命工学部選出）
規程第 5 条第 4 号委員	金 東 澄	図書館事務室
	高 橋 真 澄	図書館事務室
	濱 生 快 彦	図書館事務室

【事務局（図書館事務室）】 金 東澄

3 関西大学図書館 自己点検・評価委員会規程

制定 平成6年1月28日

(趣 旨)

第1条 この規程は、関西大学図書館規程第6条第2項の規定に基づき、関西大学図書館自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 委員会は、図書館における教育研究の支援活動及び管理運営の自己点検・評価の取り組みを行うため、次の事項を行う。

- (1) 自己点検・評価の方針の策定並びに点検項目の設定及び変更
- (2) データの収集、分析及び検討
- (3) 報告書の作成
- (4) その他自己点検・評価及び第三者評価に関する事項

(各機関の協力)

第3条 委員会は、前条第2号に規定するデータ収集のため、それに係わる各機関に対して協力を求めることができる。

(報 告)

第4条 委員会は、自己点検・評価の結果を図書委員会に報告するとともに、学校法人関西大学自己点検・評価委員会の求めに応じて報告を行う。

(構 成)

第5条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 図書館長
- (2) 学術情報事務局次長（図書館担当）
- (3) 図書委員のうちから図書館長が指名する者若干名
- (4) 図書館事務職員から若干名

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

- 2 委員長に事故あるときは、学術情報事務局次長（図書館担当）がその職務を代行する。

(委員の任期)

第7条 第5条第3号及び4号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(運 営)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数の同意をもって決する。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、図書館事務室が行う。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程（改正）施行後最初に第5条第3号及び第4号の規定により選出された委員の任期は、第7条第1項本文の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。

附 則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

図書費の予算管理～学部は壁か柱か？

濱 生 快 彦

1 はじめに

本稿は、平成16年に実施した本学図書館の図書費予算配分の制度変更に係る経緯を振り返り、その影響を考察するものである。この制度変更は、それまで各学部・機構（以下学部等という）に割り当てていた研究用図書費のうち、逐次刊行物費、電算情報資料費（データベース購入経費）を一本化すること、および冊子体資料の購入に充当する（狭義の）図書費を人文系、社会系、自然工学系、総記の4つの区分に配分することを骨子としていた。その背景には、学問分野を横断する大型電子資料導入の必要性があり、従来の予算制度では、興隆しつつあったそれらの資料を導入する妨げとなるのではないかと懸念があった。その後の10年間、電子ジャーナルやデータベースに要する経費は上昇を続け、従来型資料の収集に係る経費を圧迫し続けている。制度変更から10年、あの時われわれは何をねらっていたのかを、記録を基に振り返ってみたい⁽¹⁾。その前に、制度変更の概要をおさらいしておく。

2 制度変更の概要

表1は、制度変更前後の予算配分の枠組みの違いを示したものである⁽²⁾。もっとも大きな変更点は、7学部1機構にそれぞれ配分されていた⁽³⁾学部等図書費を、人文系、社会系、自然工学系、総記の4つの学問分野（学系）に再編成した点である。また、これまで各学部等に配分していた図書費、逐次刊行物費、データベース費のうち、逐次刊行物費、電算情報資料費⁽⁴⁾を共通予算として集約し、学系別図書費は（狭義の）図書の購入に充てるよう再編されている。また、教養科目等予算も学系別図書費に統合することで、図書費全体に占める学系別図書費を、平成15年度学部等予算の64.71%から70.47%へ積み増している。

一方で、書誌学等の資料に充当してきた図書学基

表1

平成15年度予算			平成16年度予算				
研究用図書費 一般図書費	学部等図書費	法学部	64.71%	研究用図書費 一般図書費	学系別図書費	人文系	10.27%
		文学部				社会系	12.88%
		経済学部				自然工学系	4.41%
		商学部				総記	1.88%
		社会学部				共通 (逐次費+DB費)	41.02%
		総合情報				(合計)	70.47%
		工学部				基本図書費	11.97%
	外国語機構	大学院生用	2.88%				
	学部等共通	図書館選択用	4.87%				
	教養科目等	0.92%	⇒ 廃止統合(*1)		⇒	⇒	(合計)
基本図書費	13.61%	⇒ 維持	⇒	⇒	学習用図書費	8.04%	
大学院生用	2.88%	⇒ 維持	⇒	⇒	一般図書費総計	98.23%	
図書館選択用	5.99%	⇒ 維持	⇒	⇒	特別資料充実費	0.44%	
図書学基本図書費	1.86%	⇒ 廃止統合(*1)	⇒	⇒	中村幸彦文庫(*2)	1.34%	
(合計)	89.97%				特別図書費合計	1.77%	
学習用図書費	8.04%	⇒ 維持	⇒	⇒	総計	100%	
一般図書費総計	98.00%						
特別図書費	特別資料充実費	0.66%	⇒ 維持	⇒	特別図書費	特別資料充実費	0.44%
中村幸彦文庫	1.34%	⇒ 維持	⇒	⇒	中村幸彦文庫(*2)	1.34%	
特別図書費合計	2.00%				特別図書費合計	1.77%	
総計	100%				総計	100%	

※1 教養科目等予算は、廃止され学系別図書費に統合。図書学基本図書費は廃止され、図書館選択用に統合された。
 ※2 中村幸彦文庫予算は、購入手続き完了により平成19年度より廃止された。

本予算を、図書館選択用予算に集約した。ただし、図書館選択用予算と、個人文庫周辺資料及び大阪文芸資料の購入に充てる特別資料充実費は、いずれも減額された。特に特別資料充実費は、約33%の減額となった。ここで、平成15年度と平成16年度の図書費全体に占める図書、雑誌、データベース費の決算上の比率を確認してみたところ、大きな差異はなく平均すると図書費約60.5%、逐次刊行物費約35.5%、データベース費約4%であった。平成16年度の予算制度の変更を、その後の逐次刊行物費の高騰と大規模データベースの導入に備えたものと考えれば、そのスタート地点では図書費：逐次刊行物費+データベース費の比率は、おおむね6：4であったことを確認しておきたい。また平成25年度の決算ベースの図書費：逐次刊行物費+データベース費の比率は、約4：6であった。このことから、平成16年から図書の購入予算を切り崩して、逐次刊行物とりわけ電子ジャーナルにかかる経費の高騰に対応してきたことがわかる。

また、この間、本学は学部の増設と再編を行った結果、平成15年度の7学部1機構から、平成26年度には13学部13大学院研究科に加え、3専門職大学院を擁することとなった。これに伴い新たに設置された2つのキャンパスには、それぞれ図書館が設置された。学系別予算への再編は、こうした学園の一連の改革に柔軟に対応しうるものであった。では、この制度変更はどのような手続きでなされたのか、その間にどのような懸念や課題が指摘されていたのか、記録をたどってみたい。

3 図書委員会での議論

本学図書館の運営は、学長が指名する図書館長のもとに、その諮問機関として各学部から選出される委員に、事務職員として図書館を所管する学術情報事務局長、同局図書館担当次長を加えて構成される図書委員会を設置し、意思決定を行っている。関西大学図書委員会規程には、図書委員会の審議事項として図書館運営の大綱に関することなどのほか、図書館の図書費の予算決算に関することが定められている。そのため、平成16年度の学系別予算管理への制度変更も図書委員会で慎重に審議されたことが記録に残っている。

この制度変更にかかるもっとも古い記録は、平成14年度第2回図書委員会（平成14年5月15日開催）に、「図書費予算について一図書費予算配分の再検討に向けて」として残っている。記録によれば、各予算費目の用途を説明し、過去10年間の図書費の推移について図書委員に報告したうえで、洋雑誌費の値上げとデータベースの導入をにらみ、図書費予算の編成・配分を見直す必要性を指摘している。その後、事務レベルでは再編成の素案について管理職者を中心に試行錯誤がなされたことが推測されるが、次に図書委員会にこの課題が取り上げられるのは平成14年度最終の開催となる第9回の図書委員会（平成15年3月19日開催）であった。

このときの図書委員会では、図書館は「図書費再配分について」の議題において、再配分が必要な理由として、次の5つを挙げている。

- ① 図書館図書費予算の減少（3年で約10%減）
- ② 学際的資料の増加
- ③ 図書・雑誌の出版点数の増大
- ④ 大型図書と外国雑誌単価の高額化

- ⑤ オンラインジャーナル等外部データベースの急増による電子資料・電子媒体の一般化

これらの要因に対して、当時の各学部等に細分化された予算では予算執行が硬直化し、効果的な資料収集に支障をきたすとの説明がなされている。そこで、方針として「共通費」の配分比率を増やし、高額な電子資料やコアジャーナルは学部等の予算ではなく「共通費」から執行するなど、柔軟な予算執行が可能となるような枠組みの必要性を指摘している。この方針で図書館で素案を作成し、平成16年度予算申請に間に合わせるため、平成15年度4月から6月の図書委員会で検討することとなった。ここで確認しておきたいこととして、予算の再編成は、当初から学部の枠を廃し、学系別の予算編成とすることを想定していたものではないという点である。この時点での検討のポイントは、学部等ごとに細分化された予算では、必要な資料が購入できないため、学部等の予算の一部を共通費に集約することも選択肢として残していたものと思われる。

年度が替わり、平成15年4月16日に平成15年度第1回図書委員会が開催された。ただし、このときには具体的な再編案の提案には至らず、「再配分の必然性」と「再配分の骨子」を提案するにとどまった。ここで示された「再配分の骨子」とは（1）予算枠組みの概括化・大綱化（2）共通費の確保の2点であり、大型化・高額化する資料を導入するために、予算枠組みをスリム化し、共通費を上積みすることを方針として示したことになる。

これを踏まえ、平成15年度第2回図書委員会（平成15年5月21日開催）において、図書館から図書費予算配分の見直し案として、次の3案が提案された。

第1案

総額から逐次刊行物費・データベース費と共通経費を差し引き、残額を「基礎額+教員数比例配分」により配分する。逐次刊行物費とデータベース費は学部等に配分せず共通経費とする。

第2案

教養科目等予算を共通費に合算し、学部等の枠組みは「基礎額+教員数比例配分」で温存する。

第3案

第1案のうち、学部等に配分する経費を人文科学系、社会科学系、自然科学・工学系の学系別配分に置き

換える。なお、過去5年のNDC分類別の執行金額の割合はほぼ一定で推移しているため、執行の実績を学系別の配分の根拠とする。

これら3案について、委員から具体的な配分額の変化が示されていないとの指摘があり、次回図書委員会にてシミュレーションした金額を示すこととなった。ここで初めて学系別の予算配分案が提案され、具体的な検討をすすめることとなった。また、図書委員からの意見として、「図書館が主体的に予算執行できるような提案をすべきである」との意見があったこともここに記しておきたい。

平成15年度第3回図書委員会（平成15年6月18日開催）では、第2回図書委員会の指摘をうけて、具体的な配分金額とともに上述の3案が再度提案されている。第2回図書委員会からの変更点として学系別の予算に新たに総記を加え、人文科学系（34.86%）、社会科学系（43.76%）、自然科学・工学系（14.99%）、総記（6.39%）とする案が提案された（カッコ内は配分比）。この案について、図書委員から「学部等共通費」「図書館選択用」「図書学基本」の各予算の執行基準について、質問があった。また、学系別に集約した予算では早い者勝ちになるという懸念や、反対に学部予算を廃した学系別予算が最も適当であるとの意見があったことも記録に残っており、活発な議論がなされたことがわかる。また、この回では、複数学部からの希望で重複して購入する逐次刊行物の一方を、原則として電子ジャーナルに切り替えることが提案され、了承されている。

平成15年度第4回図書委員会（平成15年7月16日開催）では、第3回委員会における図書委員からの質問を受けて学部予算とは別に執行する経費について、その執行基準を以下の通り説明している。

〔学部等共通〕

法令、判例等加除式図書、学際的レファレンス資料
逐次刊行物

外部データベース

〔図書館選択用〕

全学的学際的資料

図書館に備えるべき基本的なレファレンス資料

古典的名著の写本・版本

特色あるコレクション形成のための選書

〔図書学基本〕

図書学関係資料⁽⁵⁾

このほかに、平成14年度にこれらの費目で購入し

た主な資料を挙げて説明している。そのうえで、主に逐次刊行物費とデータベース費用を図書費全体からあらかじめ差し引かなければならない理由や、逐次刊行物費とデータベース費の執行割合に上限を設定する必要があること、逐次刊行物費については3年に1回程度全教員に対して利用アンケートを行い、低利用のタイトルの購読を中止することが提案されている。また、高額な資料は、基準を定め、図書委員会に諮ることも提案された。

記録からは活発な議論があったことが推測される。主な論点としては、学部の枠を廃することにより、早い者勝ちとならないか、学部の枠がなくなることによって学問分野としての蔵書のバランスをどのように担保するのか、図書館は教員の購入希望を処理するだけでなく、自立している必要がある（自立して蔵書のバランスを維持する必要がある）、などの意見が出された。

この時点で、議論の方向性としては学系別の再編案が最も有力な案となりつつあったことがわかるが、やはり執行方法の公平性の担保や蔵書構成への影響に対し強い懸念が残っていたことがわかる。一方で、平成16年度予算申請に間に合わせるには、次回の図書委員会で案を決する必要がある。そこでこれらの意見や質問をふまえ、次回図書委員会にて最終の審議を行うこととなる。

平成15年度第5回図書委員会（平成15年9月17日開催）では、図書館から4ページからなる「図書費予算の再編成について」という資料を提出し、すでに提案した3案のうち学系別に配分する案を採用したいとの提案がなされている。また、提案には前回の意見を踏まえ、その運用方法も含め修正が加えられた。主な修正点は以下のとおりである。

- 「図書学基本」予算を廃し、「図書館選択用」に統合する。
- 「図書館選択用」に予備費的性格を付加する。
- 逐次刊行物費が為替レートの影響等で前年度における見込み額を上回る場合は、「図書館選択用」から補てんする。
- 逐次刊行物費は学系別図書費の50%を目途とする。
- 電算情報資料費は学系別図書費の10%を目途とする。
- 逐次刊行物は3年に1回程度利用調査を実施し、低利用誌を中止する。
- データベースは利用統計を精査し、契約の継続に

ついて図書委員会に諮る。

この説明に対して、活発な意見交換がなされ（他の議題も含めてではあるが、記録によれば委員会終了まで2時間を要している）、①学系別配分比の見直しを3年毎に行うこと②この見直しは図書費予算の編成の見直しも含む③「学部等図書費」を「学系別図書費」の文言に変更すること⁽⁶⁾を付帯条件として、了承された。

学内手続きとしては、この案をもって予算申請の手続きが進められたが、図書委員会では平成15年度を通じて、予算執行の運用面に関する課題が、引き続き議論された。そこでは、購入希望受付の運用や、一個人からの高額な購入希望の取り扱い、逐次刊行物費の増大に対する上限を設定することの必要性などが議論されており、大きな変更に対して、懸念される課題の洗い出しを周到に行っていたことが分かる。もっとも、「図書館は成長する有機体である」というランガナタンの有名な言葉を牽くまでもなく、その後の学内外の環境の急激な変化に対応するために、図書館はルールや運用を上書きし、書き換えてきた。したがって、上述の決定から変更された部分もあるが、現状の予算執行の枠組みはこうして成立した。以上、図書委員会での議論の過程をやや丁寧に振り返った。最後に、この改革がどのような効果と影響をもたらしたのか考えてみたい。

4 制度変更の影響

学部ごとに配分された予算を一本化し、学系別に配分することによって、電子ジャーナルやデータベースなどの大型の資料の導入をスムーズに行うことができたことは一つの成果であった。平成15年度末現在で閲覧可能であったオンラインジャーナルは約1,870タイトルであったが、平成24年度には約18,000タイトルとなった。その過程では、各学部等から予算を拠出する形ではなく、逐次刊行物費を一本化した図書費再編のメリットが存分に活かされた。学系別予算の導入とは、いわば図書費予算における学部の枠を取り払うことであって、そのことが柔軟で迅速な予算執行を可能にし、拡大する電子資料の導入に大きな役割を果たしたと言ってよいだろう。その一方で、図書費の執行は、全体予算の中から、経費の確定している逐次刊行物やデータベースに係る経費を差し引き、残りを主として冊子体の購入に充てる（狭義の）図書費とせざるを得ない面がある。

大型コレクションを計画的に購入する場合を除いて、図書は刊行の都度、利用者の希望や蔵書構成を勘案しながら選択する性格を持っており、年度当初にすべての図書の選択を終えていることはあり得ないためである。そうした運用形態の中で、逐次刊行物やデータベースに要する経費が膨らみ続けることは、必然的に図書の購入に充てる経費が縮小することを意味する。電子ジャーナルに要する経費の影響で、図書費が縮小すること、あるいはそもそも電子ジャーナルをどうやって買い支えていくのかということの困難は、今や多くの大学図書館にも共有されている。ここで、電子ジャーナルに要する価格の高騰が引き起こす問題について紙幅を割くつもりはないが、おそらくどの大学図書館においても、今後もその価格の上昇を図書館運営の制約条件として対処するほかないだろう。電子ジャーナルは、既に現代の図書館サービスにおいて不可欠なものとなっており、当面その位置づけが揺らぐことは考えられない。いまさら、「出来てしまったものは出来ない昔には戻れない（山本夏彦）」のだから。

こうした逐次刊行物やデータベースに係る経費を、本学においても（狭義の）図書費を縮減することで対応してきた。表2は、学系別図書費が導入された平成16年度と平成25年度の予算配分を比較したものである。各年度の予算全体における配分の比率を算出し、平成25年度予算における平成16年度からの増減を示した⁽⁷⁾。比較すると共通（逐次刊行物費

表2

平成16年度予算			平成25年度予算			
一般図書費	学系別図書費	人文系	10.27%	人文系	8.97% ※(-1.3%)	
		社会系	12.89%	社会系	11.23% (-1.66%)	
		自然工学系	4.41%	自然工学系	3.8% (-0.61%)	
		総記	1.88%	総記	1.36% (-0.52%)	
		共通 (逐次刊行物費+DB費)	41.02%	共通 (逐次刊行物費+DB費)	55.5% (+14.48%)	
	(合計)		70.47%	(合計)		70.47%
	基本図書費	11.97%	基本図書費	11.44% (-0.53%)		
	大学院生用	2.88%	大学院生用	0.84% (-2.04%)		
	図書館選択用	4.87%				
	(合計)		90.19%	(合計)		90.19%
学習用図書費	8.04%	学習用図書費	6.72% (-1.32%)			
一般図書費総計		98.23%	一般図書費総計		98.23%	
特別図書費	特別資料充実費	0.44%	特別資料充実費	0.17% (-0.27%)		
	中村幸彦文庫(*2)	1.34%				
	特別図書費合計	2%	特別図書費合計	1.77%		
総合計		100%	総合計		100%	

※平成25年度予算の()内の数字は、平成25年度予算の配分費を平成16年度予算の配分費で差し引いたもの。

+データベース費)が14.4%と大幅に伸びていることが分かる。これは、経常的な値上がりと、新規導入の要求に応えた結果であるが、この傾向は今後も継続すると予測できる。

一方で、こうした電子ジャーナルを含む逐次刊行物費、データベース費の経費を上述べたとおり図書費全体から予め差し引く必要があり、その増加分を学系別その他の図書費で補充した結果、それ以外のすべての予算費目が減少していることが分かる。研究用資料に充当する学系別予算の配分率は維持しているものの、図書の調達に充てる各学系別の予算は減少しているほか、とりわけ学習用図書費(-1.32%)、大学院生用図書費(-2.04%)の配分比率の減少が大きい。こうした予算配分の変化は、購入希望やシラバスに記載される指定図書の購入に対して、今のところ十分応えうる程度の減少幅であるものの、適切な蔵書構成の維持という観点から、今後縮減がどこまで可能なのかについて注意を要するものと思われる。また、減少した予算枠の中に、特別資料充実費がある。この予算の削減は、本学図書館の特色あるコレクションの一つである大阪文芸資料等の収集に影響を与えている可能性がある。大阪文芸資料は、大阪に由縁のある作家の作品、あるいは大阪を題材とした作品を、広く文芸の名のもとに集めたコレクションで、昭和57年以降継続的に資料の収集を続けてきた。この大阪文芸資料に対して、追加受入した資料数が顕著に減少している。平成16年度に大阪文芸資料として受入された資料の冊数は、225冊であったが、平成25年度には83冊となっており、受入形態も、購入より受贈によるものが大半となった。

5 まとめ～予算を支えるもの

電子ジャーナルを含む逐次刊行物費、データベース費に要する経費が増大するにつれ、図書費が縮小していること、その影響の一つとして本学図書館の特色あるコレクションの収集に影響を与えている可能性があることを確認した。今後、図書費全体を増額する、あるいは図書費以外の図書館経費を資料の購入に充当するということがない限り、この傾向は継続するものと予測される。今のところ、予算全体の中では1%にも満たない予算である特別資料充実費だけに生じている事象であったとしても、この影響が教育・研究用資料の収集に影響を与えること、

またその結果本学の蔵書構成の維持にも影響を与える可能性があることを否定するのは難しい。

もちろん、こうした傾向は、学術情報の流通形態が変化し、図書(紙)から電子媒体への移行が引き起こす必然的なもので、冊子体図書購入費の減少を課題と見做さないという考え方もありうるだろう。たとえそうであったとしても、いずれその電子媒体をこれまで通り維持することはいつか困難となるであろう。高橋(2012)によれば、日本の大学が電子ジャーナルにかける経費の総額は、平成16年度から、平成21年度の5年間で約4.3倍となっているという。その結果、わが国の大学図書館ではどの資料を導入するかではなく、どの資料の契約を解除するかが課題となりつつある。この状況は、教育・研究に不可欠な資料の収集にかかる経費の負担において、「利益配分」よりも「不利益配分」が主題となりつつあると表現することもできよう。

本学図書館が平成16年度に取り組んだ図書費予算再配分の改革は、いわば各学部へ割り振られていた予算を大型資料の導入を阻む「壁」ととらえ、それを取り払うための提案であった。その結果、逐次刊行物費は一本化され、各学部からいくら拠出するかを考慮する必要はなくなった。その後の電子資料の提供状況を考えれば、この判断は正しかったし、その成果を存分に活かした図書館運営がなされたと考えられる。しかしその後10年の間に電子ジャーナルを含む逐次刊行物とデータベースの経費の増大は、冊子体資料を中心に執行する図書費の縮小を招き、またそのことは本学図書館の蔵書構成や資料収集の方針に影響を与えうる懸念される状況を招いた。いずれ、国内の他の大学図書館と同様に、本学においても電子ジャーナルに充当する経費や購入形態を見直すこととなるだろう。新たにどの資料を導入し、利用の少ないどの資料を中止するかが資料収集の課題として前景化してくるだろう。その時の判断や意思決定の手がかりをどこに求めればよいのか。それは、図書館長のほかには、それぞれの学部等の考えに求めること以外にはありえないのではないか。図書費予算の一部を各学部へ割り振るかつての運用は、本学の教育・研究に必要な分野の資料を、主として購入希望を手がかりにバランス良く収集する拠り所となっていた。大型電子資料の導入を契機として、その壁を取り払ったことは判断として適切であったと思いたい。しかし、いま改めて、しかも「不利益配分」についての判断が求められようとしてい

る厳しい状況の中で、本学の資料収集を支えるものとして、学部等の要望や教育・研究にかかる方針をどのように予算執行の仕組みや資料収集の方針の中に組み込んでいくべきなのかが問われようとしている。また、図書館としては各学部等の意見を調整し、判断に要する情報を的確に提供する責任を果たさなければならない。それに、平成16年度の制度変更に関する図書委員会の議論を踏まえて敢えて付け加えるならば、「自立して蔵書のバランスを維持」するよう要望されていたことを改めて想起したい。

【注】

- (1) 平成16年の予算管理制度の変更に関しては、影山(2004)が論じたことがある。
- (2) 影山(2004)の表2平成16年度図書費予算前年度対比表を基に作成した。
- (3) この表では各学部の配分比率は記載していないが、各学部に配分されたものを、さらに図書費、逐次刊行物費、電算情報資料費に区分して執行していた。
- (4) 電算情報資料費とは、主としてデータベースなどのオンライン資料(電子ジャーナルを除く)の購入に充当する費目。
- (5) 図書学は、やや限定された用語で、一般には書誌学

の語が一般的であろう。図書学という語を使ってきたのは、本学が書誌学者長澤規矩也の旧蔵書を所蔵していること、長澤が「書誌学」に代わり「図書学」を好んで用いたためでないと思われる。図書学の語は長澤(1979)で定義されている。

- (6) 当初案では、各学系の予算は、「学部等図書費」の内訳として設定されていた。その名称を「学系別図書費」と変更すべきであるとの要請である。
- (7) 図書費全体に占める各予算の配分費を、影山(2004)の表2を踏襲して作表し比較している。厳密には、平成16年度と平成25年度では図書費の総額が一致していないため、両年度の予算額の差異は、配分費の差とは一致しない。

【参考文献】

- 影山幸子“私立大学図書館コンソーシアム(PULC)の形成に関わって”『関西大学 図書館フォーラム』9, 2004
- 長澤規矩也編著『図書学辞典』東京, 三省堂, 1979
- 高橋努“大学図書館から見た電子ジャーナルの現状と課題”『電子情報通信学会誌』95(1), 2012

(はまお やすひこ 図書館事務室)

平成25年度大学図書館近畿イニシアティブ 「中級研修」に参加して

芝谷 秀司

I はじめに

平成25年6月13日(木)に、平成25年度大学図書館近畿イニシアティブ「中級研修」に参加する機会をいただいたので、ここに報告する。

近畿地区における国公立の設置形態を超えた大学図書館の協力組織である「大学図書館近畿イニシアティブ」は、平成17年(2005年)の発足以来、「初任者研修」と「中級研修」を隔年で実施している。

平成25年度は、図書館業務経験3年以上の図書館職員を主な対象とする「中級研修」が開催されることになり、私としては平成22年度の「初任者研修」以来、3年ぶりの近畿イニシアティブ研修への参加となった。研修の概略は、以下のとおりである。

研修名：平成25年度大学図書館

近畿イニシアティブ「中級研修」

テーマ：未来のチームリーダーのための企画力講座：

統計を活用し実行につなぐ

研修日：平成25年6月13日(木)

会場：大阪大学附属図書館総合図書館

(豊中キャンパス)

II 研修内容について

今回は、より多くの方に研修参加の機会が得られるようにということで、開催期間を従来の2日から1日に短縮して行われた。そのため、3つの講義とグループワークを1日でこなすという、密度の高いスケジュールが組まれていた。

まず、大学図書館近畿イニシアティブ運営委員長で、京都大学附属図書館事務部長の、梶谷泰文氏から開会の挨拶があった。

梶谷氏からは、本研修は非常に実践的な内容になっているので、ぜひ成果を職場に持ち帰って活かしてほしいとお話があり、その後、下記の日程表に沿って研修が行なわれた。

平成25年度大学図書館近畿イニシアティブ「中級研修」日程表

時間帯	時間	内 容
9:00~9:30	30	受付 専門委員会
9:30~9:40	10	開会、主催者挨拶、委員紹介 司会者、運営委員会委員長
9:40~10:00	20	講義1「未来をつくる統計の考え方」 石川 敬史氏 (十文字学園女子大学 21世紀教育創生部専任講師)
10:00~11:10	70	講義2「バランスト・スコアカードの大学図書館への適用例」 赤澤 久弥氏 (京都大学附属図書館)
11:10~11:30	20	アイスブレイク 専門委員会
11:30~12:30	60	(休憩)
12:30~13:20	50	講義3「『静』から『動』へ：統計を活かし実行につなぐために」 石川 敬史氏
13:20~14:30	70	グループワーク「考える・行なう：戦略マップをつくる」 石川 敬史氏、赤澤 久弥氏
14:30~14:40	10	(休憩)
14:40~15:50	70	グループ発表・講評 石川 敬史氏、赤澤 久弥氏
15:50~16:40	50	グループワーク(修正作業) 石川 敬史氏、赤澤 久弥氏
16:40~16:50	10	研修会まとめ 石川 敬史氏
16:50~17:00	10	閉会・事務連絡 専門委員会
17:00~		大阪大学附属図書館自由見学
17:30~19:15	105	情報交流会(希望者のみ)

以下、各研修内容の概要を紹介させていただく。

講義1 「未来をつくる統計の考え方」

十文字学園女子大学

21世紀教育創生部専任講師 石川 敬史氏

講師の石川氏は、図書館情報学、日本図書館史、情報リテラシー教育等がご専門であるが、前任校の学校法人工学院大学では、図書館職員として勤務しながら、総合企画室課長を兼務され、若手教職員協働による学園の「理念、ミッション、ビジョン作り」や、目標管理制度の構築等に携わっておられたとのことである。

まず、石川氏から本研修の目標として、次の3つのアウトラインが示された。

■ 芯は何か？ (見つめ直す必要性)

図書館活動の多様化・高度化により、図書館職員

のプレッシャーが増大している。そこで、「自分が勤務する図書館の目指すべき方向性」を考え、「自分は何のために仕事をしているのか」というところまで掘り下げて見つめ直す必要がある。

■ データを読み解き、企画に活かすとは？

図書館のデータを事務的に処理するのではなく、現場の目線でデータを活かす方法、つまり、データの分析結果を「次」に活かす方法について考えてみたい。

■ どのように「実行」につなげるか？

バランスト・スコアカード（以下 BSC）を準用したグループワークによって、データを活用し「実行」につなげていくプロセスを体験してみたい。

続いて、石川氏から「皆さんが勤務する大学の理念・ビジョンをワークシートに記入してください。そして、その理念・ビジョンを達成するため図書館で取り組んでいることがあれば、それも記入してください。」という指示があった。

私としては、図書館のデータ活用の研修に参加する上で予想もしていなかった質問であり、大学の理念・ビジョンと自分の目の前の仕事との関わりについて明確に説明することの難しさを痛感した。

石川氏によると、構成員全員が共有できる長期の目標、すなわち「ビジョン」を持つことによって、図書館経営の方向性が明確になり、仕事の動機づけができる。そのためには、組織全体のビジョンを、職員一人ひとりの「想い」に落とし込んでいく必要があるとのことであった。

次に、理念・ビジョンを実現させるためには、組織内のリソース（人・物・金・情報）の状況及び社会環境を考えて、具体的な「打ち手（戦略）」を決めていく必要がある。そこで、理念・ビジョンの実現と密接な関係にあるデータ活用の問題が出てくるのだという。

つまり、データ活用の目的とは、統計を比較・論評することではなく、統計を分析・評価して、サービス改善や次なる図書館政策の立案につなぐことである。現場で統計を活用する前提として必要なことは、データをどうしたいかという意志と、図書館をどうしたいという想いを持つことであると訴えかけ、講義1は締めくくられた。

講義2 「バランスト・スコアカードの大学図書館への適用例」

京都大学附属図書館情報サービス課
参考調査掛長 赤澤 久弥氏

赤澤氏からは、BSCを大学図書館運営に活用しているバージニア大学図書館の事例が紹介された。

BSCとは、戦略的な組織運営を行うためのマネジメントツールであり、「財務」「顧客」「業務プロセス」「学習と成長」の4つの視点から、組織のビジョンを実現するための「戦略目標」を導き出し、戦略目標の達成度を定量的に測定するための「評価指標」を設定する。評価指標には「達成目標」を設定のうえ、「実施計画」に基づいて運用する。そして、各視点のもとに戦略目標の因果関係をチャート化した「戦略マップ」を構成員が共有することにより、戦略的組織運営が実現されるというものである。

ただし、BSCは一つのツールにすぎず、バージニア大学においても、図書館のビジョンに沿って、オリジナルの文言が下記のとおり修正されている。

BSCの構築：4つの視点

利用者の視点

如何に利用者のニーズを満たすか

業務プロセスの視点

如何に図書館の資料とサービスを効率的に提供するか

財務の視点

如何に財務面から図書館のミッションを達成するか

学習と成長の視点

如何に職員と組織の成長を支える環境を創出し図書館の成長を維持するか

「顧客の視点」が「利用者の視点」という言葉に置き換えられ、最上位に設定されていることから、利用者志向のBSCであることが窺える。

また、バージニア大学図書館には、図書館の評価活動を専門的に担当する部署「MIS (Management Information Services)」が設置されており、BSCの導入と運用は、このMISを中心として行われているというお話も、興味深いものであった。

BSC導入の成果としては、図書館の状況を正しく把握することで、業務改善に結びつけられたこと

や、他部門のパフォーマンスを職員間で評価する指標により、対外的には顕在化しにくいテクニカルサービス部門の問題点が明らかになったことなどがあげられるとのことであった。

講義3 「『静』から『動』へ：統計を活かし実行につなぐために」

再び石川氏が登壇し、現場でデータを活用して提案・改善につなぐための枠組みとして、次の4つの考え方が示された。

- ① データの見える化
- ② 欲しいデータの収集
- ③ 個々のデータの分析
- ④ 複数のデータを企画提案に活用

「データの見える化」とは、ドイツの経営戦略コンサルティング会社ローランド・ベルガーの日本人会長で、早稲田大学大学院教授の遠藤功氏が、『見える化：強い企業をつくる「見える」仕組み』（東洋経済新報社、2005.）の中で提唱している考え方で、事実や数値を目に飛び込ませることで、組織の活性化を促すというものである。

つまり、データ活用の枠組みとは、欲しいデータを主体的に収集・分析し、複眼的にデータを読み解き、問題を「見える化」して、相手を説得するための資料作りを行うということである。

例えば、図書館で何か新しいサービスを実現したい時は、インパクトの強いデータを複数選び、因果関係を整理して、少ない資料で端的にかつ熱意をもって上層部を説得することが必要となる。

続いて、データから「行動」につなぐための視覚として、次の4つの考え方が示された。

- ① データがそうなった理由・背景を考える。
- ② 理由や背景を実証するデータはあるか。
- ③ 原因と結果を論理的に整理する。(A3版1枚)
- ④ 何を訴えたいのか、その目的を明確にする。

いずれにおいても共通するのは、前提としての問題意識や課題意識であり、図書館をこうしたいという意志や想いであるとのことであった。

次に、既存のデータや与えられるデータではなく、目標値を柔軟に考え、組織の問題意識から主体的に獲得するデータの例が参考資料として示された。内容・収集手続きによっては偏りが出てしまうようなデータもあるとのことであったが、面白そうなもの

をいくつかピックアップして紹介しておく。

- ・利用者館内滞在時間（学科別…）、利用目的
- ・〇〇の通路を通る利用者の回数
- ・曜日、時間別貸出冊数
- ・学生相談の回数、質問に的確に回答できた回数
- ・挨拶する学生数、名前を覚えた学生数
- ・データベース検索数、1回の検索あたりの費用
- ・電子資料への質問、クレーム回数（質問者群…）
- ・新着雑誌タイトル別閲覧回数（時間、曜日）
- ・学科別図書紛失冊数、研究用図書未返却冊数
- ・職員一人あたりの図書オリジナル書誌作成冊数
- ・貴重書の管理維持費（空調、製本、媒体変換等）
- ・ヒヤリハット事例数
- ・メディアへの露出回数、広告効果…
- ・職員（部・係・若手等）の懇親会の回数

最後に、図書館も「現場力」をつけないと、現場でのデータ活用は難しいというお話があった。

先に紹介した遠藤功氏が、『現場力復権：現場力を「計画」で終わらせないために』（東洋経済新報社、2009.）の中で、「現場力」を構成する5つの要素について、次のように書いている。

- ① 問題解決力：問題を解決するためには、問題を発見する必要がある。見える化の必要性
- ② 連結力：組織の壁を乗り越える部署（係）横断型チーム
- ③ 俊敏力：意思決定、実行、情報共有のスピード、着手のタイミング
- ④ 臨機応変力：環境の変化、現状に即した適切な判断・打ち手
- ⑤ 粘着力：組織としての粘り、一貫性

以上で講義3は終了し、引き続き、BSCを準用したグループワークに移った。

グループワーク 「考える・行なう：戦略マップをつくる」

各班5名ずつの10班に分かれ、石川・赤澤両氏の指導のもと、グループワークが行なわれた。グループワークの概要は、下記のとおりである。

- ・石川氏が本研修用にカスタマイズしたBSCを用いて、ビジョンを実現するためのプロセスをみんな考え、創ることを体感する。
- ・各班に仮想の大学図書館の係名が割り当てられ、大学規模、図書館全体のリソース（人・物・金）、

係の課題といった前提条件が与えられている。

〔作業1〕

与えられた前提条件から「係の目標、ありたい姿」を考えて、一番上の欄に記入する。

〔作業2〕

目標を実現するため、「利用者」「業務プロセス」「人材と変革」の3つの観点から「戦略」を設定し、戦略マップを作成する。

*上下の観点について、因果関係が成立するか？

〔作業3〕

戦略を具体的に実行するための優先的、最重要な「方法」を考え、戦略の右に記入する。

〔作業4〕

「目標値」を明確化し、方法の右に記入する。

*データがどうなっていれば達成（成功）か？

〔発表〕

作業終了後、出来上がったBSCをもとにプレゼンを行い、仮想の上司を説得して、1年間の係の方向性・活動を承認してもらう。

〔修正〕

上司を説得した結果、気づき、反省点、改善点をグループで戦略マップ等へ反映、修正する。

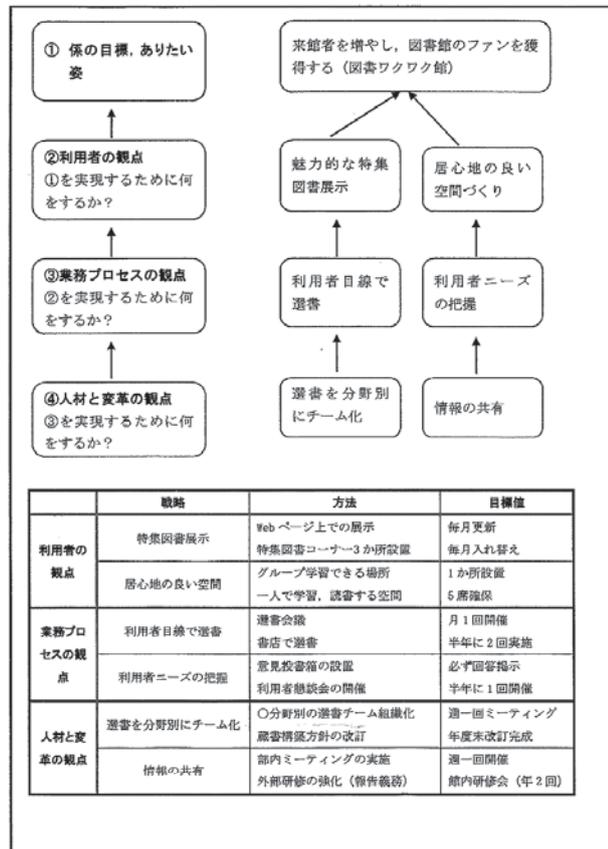
私の班は、大規模の総合大学（2万人・4キャンパス）の「図書館情報サービス係」で、図書館全体のリソースは、①人：職員50人規模・各館12名前後、職員の名前と顔が一致しない、カウンターは業務委託、②物：建物は非常に立派、見学者が多数来館する、国内有数規模の資料所蔵、③金：財政的に豊か、外部資金（競争的補助金）も獲得済、志願者大幅増という設定であり、係の課題としては、「学生との接点が少ない（ガイダンス、レファレンス程度）」、「これまで研究支援を最重視してきた」という条件が与えられた。

限られた時間内で、設置形態の違う大学図書館に所属するメンバーの意見をまとめるのは大変であったが、何とか「学生の学び支援を強化する」という係の目標を考え、下記のとおり戦略・方法・目標値を設定することができた。

係の目標：「学生の学び支援を強化する」

	戦略	方法	目標値
利用者の観点	魅力的なイベントの実施	先生を囲んでサイエンスカフェ	月1回開催
業務プロセスの観点	利用者ニーズの把握	学生の状況調査	年1回実施
人材と変革の観点	回答率の高いアンケートの実施	全学実施アンケートへの参加	回答率60%

◆最重要成功要因、目標値の例 【横道紙に記載する例】



戦略マップ記入例

Ⅲ 研修を終えて

グループワークを通して、チームで「ありたい姿」を実現する姿勢を体感できたことは有意義であったし、日々時間に追われて明日、明後日の仕事になっていないかを見つめ直すいい機会にもなった。

また、近畿地区の様々な大学図書館職員の方々と知り合い、自館の現状について語り合えたことも大きな財産になった。今後とも本研修で得た人的ネットワークを活用して、自館の課題解決にあたっての情報収集を行っていききたい。

最後に、このような機会を提供いただいた近畿イニシア運営委員会の皆様と、今回の研修参加にあたりご配慮いただいた図書館の皆様に、感謝の意を表したい。

（しばたに ひでし 図書館事務室）

平成25年度図書館等職員著作権実務講習会に参加して

吉田 有輝

1 はじめに

平成25年9月11日（水）～9月13日（金）に、京都大学吉田キャンパスにて開催された文化庁長官官房著作権課主催の「平成25年度図書館等職員著作権実務講習会」を受講した。

本講習会は、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）第1条の3第1項に掲げる図書館その他の施設の職員に対し、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させることを目的に開催されており、約200名が受講した。

図書館は資料をもとに活動を展開しており、資料と著作物がほぼ重なる概念であることを考えると、図書館は著作物をもとに活動していると言える。今日、その著作物の大部分に著作権が主張される時代となり、活動のあらゆる局面で著作権を意識する必要がある。また、コピー機やデジタルカメラ、パソコン等の技術の進歩やインターネットの普及により、ますます著作権問題が複雑化しているのが現状である。

本稿では、筆者が本講習会を通して学んだ中から、図書館の業務と関連がある内容を中心に報告する。

2 著作権法概論

初日と2日目の午前中は、著作権法概論についての講義が行われた。配布された著作権テキストを使用しながら著作権制度の沿革や著作権の種類、著作権を侵害された場合の対抗措置、著作物の例外的な無断利用等について講義が行われた。

近年の大学図書館で行われているサービスについて、判例や実際に起きた事例紹介を交えながら著作権を侵害していないか等の問いかけもあり、改めて本学図書館のサービスについて考える良い機会となった。

著作権法では、著作物を①思想又は感情を表現したものでなければならないこと、②表現に創作性を

有すること、③文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの、と定義している。つまり、単なる事実やデータの羅列はどれだけ多大な労力と時間をかけて調査を行い、データを得るために、多額の投資を行ったとしても、思想又は感情を創作的に表現したものでなければ著作物となりえない。まずは、この定義を理解することにより、資料と著作物の微妙な相違を理解することができ、資料を著作物として扱う姿勢が身に付くであろう。なお、上記の定義をさらに明確にするため、著作権法では、以下の表のように著作物の種類を例示している。

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句、日記、手紙など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台措置など（美術工芸品を含む）
建築の著作物	（芸術的な）建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像など（録画されている動く映像）
写真の著作物	肖像写真、風景写真、記録写真、グラビア写真など
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム（OS、アプリケーションソフトなど）

（2013年 著作権法概論 8項から抜粋）

また、著作権とは人格的な利益を保護する著作者人格権と財産的な利益を保護する著作権（財産権）の2つに分かれる。その著作権（財産権）には、複製権、上演権、公衆送信権、口述権、展示権、貸与権等の様々な権利が存在しており、公衆送信権には送信可能化権も含まれている。この権利は、自動公衆送信装置への蓄積（アップロード）や入力などに

も及ぶものであり、受信者からのアクセスがあり次第、送信されるという状態に置かれるため、送信可能化権と呼ばれている。つまり、受信者への送信が行われていなくても、無断で送信可能な状態になると権利侵害になるわけである。ただし、公衆送信権は、大学内等の同一構内において行われる送信の場合には、対象にならないとされている。

次に、著作者とは著作物を創作する者のことである。一般的には、小説家や画家や作曲家等の創作活動を職業とする者だけが著作者であると考えられがちだが、小学生が図画や工作の作品を創作すれば、その創作物の著作者となるのである。よって、私たちは著作者であることや著作権を有することを意識する場面が少ないだけで、日常生活を送る中で多くの著作物を創作していると言える。

さて、ここで注意が必要となってくるのが、上記で記述したように著作者とは著作物を創作する者であるため、著作物の創作を他人や他社に委託した場合には、料金を支払ったかどうか等に関係なく、実際に著作物を創作した受注者側が著作者になることである。近年は図書館等が広報目的等によって利用者向けに著作物を外部発注で創作することも珍しくない。創作された著作物をインターネット等によって外部に公開することもあろう。創作された著作物を有効に活用していくためにも、受注者側とあらかじめ予想される用途について契約を交わしておくことが重要である。

著作権法概論の講義にて配布された著作権テキストは文化庁のウェブサイトより閲覧及び複製することが可能であり、著作権制度の初歩を学びたい方は是非、ご覧いただきたい。

3 著作権法各論

2日目の午後に行われた著作権法各論においては、「図書館資料の複製等」と「視聴覚資料の利用等」についての講義が行われた。

「図書館資料の複製等」の講義では、図書館等での著作物の提供には、様々な著作権が関係し、原則として著作者の了解が必要となることを学んだ。しかし、余りにも著作者に強い権利を認めてしまうと著作物の公正な利用を阻害する結果にもなりかねない。そこで、著作権法では、特定の公正な著作物の利用については、著作者の経済的利益を著しく損なわない範囲で著作権を制限し、自由に著作物を利用

できるようにしている。その1つが図書館等における複製の規定である。図書館等の果たしている公共的奉仕機能にかんがみ、一定の条件を満たすことで、利用者の求めに応じて行う図書館資料の複製や図書館資料の保存・活用のための複製については、権利者の了解なしに複製ができるという規定である。ただし、これらの制限規定は、当事者の合意がない場合に限り適用されるという見解が有力であり、これに相反する内容の契約事項がある場合には、原則として、その契約条項が優先的に適用されることとなるので注意が必要である。以下の表が、図書館等での著作物の利用と関連する著作権の制限規定である。

利用行為	関係する著作権	関係する権利制限規定
複写サービス	複製権 (21条)	図書館等における複製 (31条)
	譲渡権 (26条の2)	複製物の譲渡 (47条の10)
館内閲覧	書籍	—
	録音図書	口述権 (24条)
	音楽資料	演奏権 (22条)
	映像資料	上映権 (22条の2)
朗読会	口述権 (24条)	同上 (38条1項)
貸出	映像以外	貸与権 (26条の3)
	映像資料	頒布権 (26条)
点訳	複製権 (21条)	視覚障害者等のための複製等 (37条1項、2項)
音訳	複製権 (21条)	同上 (37条3項)

(2013年 著作権法各論 (I) 図書館資料の複製等 1項から抜粋)

図書館等における複製の規定については、企業の図書館のように全ての図書館で認められている規定ではない。公共的奉仕機能にかんがみ、特別に認められているサービスなのである。この背景を理解し、一定の条件を満たすことを遵守しなければならない。この規定により認められている複製は大きく3つの場合がある。①利用者への複写サービスの場合、②図書館資料の保存のために複製する場合、③他の図書館等の求めに応じ複製物を提供する場合である。その中、上記でも記述したようにすべての複製が図書館等における複製の規定に適用されるわけではなく、一定の条件を設けることで歯止めがかけられている。ここでの一定の条件とは、複写サービスを図書館等自身が主体となって行う必要があること、そ

の図書館等が所蔵している資料であること、営利を目的としない事業として行うこと、1人につき一部の提供であること等が挙げられる。その中、図書館等が所蔵している資料であることの条件では、複製する資料をその図書館等が責任を持って保管しているという意味がある。このように、条件の背景を意識することで、図書館等自身が主体となりインターネット上の情報をプリントアウトすることは、図書館等が責任を持って保管する図書館資料には該当しないことから認められないことを読み解くことができるであろう。

「視聴覚資料の利用等」の講義では、点字による複製は公表されている著作物であれば全て認められている一方で、貸出し用録音物等の複製では条件が厳しくなることを学んだ。障害者に対するサービスでも、著作者の利益の損失が少ないと考えられる点字の複製と著作者の利益の損失が大きいと考えられる視聴覚の複製では異なる条件であることが印象に残っている。

また、公表された著作物（映画の著作物を除く）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により公衆に提供することが認められている。よって、図書に付属されているCD-ROMを貸し出す場合には、CD-ROMの中身が映画かそれ以外なのかによって扱いが異なるので注意が必要である。この規定により、中身を全て確認することは不可能なことから付属しているCD-ROMの貸し出しを全面的に禁止している図書館もある。しかし、本学図書館においては、利用者からの希望があれば付属CD-ROMの貸し出しを一部実施している。図書の種類によっては付属のCD-ROMがなければ本来の価値がなくなることも考えられることから当然であろう。ただし、著作権法に違反することなく利用者に対してサービスを提供できるよう、図書館職員が細心の注意を払いながら貸し出しを行うことが何よりも重要である。

4 近年改正された著作権法

(1) 付随対象著作物の利用（第30条2第2項）

写真撮影やビデオ収録の際に、背景に著作物であるキャラクター等が写り込んでしまうことや、キャラクターが写り込んでいる写真等をブログ等に無断で掲載するといったことがある。このように写真等

に写り込んでしまった著作物の無断利用は、通常著作者の利益を不当に害するものではないが、これまでは著作権侵害に問われるおそれがあった。

このため、写真撮影等の方法により著作物を創作する上で、写真撮影等の対象とする事物等から分離することが困難であるため付随して対象となる著作物（付随対象著作物）は、当該創作に伴って複製又は翻案することが侵害行為に当たらないことが明確にされたのである。この改正は、平成25年1月1日より施行されている。

(2) 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信（第31条3項）

国立国会図書館は、電子化された国立国会図書館の資料のうち絶版等の利用により一般に市場で入手困難な資料について、公共図書館等に対してインターネット送信できることとなった。また、公共図書館等に送信された資料の一部を、利用者に対して一部複製して提供できることとしている。

これは、デジタル化・ネットワーク化の進展により情報アクセスの利便性が向上する中、広く国民が出版物にアクセスできる環境を整えることを目的として改正された。

平成25年9月時点で、約965万冊のうち約225万冊のデジタル化が完了しており、平成26年1月21日から運用が開始されている。

(3) 違法ダウンロードの刑事罰化

インターネットの普及やデジタル技術の進歩により、インターネット上では、違法にアップロードされた音楽や映像などのコンテンツが大量に流通し、違法配信からのダウンロード数が正規の配信数を超えるほどになり、違法にアップロードした者への対処だけでは限界があることが指摘されている。

このため、平成24年10月1日より、個人的に利用する目的であっても、有償著作物の違法配信からのダウンロードについて、それが有償著作物等であることと、違法配信であることの両方を知りながら行った場合、2年以下の懲役または200万円以下の罰金（またはその併科）が科せられることとなった。ただし、本規定は、被害者である著作人からの告訴が必要な親告罪となっている。

5 日常業務に関連する事項

(1) 図書表紙の複製について

本学図書館を含め、複製した図書の表紙をホームページや図書館だより等に掲載し、利用者に対して新着図書や話題の図書、図書館職員オススの図書を紹介することが増えてきている。

表題名や著者名、出版社名のような単なる情報しか含まれていない表紙については、著作権が働く余地はないので、自由に掲載することが可能である。しかし、表紙に絵画や写真等の著作物が含まれる場合には、ホームページへの掲載には複製権および公衆送信権、図書館だよりへの掲載には複製権が働く。図書館等における複製等には、「図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するため、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあってはその全部。）の複製物を1人につき一部提供する場合」という但し書きが記載されていることから、ホームページや図書館だより等で図書を紹介するために表紙を複製することは著作権の侵害に当たる可能性があるのではないかと感じている。

ただし、児童書四者懇談会による「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」という文書（2006年5月）には、「ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を明示しているものとみなされ慣行上無許可で使用できる。」という記述がなされているので、図書館だよりへの掲載について問題はないとの見解もある。しかし、ホームページへの掲載については、同文書において、「引用にあたる場合を除き出版社への確認が必要。」と記載されているので、注意が必要である。

(2) デジタルカメラ等を用いて図書館所蔵の図書を撮影する場合の著作権法について

本学図書館を含め多くの図書館が図書館内での撮影を禁止している。ただ、著作権法第30条の「私的使用のための複製」により、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」で使用することを目的とする場合には、一定の場合を除き、使用する者が複製することができる。著作権といえどもプライバシーの領域を侵して個人の利用を制限することはできないのである。そうでないと、個人は複製物を所持していても何の利用もできないこと

なるからである。

デジタルカメラ等の場合には、大量に撮影することはあまり考えられず、それほど利用者の利益を侵すとまでは言えない。よって、著作権法を根拠に撮影を止めることは難しいと言えよう。

しかし、静かな環境を保ちたい図書館という施設の管理権や他の利用者に迷惑を及ぼすことを理由に利用者に止めてもらうことは可能であろう。

6 セミナーを終えて

私自身、著作権についての知識がほとんどなかったため、3日間におよぶ講習会はどれも新鮮なものであった。また、本学図書館が提供しているサービスの根拠や著作権法が設立された趣旨を学ぶことができ非常に有意義な講習会となった。

著作権法第1条には、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」と記載されている。つまり、著作者の権利と著作物を社会で公正に利用することで「文化の発展を図る」という目的を掲げている。著作者は、時間、手間、資金をかけ、これまでにないものを創作しており、その創作物を売ったり貸したりして報酬を受け、その報酬を基にしてさらに新たなものを創作していくのである。その視点から考えれば、著作権法を遵守することが、著作者の創作意欲の向上に繋がり、文化の発展に寄与するのだと言える。

ただし、現行著作権法は、昭和46年1月1日施行以来、新しい著作物の出現等に対応すべく多くの改正が行われている。また、例えば著作物の保護期間について、公表後50年という場合でも、大幅な改編が加えられた改訂版が出ている場合には、初版とは別の新たな著作物となる可能性がある。その他にも、公表後70年を経過している映画では、保護期間を経過しているので補償金を支払わなくても貸し出すことは可能であるが、映画のBGM音楽の著作権等は作者の死後50年となるので、ダビングはできないなど、複雑な仕組みとなっている。

このように、著作権法が毎年のように改正されることや複雑化することにより、利用者に提供するサービスや図書館が主体となって開催する展示等の内容によっては、著作権法を違反していないかと調べ

るためにかかなりの時間を割かれているはずである。しかし、手間がかかるからと煩わしく思い著作権法をないがしろにすることは、文化の発展を妨げることになり決して許されない。よって、著作権を侵害していないか把握できない場合には、手間はかかるがその都度、慎重に確認作業を行うことが必要となろう。特に大学図書館は、著作権法第31条により権利者の許諾なしでの複製が認められているからこそ、著作権法をしっかりと遵守した上で利用者に対してサービスを提供することが強く求められる。

最後に、上記でも記述したように著作権法は技術の進歩から毎年のように改正されていくものであることから、今後も日常業務に関わる著作権法の改正を中心に著作権についての学習を続けていきたい。

参考文献

- 文化庁長官官房著作権課 『著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～』（2013）
- 文化庁長官官房著作権課 『文部科学広報 No.155 平成24年10月号』（2012）
- 文化庁長官官房著作権課 『著作権法概論』（2013）
- 文化庁長官官房著作権課 『著作権法各論（Ⅰ）図書館資料の複製等』（2013）
- 文化庁長官官房著作権課 『著作権法各論（Ⅱ）視聴覚資料の利用等』（2013）
- 黒澤 節男 『図書館と著作権』 公益社団法人著作権情報センター（2012）

（よしだ ゆうき 図書館事務室）

平成25年度図書館活動報告

1 図書委員会

第1回：平成25年4月17日(水)

- 審議事項
 - ・平成24年度図書費決算について
 - ・平成25年度図書費予算について
 - ・逐次刊行物等バックナンバーの購入希望について
- 報告事項
 - ・平成25年度図書委員会開催予定日について
 - ・平成24年度購入基本図書について
 - ・平成24年度2-3月購入の高額資料について
 - ・平成25年一般入試期間中の図書館利用について
 - ・総合図書館書庫資料移動作業の完了について
 - ・選書協力依頼について
- その他
 - ・資金課の募金体制について
 - ・電子ジャーナルのコピーについて
 - ・平成25年度逐次刊行物等の購入希望について
 - ・KULione Vol.2の発行について

第2回：平成24年5月15日(水)

- 審議事項
 - ・平成24年度図書費の内訳について
- 報告事項
 - ・図書費の執行状況(4/30現在)について
- その他
 - ・次回図書委員会の懇談事項について
 - ・選書協力依頼について

第3回：平成25年6月19日(水)

- 審議事項
 - ・逐次刊行物等の購入希望について
 - ・臨時休業(9月14日)について
- 懇談事項
 - ・総合図書館書庫狭隘化抜本対策の骨子について
 - ・総合図書館内における「ラーニング・commons」の設置について
 - ・貴重書デジタル化構想について
- その他
 - ・図書館創設100周年記念 国際図書館協力シンポジウムの開催について
 - ・「ウィークリー出版情報」の送付について

第4回：平成24年7月19日(金)

- 審議事項
 - ・逐次刊行物等の購入希望について
 - ・平成26年度図書費予算の申請について

- ・平成25年度逐次刊行物等バックナンバーの購入希望について
- ・図書館創設100周年記念関係事業について
- ・総合図書館内における「ラーニング・commons」の設置について
- ・貴重書デジタル化構想について
- ・総合図書館書庫狭隘化抜本対策について

- 報告事項
 - ・平成25年6月の高額資料の購入について
 - ・Web選書システム導入に係るスケジュールについて
 - ・KOALAおよび各種サービス停止期間について
- その他
 - ・図書館内での飲用について
 - ・『図書館フォーラム』第18号の発行について

第5回：平成25年10月16日(水)

- 審議事項
 - ・ラーニング・commons検討に係る専門部会の設置について
 - ・平成25年度逐次刊行物等バックナンバーの購入希望について
 - ・平成26年度電子新聞データベースの購入希望について
- 報告事項
 - ・平成25年7～9月の高額資料の購入について
 - ・冊子体ジャーナル購入から電子ジャーナルへの切り替えについて
 - ・Webツールによる図書館利用情報の提供について
 - ・学園祭期間中の図書館の休館について
 - ・「関大防災Day2013」実施日の対応について
 - ・総合図書館内展示について
 - ・Web選書システム導入にかかるデモンストレーションについて
- その他
 - ・書庫狭隘化に伴う新たな保管施設の要望について
 - ・アジア文化研究センター(CSAC)第1回国際シンポジウムの開催について
 - ・電子ジャーナルのアクセス方法について
 - ・次回11月の図書委員会の開催について
 - ・KULione Vol.3の発行について

第6回：平成25年11月20日(水)

- 審議事項
 - ・図書館関連規程の一部改正について

- ・「図書委員会専門部会に関する運営内規」の制定について
- ・「図書館利用に関する取扱要領」の一部改正について
- ・香港大学図書館との相互協力覚書の締結について
- ・平成25年度逐次刊行物等バックナンバーの購入希望について

• 報告事項

- ・図書費の執行状況（11/1 現在）について
- ・ラーニング・コモンズ設置推進専門部会からの報告について
- ・「関西大学学術リポジトリ管理・運用規程」の制定について

• 懇談事項

- ・平成26年度予算申請に関する進捗状況について

第7回：平成25年12月18日(水)

• 審議事項

- ・平成25年度逐次刊行物等バックナンバーの購入希望について
- ・平成26年度図書館開館日程について

• 報告事項

- ・図書費の執行状況（12/1 現在）について
 - ・平成26年度図書館予算折衝の結果報告について
 - ・平成26年度図書費予算の配分について
 - ・書庫狭隘化に係る要望書の学長への提出について
 - ・平成26年度 関西大学図書館 市民利用の募集について
 - ・大学一般入試期間中の総合図書館の利用について
 - ・選書システム本格運用のご案内について
 - ・Web ツールによる図書館利用情報の提供について
- その他
- ・今年度最終図書委員会終了後の懇親会の開催について

第8回：平成26年2月19日(水)

• 審議事項

- ・平成26年度図書費予算の配分について
- ・平成26年度基本図書の選定について

• 報告事項

- ・図書館創設100周年記念事業について
- ・平成26年度図書館開館日程の訂正について
- ・平成26年度図書館ガイダンス実施計画案について
- ・総合図書館B2書庫 製本和雑誌の一部移動について（お知らせ）

• その他

- ・本学博士課程後期課程修了者および所定単位修得後退学者の図書館利用について
- ・図書館関連規程等（平成26年4月1日施行）の配付について

第9回：平成26年2月25日(火)

• 審議事項

- ・平成26年度基本図書購入に係る補助金申請への応募について（持ち回り審議）

第10回：平成26年3月19日(水)

• 審議事項

- ・平成26年度基本図書購入に係る補助金申請への応募について
- ・ラーニング・コモンズ設置計画概要案について
- ・Elsevier Science Direct 購読規模維持のためのタイトル追加について

• 報告事項

- ・関西大学図書館創設100周年記念行事 書の展示とCSAC 国際シンポジウムについて
- ・開架閲覧室における自動貸出機の導入について
- ・平成26年一般入試期間中の図書館利用について
- ・ミューズ大学図書館と堺キャンパス図書館の所蔵資料の相互利用貸借について
- ・学外相互利用における国立国会図書館資料の取扱いについて
- ・平成26年度新任教員対象オリエンテーションについて
- ・ミューズ大学図書館と堺キャンパス図書館のカレント雑誌の取扱いについて

• その他

- ・KULione Vol.4の発行について

2 図書館自己点検・評価委員会

5月27日に学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会）が開催され、平成26年度に報告書を作成することが確認された。提示された編集方針を受け、本委員会は、平成24年度図書館自己点検・評価委員会が新たに定めた「大学評価のための図書館評価指標」に基づき報告書原稿を執筆することを確認した。

また本委員会は上記の評価指標に基づき新たな統計を作成することならびにこれを原稿執筆のための資料とすることを確認した。

第1回：平成25年6月19日(水)

• 審議事項

- ・平成26年度自己点検・評価報告書の作成について 他
- ・報告事項（大学評価（認証評価）結果について 他）

第2回：平成26年3月19日(水)

• 審議事項

- ・平成26年度自己点検・評価報告書の作成について
- ・執筆分担について

• 報告事項

- ・図書館の新しい評価指標に基づく統計について 他

3 図書館諸会議

図書委員会開催の前週に図書館長と図書館職員で「図書館会議」を開催し、次回図書委員会事項等を協議している。また、毎週火曜日に図書館職員による「図書館運営会議」を44回開催した。

4 関西四大学図書館長会議

- ・開催日：平成25年10月18日(金)
- ・場 所：関西大学 千里山キャンパス 尚文館
- ・出席者：関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学

(1) 報告事項

- ① 関西四大学図書館連絡会（平成25年7月12日開催）について
- ② 関西四大学図書館相互利用担当者会（平成25年10月18日開催）について
- ③ 関西四大学図書館職員研修会（平成25年11月12日開催予定）について

(2) 近況報告・情報交換

- ① 平成25年度図書館図書資料費予算について
- ② 電子情報の利用および発信について
- ③ 利用者サービスについて
- ④ 課題および将来計画について
- ⑤ その他

5 第34回（2013年度）EUiセミナーへの参加

- ・会期：平成25年10月10日(木)～11日(金)
- ・会場：上智大学 中央図書館

6 セミナー・講習会等の開催

図書館利用者教育の一環として、各種ガイダンスを実施した。

○「入門ガイダンス」

総合図書館をこれから利用する新入生のクラスを対象に総合図書館の使い方を説明した。

- ・実施期間：春学期4月8日(月)～6月29日(土)
秋学期9月21日(土)～11月30日(土)

○「活用ガイダンス（定型内容による実施）」

雑誌や新聞に掲載される論文や記事の検索を中心に、定番の各種データベースやオンラインジャーナルの利用方法を説明した。

- ・実施期間：春学期4月8日(月)～6月29日(土)
秋学期9月21日(土)～11月30日(土)

○「活用ガイダンス（自由選択方式による実施）」

前述の「定型内容」では取り上げない特定の専門分野のデータベース（例：判例データベース、理工系学部向けのデータベース等）についての18種類のガイダンス項目を

組み合わせて、内容をカスタマイズできるガイダンスを実施した。

- ・実施期間：春学期4月27日(月)～6月29日(土)
秋学期9月21日(土)～11月30日(土)

○「図書館プチゼミ」（自由参加型ガイダンス）

自由参加方式による小規模のガイダンス（約15分）を実施した。

- ・内容
データベースの利用法の説明、および書庫ツアー
- ・実施期間
総合図書館：春学期5月13日(月)～6月27日(木)
秋学期10月22日(火)～11月29日(金)
高槻図書室：春学期5月28日(火)～6月27日(木)
秋学期10月21日(月)～11月29日(金)
堺キャンパス図書館：
春学期6月4日(火)～28日(金)
秋学期10月22日(火)～11月22日(金)
ミューズ大学図書館：10月22日(火)～11月22日(金)

7 展示会

日・EUフレンドシップウィーク展示
「EU諸国の言語に翻訳された日本の小説」
平成25年6月3日(月)～6月14日(金)
於：総合図書館展示室

・概要

「日・EUフレンドシップウィーク」は、日本における欧州連合（= European Union 以下、EU）の認知度向上を目的として、毎年5月9日の「ヨーロッパ・デー」を中心に、駐日欧州連合代表部の後援のもと、全国のEU情報センター（= European Info 以下、EUi）がさまざまな催しを実施するものである。本学もEUならびにEUiを学内外に広報するべく、ヨーロッパにちなんだ展示を総合図書館1階展示室において開催した。



• 展示内容

本学蔵書のなかから、EU 諸国の言語に翻訳された日本人作家の小説を合計 87 点（うち紹介つきは 31 点）展示した。28 の加盟国数（2013 年時点）には及ばなかったが、合計 12 か国の言語（イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、イタリア、スペイン、チェコ、オランダ、ハンガリー、スウェーデン、フィンランド、スロヴェニア 順不同）を集めることができた。展示室入口前には加盟国の言語をパネルで紹介。そのほか、EU のポスターや欧州連合の地図などを掲示した。

8 平成 25 年度文部科学省私立大学等研究設備整備費等補助

図書館関係の申請については、図書委員会で選定して次の 5 件が採択された。

(1) Eighteenth Century Collections Online (ECCO) I&II

(2) 美術・芸術関連雑誌マイクロ資料集成

(3) 「全国商工会議所関係資料」第 1 期：東京商工会議所関係資料（明治 10 年～昭和 40 年）

(4) CIS Microfiche Library 2010-2011 【Serial Set, Hearings, CRS Reports, Committee Prints and Senate Executive Documents and Reports】

(5) Papers of Supreme Court Justices, Earl Warren
第 2 部：会議メモ

9 図書館の刊行物等

(1) 『図書館利用案内』2013 年版（2 分冊から 1 分冊へ）を編集発行

(2) 本誌第 18 号を発行し、図書館ウェブサイトにて公開（第 15 号より冊子による刊行は中止した）

(3) KULione (Kansai University Library's info for Everyone) Vol.2, Vol.3 の発行



図書館展示会報告

日・EU フレンドシップウィーク展示

「EU 諸国の言語に翻訳された日本の小説」

平成 25 年 6 月 3 日(月)～ 6 月 14 日(金)

概要

「日・EU フレンドシップウィーク」は、日本における欧州連合 (= European Union 以下、EU) の認知度向上を目的として、毎年 5 月 9 日の「ヨーロッパ・デー」を中心に、駐日欧州連合代表部の後援のもと、全国の EU 情報センター (= European Info 以下、EUi) がさまざまな催しを実施するものである。本学も EU ならびに EUi を学内外に広報するべく、ヨーロッパにちなんだ展示を総合図書館 1 階展示室において開催した。

展示内容

本学蔵書のなかから、EU 諸国の言語に翻訳された日本人作家の小説を合計 87 点 (うち紹介つきは 31 点) 展示した。28 の加盟国数 (2013 年時点) には及ばなかったが、合計 12 か国の言語 (イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、イタリア、スペイン、チェコ、オランダ、ハンガリー、スウェーデン、フィンランド、スロヴェニア 順不同) を集めることができた。展示室入口前には加盟国の言語をパネルで紹介。そのほか、EUi のポスターや欧州連合の地図などを掲示した。



展示室



(左) 加盟国の言語紹介パネル (右) 会場風景

図書館出版物案内

1 冊子目録等

- 細江文庫目録……450円 ※
わが国英語学界の重鎮、故細江逸記の旧蔵書目録。
- 大阪関係資料目録……650円 ※
昭和35年1月1日現在所蔵の大阪府、市関係の図書・地図・近世文書・堂島文書・芝居番付・明治中期広告の総合目録。
- 生田文庫・穎原文庫目録……非売品 ※
在野の万葉集研究家故生田耕一の旧蔵書の一部と、故穎原退蔵旧蔵書の目録。
- 吉田文庫目録……1,300円 ※
元トルコ駐在特命全権大使であった故吉田伊三郎の旧蔵書目録。
- 岩崎美隆文庫・五弓雪窓文庫目録……1,500円 ※
江戸時代末期の国学者岩崎美隆の旧蔵書目録と、幕末の漢学者五弓雪窓の旧蔵書目録。
- 増田涉文庫目録……6,000円 ※
わが国魯迅研究の第一人者であった元文学部教授故増田涉の旧蔵書目録。魯迅の全著作の初版本他。
- 矢口文庫目録……2,700円 ※
本学の元学長で、イギリス経済史学界の重鎮であった故矢口孝次郎の旧蔵書目録。
- 極東国際軍事裁判資料目録……非売品 ※
極東国際軍事裁判における検察側及び弁護側提出の書証と関係資料の目録。
- 泊園文庫蔵書書目ならびに索引の部……品切 ※
幕末の浪速私学「泊園書院」の旧蔵書目録。
- 近世文書目録 ※
その一……1,350円、その二……2,000円
大阪周辺の庄屋文書を核に、ほぼ全国各地の近世文書を加えたコレクション。
- 大阪文芸資料目録……3,500円 ※
明治以降の、大阪にゆかりのある作家・画家・芸能人

などの作品や大阪を題材とした作品などの本学所蔵コレクションの目録。

- 内藤文庫漢籍古刊・古鈔目録……2,500円 ※
内藤湖南・伯健父子旧蔵書の一部善本類の目録。
- 内藤文庫リスト No.1～No.5…非売品 (ただし、No.1は品切) ※
- 芝居番付目録……8,000円 ※
大阪を中心とする宝暦から昭和に至る歌舞伎、浄瑠璃等の芝居番付約6,500点の目録。
- 大坂画壇目録……品切
- 摂津国嶋上郡高浜村西田家文書目録……非売品
- 河内国丹北郡六反村谷川家文書目録……非売品
- 摂津国住吉郡中喜連村佐々木家文書目録……非売品
- 和泉国大鳥郡豊田村小谷家文書目録……非売品
- 和泉国大鳥郡岩室村中林家文書目録……非売品

2 CD-ROM版

- 内藤文庫目録 KUL-bijou……非売品

3 図書館出版図書

- 江戸書状 (全三巻)
旗本鈴木家と庄屋西田家との往復書簡集
第一巻 (天保七年から弘化四年) ……品切
第二巻 (嘉永元年から安政六年) ……品切
第三巻 (万延元年から明治元年) ……品切
- おおさか文藝書画展 図録……2,000円
平成6年9月、図書館創設80周年記念・文学部創設70周年記念として開催した「おおさか文藝書画展—近世から近代へ—」の図録
- 展示目録 大坂の書と画と本……品切

以上

注 ※印のものは関西大学図書館ウェブサイトの特別蔵書 (コレクション) にて目録を公開しています。
(<http://web.lib.kansai-u.ac.jp/library/library/collection/>)

平成25年度に制定及び改正のあった図書館諸規程

平成25年12月5日制定

関西大学学術リポジトリ管理・運用規程

(趣旨・目的)

第1条 関西大学（以下「本学」という。）は、本学の構成員が作成に関わった学術成果を電子的形態で登録し、国内外に広く提供することにより、教育・研究活動を支援し、学術研究の一層の振興に貢献することを目的に、関西大学学術リポジトリ（通称名「Kansai University Research Information Archive (KURIA)、以下「リポジトリ」という。）を置き、リポジトリの管理・運用に関する規程（以下「規程」という。）を定める。

(管理・運用)

第2条 リポジトリの管理・運用は、本学図書館（以下「図書館」という。）において行うものとし、管理・運用に関し必要な事項を審議するため、学長の下に構成されたりポジトリ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 副学長のうち1名
- (2) 図書館長
- (3) 研究推進部副部長のうち1名
- (4) 図書委員のうちから図書館長が指名するもの2名
- (5) 学術情報事務局長
- (6) 学術情報事務局次長（図書館担当、IT担当）
- (7) 学長室次長（学長担当、研究推進担当）

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、当該役職に在任する期間とする。ただし、前条第1項第4号については図書委員の任期中とする。

2 前項に規定する委員に欠員が生じたときは、補充をすることができる。

(委員会の運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副学長とし、副委員長は図書館長とす

る。

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。議長不在の場合は、副委員長が議長の代行を行う。

4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) リポジトリの管理・運用に関すること
- (2) リポジトリへの登録対象物の審査に関すること
- (3) リポジトリに登録されている学術成果の拒絶及び解除等に関すること
- (4) その他リポジトリに関すること

(登録の対象及び公開)

第7条 リポジトリに登録することができる学術成果は、次の各号の要件を満たすものとし、電子的形態で登録・公開する。

- (1) 学術的な研究成果又は学術的に意義のあるもので、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。
 - ア 学術論文（学術雑誌論文、紀要論文、プレプリント、学会発表論文等）
 - イ 学位論文（博士論文、要旨集）
 - ウ 教育資料（講義資料、講演資料、歴史的資料）
 - エ 報告資料（学術報告書、科学研究費補助金研究成果報告書、COE・GP報告書等）
 - オ その他公開可能な教育・研究成果
- (2) 本学の構成員（教職員、学生及び学位論文の申請者）及び過去に構成員であったものが作成に関与したもの。
- (3) 学生の成果物については、指導教員の承認を得たもの。
- (4) リポジトリに供するサーバに格納し、電子的手段により送信できるもの。
- (5) その他委員会に登録することが適当と認めら

もの。

(登録者)

第8条 リポジトリに学術成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍又は在籍したことのある教職員
- (2) 本学の学生及び学位論文の申請者
- (3) その他委員会が認めた者

(登録の申請及び代行)

第9条 登録者は、本規程に定める事項を遵守し、登録システムを通じて、所定の様式により、自ら作成あるいは作成に関わった学術成果の登録を申請するものとする。ただし、博士論文の登録については、大学院研究科への提出をもってかえることができる。

2 図書館は、登録者の依頼により、その登録手続きを代行することができる。

(登録者への通知)

第10条 登録申請に基づき、学術成果を登録システムに登録した場合は、図書館は登録者に対し、遅滞なく通知するものとする。また、第14条及び第15条の所作を行った場合についても、図書館は同様に、理由を付して通知を行うものとする。

(登録者の責務)

第11条 登録された学術成果の内容は、登録者が責任を負う。

(登録された学術成果の利用)

第12条 図書館は、次の各号に掲げる方法により、リポジトリに登録された学術成果を利用することができる。

- (1) 登録された学術成果を複製し、リポジトリに供するサーバに期限を設けず格納する。
- (2) サーバへの格納又はサーバからの送信に際し、保存及び利用の便宜のため必要に応じて、登録された学術成果の電子的形態を変更する。
- (3) サーバに格納された学術成果を公開し、その学術成果の複製物を学内外からの要求に応じて、電子的手段により無償で送信する。なお、学術成果を送信する際には、当該学術成果が著作権法を遵守し、同法に定める目的と範囲内で当該複製物を使用する旨の注意を受信する者に与える。

(学術成果の著作権、その他の権利及び利用許諾)

第13条 登録者は、リポジトリに登録する学術成果について、前条に定める利用を無償で許諾する。

2 学術成果の著作権の一部又は全部が登録者以外

の者に帰属している場合には、登録者は、あらかじめ同様の許諾を著作権の帰属する全員から取得して申請をしなければならない。

3 リポジトリに登録された学術成果の著作権は、登録後も原作者者に帰属する。

(登録の拒絶)

第14条 委員会は、次に掲げる事由がある場合には、学術成果をリポジトリに登録することを拒絶することができる。

- (1) 学術成果の内容が他の者に帰属する著作権その他の権利を侵害する場合
- (2) 学術成果が公序良俗に反する内容を含む場合又は社会的にみて著しく不適切な内容である場合
- (3) 学術成果の内容に対して異議の申し出があり、委員会がその異議に正当な理由があると判断したとき

(公開の解除及び登録の抹消)

第15条 委員会は、次に掲げる場合において、リポジトリに登録された学術成果の公開を解除あるいは登録を抹消することができる。

- (1) 登録者が理由を付して公開の解除あるいは登録の抹消申請を行い、当該解除あるいは抹消申請を委員会が承認した場合
- (2) 盗用又は剽窃による成果であることが判明した場合
- (3) 成果内容が前条の各号に該当する等の理由により、委員会が抹消の決定を行った場合

(免責事項)

第16条 本学は、リポジトリに登録された学術成果を利用することにより、発生した登録者又は著作権者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

(事務局)

第17条 リポジトリの管理・運用及び委員会の事務に関する所管は、図書館事務室とする。

(その他)

第18条 本規程に定めのない事項については、必要に応じて委員会が別途協議するものとする。

2 登録者からの申し出により本規程に関わる疑義が生じた場合には、委員会は誠実な話し合いにより解決するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

関西大学図書館規程

平成 26 年 4 月 1 日改正分

関西大学図書館規程改正案の新旧対照表

現行	摘要	改正
<p>関西大学図書館規程</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 13 年 7 月 12 日</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 関西大学学則第 65 条の規定に基づき、本大学に<u>関西大学図書館</u>（以下「図書館」という。）を置く。</p> <p>第 2 条 〈省略〉</p> <p>(図書館長)</p> <p>第 3 条 <u>図書館に図書館長を置く。</u></p> <p>2 <u>図書館長は、図書館を代表し、図書館の業務を統括する。</u></p> <p>3 <u>図書館長は、学長が教授のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。</u></p> <p>4 <u>図書館長の任期は、4 年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>5 <u>図書館長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第 4 条～第 6 条 〈省略〉</p> <p>(図書の管理)</p> <p>第 7 条 <u>図書館は、図書の調達及び管理を行う。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する図書の管理に関して必要な事項は、関西大学図書館図書管理規程に定める。</u></p> <p>(図書館の利用)</p> <p>第 8 条 <u>図書館は、図書館資料と図書館施設を利用に供する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する図書館の利用に関して必要な事項は、関西大学図書館利用規程に定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第 9 条 <u>この規程に定めるもののほか、図書館の管理運営に関する必要な事項は、図書委員会の議を経て定める。</u></p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第 10 条 〈省略〉</p>	<p>設置する図書館を明確にするために文言を追加</p> <p>総合図書館と分館の関係を示すため項を追加</p> <p>職員の構成について明確にするため条を追加</p> <p>条の繰下げ、項を削る</p> <p>以下項の繰上げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>図書管理規程との整合性を整えるための文言の修正</p> <p>条の繰下げ</p> <p>文言の修正</p> <p>附則の追加</p>	<p>関西大学図書館規程</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 13 年 7 月 12 日</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 関西大学学則第 65 条の規定に基づき、本大学に<u>次に定める図書館</u>（以下「図書館」という。）を置く。</p> <p>(1) <u>総合図書館</u></p> <p>(2) <u>高槻キャンパス図書館</u></p> <p>(3) <u>ミューズ大学図書館</u></p> <p>(4) <u>堺キャンパス図書館</u></p> <p>2 <u>前項第 2 号から第 4 号までに規定する図書館は、総合図書館の分館とする。</u></p> <p>第 2 条 〈省略〉</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 <u>図書館に次の職員を置く。</u></p> <p>(1) <u>図書館長</u></p> <p>(2) <u>事務職員</u></p> <p>(図書館長)</p> <p>第 4 条 <u>図書館長は図書館を代表し、図書館の業務を統括する。</u></p> <p>2 <u>図書館長は、学長が教授のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。</u></p> <p>3 <u>図書館長の任期は、4 年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>図書館長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第 5 条～第 7 条 〈省略〉</p> <p>(図書の管理)</p> <p>第 8 条 <u>図書館は、図書の調達及び管理を行う。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する図書の調達及び管理に関して必要な事項は、関西大学図書館図書管理規程に定める。</u></p> <p>(図書館の利用)</p> <p>第 9 条 <u>図書館は、図書館資料と図書館施設を利用に供する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する図書館の利用に関して必要な事項は、関西大学図書館利用規程に定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第 10 条 <u>この規程に定めるもののほか、図書館の管理運営に関して必要な事項は、図書委員会の議を経て定める。</u></p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第 11 条 〈省略〉</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程（改正）は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

関西大学図書委員会規程

平成 26 年 4 月 1 日改正分

関西大学図書委員会規程改正案の新旧対照表

現行	摘要	改正
<p>関西大学図書委員会規程</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和 31 年 6 月 21 日</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、関西大学図書館規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、<u>図書委員会</u>（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第 2 条 委員会は、次の者をもって構成する。</p> <p>(1) 図書館長</p> <p>(2) 各学部から選出された委員 各 1 名</p> <p>(3) 法務研究科又は会計研究科から選出された委員 1 名</p> <p>(4) 学術情報事務局長</p> <p>(5) 学術情報事務局次長（図書館担当）</p> <p>2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する委員は、学長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 3 条 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 〈省略〉</p> <p>(委員会の運営)</p> <p>第 4 条 委員会は、図書館長が招集し、議長となる。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第 5 条 次に掲げる事項は、委員会に付すべきものとする。</p> <p>(1) 図書館運営の大綱に関すること。</p> <p>(2) <u>分館、分室、部局図書室等の設置、分割、統合及び廃止に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>本館、分館、分室、部局図書室等相互間の調整に関する</u>こと。</p> <p>(4) 〈省略〉</p> <p>(5) 図書館利用サービス並びに図書館行政に関する規則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(6)～(9) 〈省略〉</p> <p>第 6 条 〈省略〉</p>	<p>関西大学図書館規程</p> <p>改正に伴う修正及び文言の追加</p> <p>文言の追加</p> <p>文言の修正</p> <p>図書委員の選出母体の追加に伴う号の追加</p> <p>前号の追加による号の繰り下げ</p> <p>前項の号の追加による文言の修正</p> <p>前条の号の追加による文言の修正</p> <p>項の追加</p> <p>現状に合わせ、分室、部局図書室等を審議事項から外すための修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>新たに専門部会を設置するための条の追加</p> <p>記録の作成を義務付けるための条の追加</p> <p>改正手続きの明確化のための条の追加</p> <p>事務担当明確化のための条の追加</p> <p>附則の追加</p>	<p>関西大学図書委員会規程</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和 31 年 6 月 21 日</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、関西大学図書館規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、<u>関西大学図書委員会</u>（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第 2 条 委員会は、次の者をもって構成する。</p> <p>(1) 図書館長</p> <p>(2) 各学部から選出された専任教育職員 各 1 名</p> <p>(3) <u>東アジア文化研究科、法務研究科（法科大学院）、会計研究科（専門職大学院）及び心理学研究科心理臨床学専攻（専門職大学院）から選出された専任教育職員 各 1 名</u></p> <p>(4) <u>教育推進部又は国際部から選出された専任教育職員 1 名</u></p> <p>(5) 学術情報事務局長</p> <p>(6) 学術情報事務局次長（図書館担当）</p> <p>2 前項第 2 号から第 4 号までに規定する委員は、学長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 3 条 前条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 〈省略〉</p> <p>(委員会の運営)</p> <p>第 4 条 委員会は、図書館長が招集し、議長となる。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。</p> <p>4 <u>図書館長が必要と認めるときは、委員以外の者</u>に出席を求めて、意見を聴くことができる。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第 5 条 次に掲げる事項は、委員会に付すべきものとする。</p> <p>(1) 図書館運営の大綱に関すること。</p> <p>(2) <u>分館の設置、分割、統合及び廃止に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>関西大学図書館規程第 1 条第 1 項に定める図書館相互間の調整に関する</u>こと。</p> <p>(4) 〈省略〉</p> <p>(5) 図書館利用サービス並びに図書館運営に関する規則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(6)～(9) 〈省略〉</p> <p>第 6 条 〈省略〉</p> <p>(専門部会)</p> <p>第 7 条 <u>委員会の審議に係る専門的な課題及び将来構想等を検討するために図書館長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員会のもとに専門部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>専門部会の運営に関し必要な事項は別に定める。</u></p> <p>(記録)</p> <p>第 8 条 <u>図書館長は、委員会の記録を作成し、保管しなければならない。</u></p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第 9 条 <u>この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。</u></p> <p>(事務)</p> <p>第 10 条 <u>委員会に関する事務は、図書館事務室が行う。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規程（改正）は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

関西大学図書館自己点検・評価委員会規程

平成 26 年 4 月 1 日改正分

関西大学図書館自己点検・評価委員会規程改正案の新旧対照表

現行	摘要	改正
<p>関西大学図書館自己点検・評価委員会規程 制定 平成 6 年 1 月 28 日</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この規程は、関西大学図書館規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、<u>関西大学図書館自己点検・評価委員会</u>（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条～第 3 条 〈省略〉</p> <p>(報告) 第 4 条 委員会は、自己点検・評価の結果を<u>図書委員会に報告するとともに、学校法人関西大学自己点検・評価委員会の求めに応じて報告を行う。</u></p> <p>(構成) 第 5 条 委員会は、次の者をもって構成する。 (1) 図書館長 (2) <u>学術情報事務局次長（図書館担当）</u> (3) <u>図書委員のうちから図書館長が指名する者若干名</u> (4) <u>図書館事務職員から若干名</u></p> <p>(委員長等) 第 6 条 <u>委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。</u> 2 委員長に事故あるときは、<u>学術センター次長（図書館担当）</u>がその職務を代行する。</p> <p>(委員の任期) 第 7 条 第 5 条第 3 号及び第 4 号に規定する委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(運営) 第 8 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。 2 委員会は、委員の<u>3分の2以上の出席</u>をもって成立し、議事は出席委員の過半数の同意をもって決する。 3 〈省略〉 第 9 条 〈省略〉</p>	<p>関西大学図書館規程 改正に伴う修正</p> <p>報告の公開手続きの位置づけの変更に伴う文言の修正</p> <p>委員の追加に伴う号の追加および順序の入れ替えによる修正</p> <p>外部からの委員を追加するための項の追加</p> <p>副委員長設置に伴う項の追加および文言の修正</p> <p>第 5 条改正に伴う修正</p> <p>委員会成立要件及び議決要件の追加に伴う文言の修正</p> <p>附則の追加</p>	<p>関西大学図書館自己点検・評価委員会規程 制定 平成 6 年 1 月 28 日</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この規程は、関西大学図書館規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、<u>関西大学図書館自己点検・評価委員会</u>（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任務) 第 2 条～第 3 条 〈省略〉</p> <p>(報告) 第 4 条 委員会は、自己点検・評価の結果を<u>図書館長に報告し、図書委員会の議を経て公表することができる。</u></p> <p>(構成) 第 5 条 委員会は、次の者をもって構成する。 (1) 図書館長 (2) <u>図書委員のうちから図書館長が指名する者若干名</u> (3) <u>学術情報事務局長</u> (4) <u>学術情報事務局次長（図書館担当）</u> (5) <u>図書館事務職員から若干名</u> 2 <u>図書館長が必要と認めた場合、2 名以内に限り、図書委員会の議を経て大学内外の有識者に委員を委嘱することができる。</u></p> <p>(委員長等) 第 6 条 <u>委員会に委員長及び副委員長を置く。</u> 2 <u>委員長は図書館長をもって充てる。副委員長は委員の中から委員長が指名する。</u> 3 <u>委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。</u></p> <p>(委員の任期) 第 7 条 第 5 条第 2 号及び第 5 号に規定する委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(運営) 第 8 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。 2 委員会は、委員の<u>過半数の出席</u>をもって成立し、議事は出席委員の過半数の同意をもって決し、<u>可否同数の場合は議長が決する。</u> 3 〈省略〉 第 9 条 〈省略〉</p> <p>附 則 <u>この規程（改正）は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

関西大学図書館図書管理規程

平成 26 年 4 月 1 日改正分

関西大学図書館図書管理規程改正案の新旧対照表

現行	摘要	改正
<p>関西大学図書館図書管理規程</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和 52 年 3 月 19 日</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、関西大学図書館規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、学校法人関西大学経理規則に定める固定資産及び物品のうち、図書館に所蔵する図書の調達及び管理について、その適正な運用を図るため、必要な基準を定めるものとする。</p> <p>第 2 条～第 3 条 〈省略〉</p> <p>(固定資産(資産図書)の範囲)</p> <p>第 4 条 学術研究資料として、長期保存を要するものは資産図書とし、別表第 1 により分類する。</p> <p>(物品(準資産図書)の範囲)</p> <p>第 5 条 教育及び研究資料として、一定期間の保存を要するものは準資産図書とし、別表第 1 により分類する。</p> <p>第 6 条～第 7 条 〈省略〉</p> <p>(調達の原則)</p> <p>第 8 条 調達に当たっては、必要な資料を常に調査・収集し、教育・研究上の需要に対する適合性及び経済性に留意するとともに、蔵書構成の維持に努めなければならない。</p> <p>第 9 条～第 10 条 〈省略〉</p> <p>(調達の審査)</p> <p>第 11 条 調達の請求を受理した場合は、次の各号について審査のうえ、調達の手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 予算の有無</p> <p>(2) 取書方針及び蔵書構成との整合性</p> <p>(3) 重複図書の有無</p> <p>(4) 冊数の適否</p> <p>(5) 納期等調達上必要な事項</p> <p>(検収)</p> <p>第 12 条 調達担当は、調達図書が納入されたときは、<u>契約条項及び仕様書に従って検収を行う。</u></p> <p>2 〈省略〉</p> <p>第 13 条 図書は、教育及び研究の効果をあげるため、常に良好な状態に維持するとともに、有効かつ適切に運用しなければならない。</p> <p>第 14 条～第 19 条 〈省略〉</p> <p>(除籍)</p> <p>第 20 条 第 4 条の図書で、次の各号のいずれかに該当するものは、図書館長が専決し、除籍する。</p> <p>(1) 紛失図書 紛失届のあったもの及び所在不明となって 2 年以上経過したもの</p> <p>(2) 破損・汚損図書 破損又は汚損により運用に耐えなくなったもの</p> <p>(3) 数量更正図書 合冊製本により、冊数変更の生じたもの</p> <p>(4) 価値減失図書 図書としての価値を失ったもの</p> <p>(5) 重複図書 必要冊数以上の重複本</p> <p>(6) 編入受入予定図書 管理区分を変更する必要がある図書</p> <p>2 〈省略〉</p> <p>(抹消)</p> <p>第 21 条 第 5 条の図書で、<u>前条第 1 項の各号</u>に該当するもの及び備付用途の終了したものは、図書館長が専決し、抹消する。</p> <p>2 〈省略〉</p> <p>第 22 条 〈省略〉</p> <p>(整理)</p> <p>第 23 条 第 16 条により登録又は記録された図書は、<u>分類基準</u>、目録作成基準及び装備基準に従って、所定の処理をしなければならない。</p> <p>(保管及び運用)</p> <p>第 24 条 整理された図書は、<u>管理の原則</u>に基づき保管するとともに、別に定める関西大学図書館利用規程等により、効果的な運用を図るものとする。</p>	<p>関西大学図書館規程改正に伴う修正</p> <p>第 4 条と表現を統一するために文言を追加</p> <p>原則の明確化のための文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>関連規程との整合性を取るための文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>整理に関する各基準について本規程とは別に定めることを明確化するための文言の追加</p> <p>管理の原則の条文を明確化するための文言の追加</p> <p>附則の追加</p>	<p>関西大学図書館図書管理規程</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和 52 年 3 月 19 日</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、関西大学図書館規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、学校法人関西大学経理規則に定める固定資産及び物品のうち、図書館に所蔵する図書の調達及び管理について、その適正な運用を図るため、必要な基準を定めるものとする。</p> <p>第 2 条～第 4 条 〈省略〉</p> <p>(物品(準資産図書)の範囲)</p> <p>第 5 条 教育及び<u>学術研究資料</u>として、一定期間の保存を要するものは準資産図書とし、別表第 1 により分類する。</p> <p>第 6 条～第 7 条 〈省略〉</p> <p>(調達の原則)</p> <p>第 8 条 調達に当たっては、<u>当該図書に関する情報を事前に収集・検討し</u>、教育・研究上の需要に対する適合性及び経済性に留意するとともに、蔵書構成の維持に努めなければならない。</p> <p>第 9 条～第 10 条 〈省略〉</p> <p>(調達の審査)</p> <p>第 11 条 調達の<u>申請</u>を受理した場合は、次の各号について審査のうえ、調達の手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 予算の有無</p> <p>(2) 取書方針及び蔵書構成との整合性</p> <p>(3) 重複図書の有無</p> <p>(4) 冊数の適否</p> <p>(5) 納期等調達上必要な事項</p> <p>(検収)</p> <p>第 12 条 調達担当は、調達図書が納入されたときは、<u>納品書</u>により検収を行う。</p> <p>2 〈省略〉</p> <p>第 14 条～第 20 条 〈省略〉</p> <p>(抹消)</p> <p>第 21 条 第 5 条の図書で、<u>前条第 1 項</u>に該当するもの及び備付用途の終了したものは、図書館長が専決し、抹消する。</p> <p>2 〈省略〉</p> <p>第 22 条 〈省略〉</p> <p>(整理)</p> <p>第 23 条 第 16 条により登録又は記録された図書は、<u>別に定める分類基準</u>、目録作成基準及び装備基準に従って、所定の処理をしなければならない。</p> <p>(保管及び運用)</p> <p>第 24 条 整理された図書は、<u>第 13 条に定める管理の原則</u>に基づき保管するとともに、別に定める関西大学図書館利用規程等により、効果的な運用を図るものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程(改正)は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

別表第1（第4条、第5条、第6条、第16条関係）図書の管理区分表

種類			
資産図書	図書	研究用	普通図書 逐次刊行物 特別コレクション（文庫）
		参考図書 貴重図書・準貴重図書	
	非図書形態資料	古文書（近世史料）	
		マイクロ資料	
		電子情報資料 （CD-ROM等）完結型	
準資産図書	図書	研究用	普通図書
		学習用	参考図書
			逐次刊行物
	非図書形態資料	マイクロ資料	
		電子情報資料 （CD-ROM等）完結型	
AV資料			
消耗品図書	未登録図書	未整理逐次刊行物 未整理古文書（近世史料）	
	登録不要図書	新聞・雑誌、インフォメーション資料等	
	非図書形態資料	外部データベース	

別表第2（第14条、第16条関係）帳簿組織分類表

台帳名	登録番号	期間		
資産図書	資産図書台帳	図書原簿 人文・社会系 工学系	00000001 ~ 1972.3 00402407 01000001 ~ 1957.4 ~ 1972.3 01043724	
	資産図書台帳	A系 C系	20000001 ~ 1972.4 ~ 2002.3 20858512 40000001 ~ 1979.4 ~ 1994.3 40111426	
	図書1（和洋）	21000001 ~ 2002.4 ~		
	図書2（洋書）	22000001 ~ 2002.4 ~ 2008.3 22038746		
	図書3（和書）	23000001 ~ 2002.4 ~ 2008.3 23078495		
	図書4（和洋） ミュージズ	24000001 ~ 2010.3 ~		
	図書5（和洋） 雑誌1（和洋） 雑誌2（和洋） ミュージズ	25000001 ~ 2010.3 ~ 41000001 ~ 2002.4 ~ 44000001 ~ 2011.3 ~		
	雑誌3（和洋） マイクロフィルム台帳（35mm）61系	45000001 ~ 2011.4 ~ 61033120 ~ 1988.4 ~		
	マイクロフィッシュ台帳 62系	62003614 ~ 1988.4 ~		
	マイクロフィルム台帳（16mm）63系	63000001 ~ 1993.4 ~		
	管理補助簿	近世文書目録（リスト）		
	事務用図書目録	電子目録		
	準資産図書	準資産図書台帳	準資産図書台帳 B系	30000001 ~ 1973.4 ~ 30343351 2002.3
		消耗図書1（和洋）	31000001 ~ 2002.4 ~	
		消耗図書2（洋書）	32000001 ~ 2002.4 ~ 32001115 2008.3	
		消耗図書3（和書）	33000001 ~ 2002.4 ~ 33000785 2008.3	
		消耗図書4（和洋） ミュージズ	34000001 ~ 2010.3 ~	
		消耗図書5（和洋） 学習用図書（和書） 学習用図書（洋書）	35000001 ~ 2010.3 ~ 10000001 ~ 1993.4 ~ 11000001 ~ 1986.4 ~	
		マイクロフィルム台帳（35mm）61系	61000001 ~ 1976.4 ~ 61033119 1988.3	
		マイクロフィッシュ台帳 62系	62000001 ~ 1976.4 ~ 62003613 1988.3	
オーディオテープ台帳 64系		64000001 ~ 1985.1 ~		

文言の追加

文言の追加

文言の修正

登録番号体系の追加による文言の追加

文言の修正

別表第1（第4条、第5条、第6条、第16条関係）図書の管理区分表

種類			
資産図書	図書	研究用	普通図書 逐次刊行物 特別コレクション（文庫）
		参考図書 貴重図書・準貴重図書	
	非図書形態資料	古文書（近世史料）	
		マイクロ資料	
		電子情報資料 （CD-ROM等）完結型	
準資産図書	図書	研究用	普通図書・参考図書
		学習用	普通図書・参考図書
			逐次刊行物
	非図書形態資料	マイクロ資料	
		電子情報資料 （CD-ROM等）更新型	
AV資料			
消耗品図書	未登録図書	未整理逐次刊行物 未整理古文書（近世史料）	
	登録不要図書	新聞・雑誌、インフォメーション資料等	
	非図書形態資料	外部データベース	

別表第2（第14条、第16条関係）帳簿組織分類表

台帳名	登録番号	期間		
資産図書	資産図書台帳	図書原簿 人文・社会系 工学系	00000001 ~ 1972.3 00402407 01000001 ~ 1957.4 ~ 1972.3 01043724	
	資産図書台帳	A系 C系	20000001 ~ 1972.4 ~ 2002.3 20858512 40000001 ~ 1979.4 ~ 1994.3 40111426	
	図書1（和洋）	21000001 ~ 2002.4 ~		
	図書2（洋書）	22000001 ~ 2002.4 ~ 2008.3 22038746		
	図書3（和書）	23000001 ~ 2002.4 ~ 2008.3 23078495		
	図書4（和洋） ミュージズ	24000001 ~ 2010.3 ~		
	図書5（和洋） 雑誌1（和洋） 雑誌2（和洋） ミュージズ	25000001 ~ 2010.3 ~ 41000001 ~ 2002.4 ~ 44000001 ~ 2011.3 ~		
	雑誌3（和洋） マイクロフィルム台帳（35mm）61系	45000001 ~ 2011.4 ~ 61033120 ~ 1988.4 ~		
	マイクロフィッシュ台帳 62系	62003614 ~ 1988.4 ~		
	マイクロフィルム台帳（16mm）63系	63000001 ~ 1993.4 ~		
	マイクロフィルム台帳（16mm） ミュージズ 71系	71000001 ~ 2012.3 ~		
	管理補助簿	近世文書目録（リスト）		
	事務用図書目録	電子目録		
	準資産図書	準資産図書台帳	準資産図書台帳 B系	30000001 ~ 1973.4 ~ 30343351 2002.3
		消耗図書1（和洋）	31000001 ~ 2002.4 ~	
		消耗図書2（洋書）	32000001 ~ 2002.4 ~ 32001115 2008.3	
		消耗図書3（和書）	33000001 ~ 2002.4 ~ 33000785 2008.3	
		消耗図書4（和洋） ミュージズ	34000001 ~ 2010.3 ~	
		消耗図書5（和洋） 学習用図書（和書） 学習用図書（洋書）	35000001 ~ 2010.3 ~ 10000001 ~ 1993.4 ~ 11000001 ~ 1986.4 ~	
		マイクロフィルム台帳（35mm）61系	61000001 ~ 1976.4 ~ 61033119 1988.3	
マイクロフィッシュ台帳 62系		62000001 ~ 1976.4 ~ 62003613 1988.3		
オーディオ資料台帳 64系		64000001 ~ 1985.1 ~		

		ビデオテープ台帳 65系	65000001 ~	1985.1 ~	文言の修正 登録番号体系の追加 による文言の追加 登録番号体系の追加 による文言の追加			ビジュアル資料台帳 65系	65000001 ~	1985.1 ~
								ビジュアル資料台帳 ミューズ 67系	67000001 ~	2011.3 ~
								ビジュアル資料台帳 堺 69系	69000001 ~	2012.4 ~
	事務用図書目録	電子目録					事務用図書目録	電子目録		
消耗品図書	管理補助簿	逐次刊行物仮受ファイル 近世文書目録(リスト)				消耗品図書	管理補助簿	逐次刊行物仮受ファイル 近世文書目録(リスト)		

関西大学図書館利用規程

平成 26 年 4 月 1 日改正分

関西大学図書館利用規程改正案の新旧対照表

現行	摘要	改正
<p>関西大学図書館利用規程</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和 60 年 2 月 8 日</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、関西大学図書館規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、図書館の所蔵する図書館資料（以下「図書」という。）及び図書館施設の利用についての必要な事項を定め、もって図書館の円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第 2 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本大学記念日</p> <p>(2) 図書の整備、現物照合等に必要期間</p> <p>(3) その他別に定める日</p> <p>2 図書館長は、前項の休館日のほか、臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>第 3 条 〈省略〉</p> <p>(利用者)</p> <p>第 4 条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職員</p> <p>(2) 学生</p> <p>(3) 本学の卒業生</p> <p>(4) 図書館間相互利用協定等に基づく者</p> <p>(5) 図書館長の許可を受けた者</p> <p>2 前項の範囲及び取扱いについては、別に定める。</p> <p>第 5 条 〈省略〉</p> <p>(利用券の交付)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する利用者には、次の区分により利用券を交付する。</p> <p>(1) 第 4 条第 1 項第 3 号に規定する者 校友利用券</p> <p>(2) 第 4 条第 1 項第 4 号に規定する者 相互利用券</p> <p>(3) 第 4 条第 1 項第 5 号に規定する者 優待利用券又は特別利用券</p> <p>2 前項の手続については、別に定める。</p> <p>(利用の種類)</p> <p>第 7 条 <u>利用券、教職員証、入退出カード又は学生証</u>（以下、「利用券等」という。）を持参した者には、図書の閲覧、貸出その他の図書館サービスを行う。<u>ただし、特別利用券を交付した者には、図書の貸出サービスを制限することがある。</u></p> <p>(図書の区分)</p> <p>第 8 条 図書は、次の 7 種に区分する。</p> <p>(1) 第 1 種 普通図書</p> <p>(2) 第 2 種 雑誌類</p> <p>(3) 第 3 種 参考図書類</p> <p>(4) 第 4 種 特別コレクション</p> <p>(5) 第 5 種 貴重図書及び準貴重図書</p> <p>(6) 第 6 種 AV・マイクロ資料類</p> <p>(7) 第 7 種 電子資料類</p> <p>第 2 章 閲覧</p>	<p>関西大学図書館利用規程 改正に伴う修正</p> <p>記念日が授業日となった場合の運用変更による文言修正</p> <p>運用変更による文言修正</p> <p>実態に合わせて文言を修正</p> <p>利用券の種類を改めるための文言の修正 文言の削除</p>	<p>関西大学図書館利用規程</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和 60 年 2 月 8 日</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、関西大学図書館規程第 9 条第 2 項の規定に基づき、図書館の所蔵する図書館資料（以下「図書」という。）及び図書館施設の利用についての必要な事項を定め、もって図書館の円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第 2 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本大学記念日（<u>授業日を除く。</u>）</p> <p>(2) 図書の整備、現物照合等に必要期間</p> <p>(3) その他別に定める日</p> <p>2 図書館長は、前項の休館日のほか、臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>第 3 条 〈省略〉</p> <p>(利用者)</p> <p>第 4 条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職員</p> <p>(2) 学生</p> <p>(3) 本学の卒業生</p> <p>(4) 図書館間相互利用協定等に基づく者</p> <p>(5) 図書館長の許可を受けた者</p> <p>2 前項の範囲及び取扱いについては、<u>図書館長が定めるものとする。</u></p> <p>第 5 条 〈省略〉</p> <p>(利用券の交付)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する利用者には、次の区分により利用券を交付する。</p> <p>(1) 第 4 条第 1 項第 3 号に規定する者 校友利用券</p> <p>(2) 第 4 条第 1 項第 4 号に規定する者 協定利用券</p> <p>(3) 第 4 条第 1 項第 5 号に規定する者 優待利用券又は特別利用券</p> <p>2 前項の手続については、別に定める。</p> <p>(利用の種類)</p> <p>第 7 条 <u>教職員証、学生証、利用券又は入退出カード</u>（以下、「利用券等」という。）を持参した者には、図書の閲覧、貸出その他の図書館サービスを行う。</p> <p>第 2 章 閲覧</p>

<p>(閲覧サービス)</p> <p>第9条 図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、図書の閲覧サービスを行う。</p> <p>2 書庫内図書の閲覧を希望する者は、所定の申込書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。この場合において、第13条に定める入庫検索者については、申込書の提出を省略することができる。</p> <p>3 開架閲覧室及びレファレンス室に備付の図書は、自由に閲覧することができる。</p> <p>第10条～第12条 〈省略〉</p> <p>(入庫検索)</p> <p>第13条 書庫内で図書を検索することができる者は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて制限をすることができる。</p> <p>(1) 大学の教育職員</p> <p>(2) 大学院学生</p> <p>(3) 図書館長の許可を受けた者</p> <p>2 前項の入庫検索を希望する者は、所定の手続をしなければならない。</p> <p>3 貴重書庫への入庫検索は、原則として認めない。</p> <p>第3章 貸出</p> <p>(貸出サービス)</p> <p>第14条 〈省略〉</p> <p>2 書庫内図書の貸出を希望する者は、所定の申込書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。この場合において、前条に定める入庫検索者については、申込書の提出を省略することができる。</p> <p>3 開架閲覧室備付図書の貸出を希望する者は、当該図書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。この場合において、貸出冊数及び期限は、次条第1項第3号に規定するところによる。</p> <p>(貸出冊数及び期限)</p> <p>第15条 貸出図書の冊数及び期限は、次のとおりとする。ただし、図書館長は、必要に応じて制限をし、又は一時返還を求めることができる。</p> <p>(1) 大学の専任教育職員 60冊以内、6カ月以内</p> <p>(2) 大学の非常勤講師、大学院学生、前号以外の専任職員及び優待利用券を交付した者 20冊以内、3カ月以内</p> <p>(3) 学部学生 10冊以内、2週間以内</p> <p>(4) 校友利用券を交付した者 5冊以内、2週間以内</p> <p>(5) 特別利用券を交付した者については別に定める。</p> <p>2 貸出期限が休業期間内に及ぶときは、第4条第1項第1号及び第2号に規定する者、並びに優待利用券を交付した者については、休業期間の終了日までの貸出を認める。</p> <p>3 研究又は教育上の理由により、図書館長が必要と認めた場合は、第1項に規定する冊数及び期限を超える貸出を認める。</p> <p>(貸出制限)</p> <p>第16条 〈省略〉</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する図書は、当該期間中貸出期間の制限又は貸出を禁止することができる。</p> <p>(1) 指定図書 科目担任教育職員指定の期間</p> <p>(2) 特に需要の多い図書 その需要期間</p> <p>(教育職員公用貸出)</p> <p>第17条 大学の教育職員が、授業又は試験に使用するため、第8条第5号及び第7号に規定するものを除く図書の公用貸出を希望するときは、図書館の運営に支障のない限り、これを認める。</p> <p>第18条 〈省略〉</p> <p>(事務職員公用貸出)</p> <p>第19条 事務職員が、当該部、局、室、課及び事務室(以下「部署」という。)の業務に使用するため、第8条第2号、第4号及び第5号に規定するもの以外の図書の公用貸出を希望するときは、図書館の運営に支障のない限り、認めることができる。</p> <p>2 前項に規定する図書は、当該部署の長が保管し、貸出冊数は20冊以内とし、期限は3カ月以内とする。</p> <p>第20条～第24条 〈省略〉</p> <p>第5章 レファレンス</p> <p>(レファレンスサービス)</p> <p>第25条 図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、レファレンスサービスを行う。</p> <p>2 利用者からの質問、相談等に対しては、主として文献に基づいて調査し、回答するものとする。</p>	<p>分館に開架式書庫が設置されたことに伴う文言の修正</p> <p>実態に合わせて文言を修正</p> <p>第9条2項の修正の伴う文言の修正</p> <p>第13条との整合性を取るための文言の追加</p> <p>他の条文と表現を合わせるための文言の修正</p> <p>実態にあわせるための文言の修正及び、第1項の一部を第2項へ移す</p> <p>実態にあわせるための号の追加</p> <p>実態にあわせるための号の追加</p> <p>第2項の追加</p> <p>実態に合わせての項の追加</p> <p>以降項の繰り下げ</p> <p>休業の定義を明確化するための文言の追加</p> <p>実態に合わせての文言の修正</p> <p>文言の追加</p> <p>貸出制限の決裁者を明確にするための文言の修正</p> <p>制限理由を明確化するための表現の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>実態に合わせての項の追加</p>	<p>(閲覧サービス)</p> <p>第9条 図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、図書の閲覧サービスを行う。</p> <p>2 開架式書庫内図書の閲覧を希望する者は、所定の申込書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。ただし、第13条に定める入庫検索者については、申込書の提出を省略することができる。</p> <p>3 開架式閲覧室に備付の図書は、自由に閲覧することができる。</p> <p>第10条～第13条 〈省略〉</p> <p>第3章 貸出</p> <p>(貸出サービス)</p> <p>第14条 〈省略〉</p> <p>2 開架式書庫内図書の貸出を希望する者は、所定の申込書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。ただし、前条第1項に定める入庫検索者については、申込書の提出を省略することができる。</p> <p>3 開架式閲覧室備付図書の貸出を希望する者は、当該図書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。ただし、貸出冊数及び期限は、次条第1項第3号に規定するところによる。</p> <p>(貸出冊数及び期限)</p> <p>第15条 貸出図書の冊数及び期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大学の専任教育職員 60冊以内、6カ月以内</p> <p>(2) 大学の非常勤講師、大学院学生、前号以外の専任職員及び優待利用券を交付した者 20冊以内、3カ月以内</p> <p>(3) 学部学生 10冊以内、2週間以内</p> <p>(4) 校友利用券を交付した者 5冊以内、2週間以内</p> <p>(5) 協定利用券を交付した者については別に定める。</p> <p>(6) 特別利用券を交付した者については別に定める。</p> <p>2 図書館長は、必要に応じて制限をし、又は一時返還を求めることができる。</p> <p>3 第1項の規定に関わらず、学習用図書については、貸出冊数を10冊以内、期限を2週間以内とする。</p> <p>4 貸出期限が学部の授業及び試験が行われていない期間内に及ぶときは、第4条第1項第1号及び第2号に規定する者、並びに優待利用券を交付した者については、その期間の終了日の翌日までの貸出を認めることができる。</p> <p>5 研究又は教育上の理由により、図書館長が必要と認めた場合は、第1項に規定する冊数及び期限を超える貸出を認めることができる。</p> <p>(貸出制限)</p> <p>第16条 〈省略〉</p> <p>2 図書館長は次の各号のいずれかに該当する図書について、当該期間中貸出期間を制限すること又は貸出を禁止することができる。</p> <p>(1) 科目担当教育職員が、授業の必要上、期間を定めて貸出サービスの制限を申し出た図書 指定の期間</p> <p>(2) 特に需要の多い図書 その需要期間</p> <p>(教育職員公用貸出)</p> <p>第17条 大学の教育職員が、授業又は試験に使用するため、第8条第5号及び第7号に規定するものを除く図書の公用貸出を希望するときは、図書館の運営に支障のない限り、これを認めることができる。</p> <p>第18条 〈省略〉</p> <p>(事務職員公用貸出)</p> <p>第19条 事務職員が、業務上使用するため、第8条第2号、第4号及び第5号に規定するもの以外の図書の公用貸出を希望するときは、図書館の運営に支障のない限り、認めることができる。</p> <p>2 前項に規定する図書は、当該部署の長が保管し、貸出冊数は20冊以内とし、期限は3カ月以内とする。</p> <p>第20条～第24条 〈省略〉</p> <p>第5章 レファレンス</p> <p>(レファレンスサービス)</p> <p>第25条 図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、レファレンスサービスを行う。</p> <p>2 利用者からの質問、相談等に対しては、主として文献に基づいて調査し、回答するものとする。</p> <p>3 第4条第3号から第5号に定める利用者に対しては、次条のレファレンスサービスの範囲を制限することができる。</p>
---	---	---

<p>(レファレンスサービスの範囲) 第26条 依頼事項に関するレファレンスサービスの範囲は、原則として次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 書誌的事項の調査 (2) 参考文献の紹介 (3) 参考文献の所在及び利用手段の提示 (4) 専門的調査機関等についての情報の提供 <p>(レファレンスサービスを行わない事項) 第27条 レファレンスサービスを行わない事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) プライバシーにかかわる事項の調査 (2) 古書、古文書、美術品等の鑑定並びに市場価格の調査 (3) 学習課題及び懸賞問題に関する調査並びに解答 (4) 医療・健康相談、法律相談、人生案内又は身上相談 (5) 仮定又は将来の予想に属する事項の調査 <p><u>2 多大な経費又は時間を要し、業務上支障をきたす調査等については、サービスを行わない。</u></p> <p>第28条 〈省略〉</p> <p>(情報検索サービス) 第29条 図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、<u>外部データベースと直結して図書館に設置する端末機によって、オンライン情報検索サービスを行う。</u></p> <p>第30条 <u>オンライン情報検索を希望する者は、所定の申込書により、レファレンスカウンターに申し込まなければならない。</u></p> <p><u>2 オンライン情報検索の利用時間は、レファレンスカウンターのサービス時間内で、かつ、外部データベース利用可能時間内とする。</u></p> <p>第31条 削除</p> <p>(情報検索の利用料金) 第32条 オンライン情報検索の利用に伴う外部データベースの検索料金等は、利用者の負担とする。</p> <p><u>2 前項に規定する情報検索の利用料金の徴収については、別に定める。</u></p> <p>第33条～第35条 〈省略〉</p> <p>第7章 図書館施設の利用</p> <p>(一般閲覧室) 第36条 一般閲覧室は、自学自習のために利用することができる。</p> <p>(小閲覧室) 第37条 小閲覧室の利用は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合図書館地階の小閲覧室は、大学の教育職員、大学院学生及び図書館長の許可を受けた者に限り、利用することができる。 (2) 総合図書館1階の小閲覧室は、大学の教育職員に限り、利用することができる。 (3) 総合図書館2階の小閲覧室は、グループ研究討議のために利用することができる。 (4) 総合図書館3階、高槻図書室及び堺キャンパス図書館の小閲覧室は、図書の利用を伴うグループ研究討議のために利用することができる。 <p><u>2 前項第4号の利用については、別に定める。</u></p> <p>(研究個室) 第38条 研究個室は、大学の専任教育職員、大学院学生及び図書館長の許可を受けた者に限り、利用することができる。</p> <p><u>2 前項に規定する利用については、別に定める。</u></p> <p>(特別閲覧室) 第39条 特別閲覧室は、原則として第8条第5号の図書の閲覧のために利用するものとする。</p> <p>第40条 削除</p> <p>第8章 雑則</p> <p>(貸出の停止) 第41条 貸出期限を超過した延滞中の図書がある者には、図書の貸出を停止する。</p> <p>第42条～第43条 〈省略〉</p>	<p>第2項を第1項(6)号へ組み込み、表現を改める</p> <p>実態に合わせた文言の削除及び項の追加</p> <p>条を削る</p> <p>条を削る 以下条の繰上げ</p> <p>実態に合わせた文言の追加</p> <p>本規程による規定にそぐわないため、第7章を削る</p> <p>以下章の繰上げ</p> <p>章の繰上げ</p> <p>文言の修正</p> <p>附則の追加</p>	<p>第26条 〈省略〉</p> <p>(レファレンスサービスを行わない事項) 第27条 レファレンスサービスを行わない事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) プライバシーにかかわる事項の調査 (2) 古書、古文書、美術品等の鑑定並びに市場価格の調査 (3) 学習課題及び懸賞問題に関する調査並びに解答 (4) 医療・健康相談、法律相談、人生案内又は身上相談 (5) 仮定又は将来の予想に属する事項の調査 <u>(6) 当該サービスのために、多大な時間と経費又は労力を費やす等、業務上支障をきたすと判断される調査</u> <p>第28条 〈省略〉</p> <p>(情報検索サービス) 第29条 図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、<u>オンライン情報検索サービスを行う。</u></p> <p><u>2 前項の利用については別に定める。</u></p> <p>(情報検索の利用料金) 第30条 オンライン情報検索の利用に伴う外部データベースの検索料金等は、利用者の負担とする場合がある。</p> <p><u>2 前項に規定する情報検索の利用料金の徴収については、別に定める。</u></p> <p>第31条～第33条 〈省略〉</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(貸出の停止) 第34条 貸出期限を超過した図書がある者には、図書の貸出を停止する。</p> <p>第35条～第36条 〈省略〉</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程(改正)は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>
--	---	--

『図書館フォーラム』投稿要項

制定 平成 8 年 3 月 31 日

『大学図書館研究』の原稿募集要項に準じて、概要を次のように定める。

(1) 原稿執筆者の範囲

原則として、依頼記事・寄稿記事いずれの場合も、本学の教育職員並びに本学図書館所属の職員を執筆者とする。

(2) 原稿の内容

次のいずれかで、執筆者自身の未発表原稿とする。

- ア 研究論文・研究ノート
- イ 図書館に関する調査・意見
- ウ 本学所蔵資料の紹介
- エ 図書館職員のレポート
- オ その他図書館に関する記事

(3) 収 載

寄稿原稿が予定の紙幅を超える件数があったときは、収載順序を図書館長が決める。

(4) 謝 礼

依頼記事の執筆者（図書館職員は除く）には、若干の謝礼を贈呈する。ただし、抜刷は提供しない。

(5) 投稿先

関西大学図書館事務室（TEL 06-6368-1157）
電子メール（lib-ent@ml.kandai.jp）

(6) 執筆要領

- ア 本誌 1 ページにつき 2,070 字相当とする。
- イ 原稿は横書き、電子メールまたはフロッピーでの提出を原則とし、手書き原稿も可とする。
- ウ 電子メールまたはフロッピーで提出する場合は、プレインテキスト（txt）形式もしくはワープロ（Word）形式を原則とする。
- エ ワープロを使用の場合は、1 行を 23 字とし 45 行を 1 ページとして設定する。
- オ 本文中に図・表または写真を掲載する場合は、その相当分の字数を割愛する。
- カ 原稿は次の順に記載する。
 - ① 標題、② 執筆者名、③ 本文、④ 注記、⑤ 引用文献、⑥ 参考文献、および⑦ 執筆者名の読みがな・職名
- キ 原稿の表記は、次に従うものとする。

① 漢字は原則として常用漢字を用い、新かなづかいによる。書誌学的な理由などから、特に旧字体を使用する必要がある場合は、原稿用紙の右欄外にその旨を記す。また、欧文原稿を除き句読点は「。」「、」を用いる。

② 数字は、引用文および漢語の一部として漢数字が習慣

的となっている場合を除き、原則としてアラビア数字を用いる。

③ 引用文献、参考文献の記載方法は、次のとおりとする。

a. 雑誌論文の場合

筆者名 “論文標題” 『雑誌名』 巻（号）、年月、ページ

b. 図書の中の一部引用の場合

著者名 “論文標題” 『書名』（図書の著編者名）出版地、出版者、出版年、ページ

c. 図書の場合

著者名 『書名』 出版地、出版者、出版年

d. 欧文の場合は、著者名を転置形として、雑誌名または書名には『 』を付さずにアンダーラインで示す（印刷では、イタリック体活字になる）。

[例] Downs, Robert B. “How to start a library school.” *ALA Bulletin* 52 (6), 1995.6, pp.32-48.

e. インターネット上の文献

著者名 “文献標題” [参照年月日] (URL)

[例] 永沼博道 “21 世紀の大学図書館に向けて—伝統と現代化の相克” [参照 2003.1.20]
(URL http://web.lib.kansai-u.ac.jp/library/about/lib_pub/forum/2002_vol7/2002_01.pdf)

ク 図・表は、図 1、図 2、表 1、表 2、fig. 1 のように記す。図または表を電算等で出力したものをそのまま使用するとき、鮮明なものを用いる。写真は出来るかぎりモノクロームを用いる。図、表、写真には、その裏に執筆者名、標題、図 1、図 2、表 1、表 2 のように番号を鉛筆書きのこと。

ケ 校正は、初校を執筆者に依頼し、再校以降は図書館が行うことを原則にするが、必要のある場合は、再校以降についても執筆者の協力を得るものとする。

(7) 掲載した著作物の電子化と公開許諾について

本誌に掲載した著作物の著作権は執筆者に帰属するが、次の事項について執筆者はあらかじめ了解するものとする。

- ア 関西大学図書館ウェブサイトにて公開されること
- イ 国立国会図書館が行う電子メディアに収録されること

以 上

〈平成 21 年 12 月 1 日改正〉

編集後記

本学図書館は、今年平成 26（2014）年、創設 100 周年を迎えます。

4 月から 5 月にかけて、図書館・博物館連携企画展「関西大学名品万華鏡」を開催するとともに総合図書館の展示室においても「関西大学図書館 100 年のあゆみ展」を企画し、歴史年表パネル、追想写真、戦前の図書委員会記録などを展示いたしました。手書きの図書カードや着物姿の学生が熱心に読書している写真を眺めていると、当時は必要な文献と出会うことが難しい時代であり、情報に飢えていた時代であったと感じます。一方で現在は検索機能が発達し、世界中の情報が身の回りにあふれている時代です。必要な情報（文献）を選び出す技術の伝授や資料のデジタル化など図書館の使命も大きく変わっていくなか、私たち職員も時代を先取りする図書館を目指してがんばらねばと思います。

さて、図書館フォーラム 19 号を無事に刊行することができました。今号から「図書館サ・エ・ラ」として図書館記録写真を掲載しております。限られたスペースですが、平成 25 年度の主な出来事を取りあげましたのでご覧ください。

最後に、ご寄稿いただきました方々には、ご多忙にもかかわらず、快くご執筆の協力をいただきましたことを心より感謝いたします。ありがとうございました。

（徳岡）

図書館フォーラム編集担当

徳岡 久実・大上 良樹・乙咩 美智枝

関西大学 図書館フォーラム 第 19 号（2014）

平成 26 年 6 月 30 日発行

編集・発行 関西大学図書館
〒564-8680 大阪府吹田市山手町 3-3-35
TEL 06-6368-1157
<http://web.lib.kansai-u.ac.jp/library/>

制作 (株)遊文舎
〒532-0012 大阪市淀川区木川東 4-17-31
TEL 06-6304-9325
